

# 秋田城跡

平成 11 年度秋田城跡調査概報

秋田市教育委員会  
秋田城跡調査事務所

# 平成11年度 秋田城跡調査概報

## 正 誤 表

ページ	行	誤	正
14	上から6行目	柱列間隔	柱間間隔
17	下から1行目	S B 1596	S B 1586
39	下から1行目	S B 11583	S B 1583
51	上から7行目	柱列3列	柱列2列
52	下から10行目	赤褐色土器A	赤褐色土器坏A
54	註2・b	発掘調査概法	発掘調査概報
54	註4・2行目	ケヅリ	ケズリ
55	下から5行目	$t = 0.15$	$t = 0.15\text{ m}$
110	上から9行目	秋田市教育員会	秋田市教育委員会

平成 11 年度秋田城跡調査概報

# 秋 田 城 跡

秋田市教育委員会  
秋田城跡調査事務所

## 序 文

平成11年度秋田城跡発掘調査は、昨年度に引き続き政府南東側の一画にあたる大畠地区を実施しました。

調査の結果、政府と外郭東門の中間部にあたるこの地域で、規則的に配置された掘立柱建物群や住居跡から古代の兵器である「弩」と墨書きされた土器が発見されるなど、実務的な仕事が行われていた官衙地域の可能性がでてきました。これは今後、秋田城跡の全容を解明していく上で一つの手掛かりになると思われます。

また、昨年度完成いたしました外郭東門は周辺の歴史公園とともに市民に学習の場や憩いの場として大いに利用されております。

このように、秋田城跡の調査が大きな成果をあげ、史跡の管理と整備事業が順調に進んでおりますことは、文化庁、秋田県教育委員会、整備指導委員会の諸先生、そして地元住民の方々の多大なるご指導、ご協力の賜物と心より深く感謝申し上げます。

平成12年3月31日

秋田市教育委員会

教育長 石 黒 俊 郎

## 目 次

### 例言・凡例

I 調査の計画.....	1
II 第75次調査	
1) 調査経過.....	2
2) 検出遺構と出土遺物.....	7
3) 基本層序及び各層出土遺物.....	41
III 附 第72次・第74次調査出土遺物（未報告分）..... 45	
IV まとめ	
○第75次調査検出遺構の年代と変遷について..... 51	51
1) 各遺構の年代について.....	51
2) 調査地の利用状況の変遷について.....	53
V 秋田城跡環境整備事業..... 55	
VI 秋田城跡第75次調査出土漆紙文書..... 108	

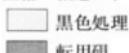
## 例　言

1. 本報告書の執筆、編集は西谷隆、進藤靖があたり、日野久が補佐した。
2. 遺物の実測、トレースは、松下秀博、西谷、進藤のほか、補助員の渡辺由孝、長嶋英子、栗山佳子があたり、発掘調査、遺物整理は、打矢泰之（秋田大学大学院）、藤原崇（秋田大学）、渡辺祐一（秋田大学）、佐々木彩子（國學院大學）、海道澄子（國學院大學）が協力した。
3. 遺構写真は西谷、進藤、遺物写真は進藤があたった。
4. 墨書き土器の解説は国立歴史民俗博物館教授平川南氏、日本学術振興会特別研究員三上喜孝氏にお願いした。
5. 漆紙文書の解説、執筆は平川南氏、三上喜孝氏にお願いした。
6. 鉄製品の説明については、東北歴史博物館学芸部主任研究員手塚均氏、同博物館学芸部研究員及川規氏の協力を得て進藤が実施した。
7. 発掘調査では上記のほかに、以下の方々、関係機関からの指導、助言を得た。記して感謝したい。  
新野直吉、岡田茂弘、渡邊定夫、細見啓三、牛川喜幸、今泉隆雄、白鳥良一、坂井秀弥、岸本直文、平澤毅、井上和人、金昌鑑、井上喜久男、余合昭彦、中島宏一、熊田亮介、渡部育子、鐘江宏之、文化庁記念物課、国立歴史民俗博物館、奈良国立文化財研究所、宮城県教育委員会、東北歴史博物館、多賀城跡調査研究所、東北芸術工科大学、秋田県教育委員会、秋田県埋蔵文化財センター、秋田県立博物館、秋田大学(敬称略・順不同)

## 凡　例

### 遺物

1. 土器断面を黒く塗りつぶしたのが須恵器、中世陶器である。
2. 土器の性格の相違は、下記スクリーントーンで表現した。

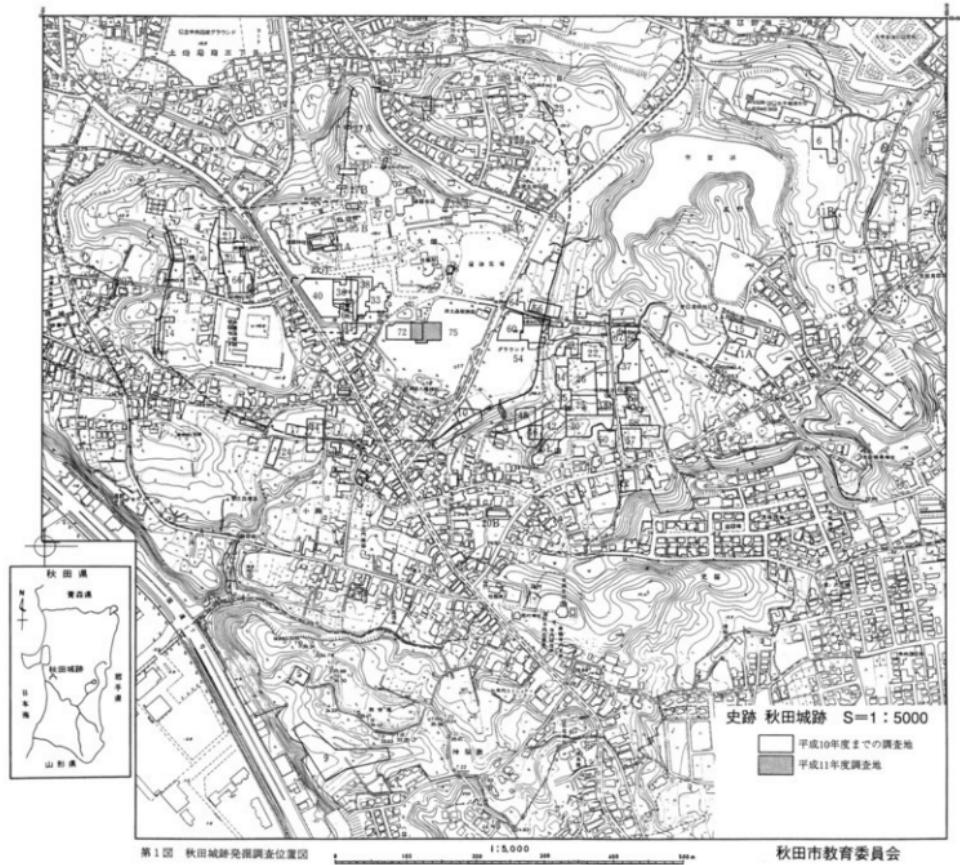


3. 土器の表面付着物の相違は、下記スクリーントーンで表現した。



4. 調整技術、切り離し等の表記は下記のとおりである。

- 回転利用ケズリは、ケズリ調整と記載。ケズリ調整以外の調整はそのつど別記。
- ロクロ等広い意味の回転を利用したカキ目調整は、ロクロ利用のカキ目調整と記載。
- 切り離し、粘土紐、タタキ痕跡等、成形時痕跡の消滅を目的としない軽度な器面調整痕跡は、軽い撫で調整と記載。
- 底部回転ヘラ切りによる切り離しは、ヘラ切りと記載。底部回転糸切りによる切り離しは、糸切りと記載。底部回転以外の切り離しはそのつど別記。
- 実測図、写真図版の縮尺は、特記のあるもの以外はすべて1／3である。



## I 調査の計画

平成11年度の秋田城跡発掘調査は、第75次調査を実施した。

発掘調査事業費は総事業費(本体額)1,600万円のうち国庫補助額800万円(50%)、県費補助額400万円(25%)、市400万円(25%)となっている。

調査計画は下記のように立案した。

表1 発掘調査計画

調査次数	調査地区	発掘調査面積m <sup>2</sup> (坪)	調査予定期間
第73次	焼山地区北部	1,000m <sup>2</sup> (303)	8月1日～10月31日
第75次	大畠地区中央部	1,200m <sup>2</sup> (363)	4月12日～7月31日
計		2,200m <sup>2</sup> (666)	

平成11年度は秋田城跡第六次5ヶ年計画の3年度にあたり第五次5ヶ年計画調査予定地のうち焼山地区で未調査となっている部分と、第六次5ヶ年計画に従い昨年に引き続き大畠地区中央部を調査対象としている。

第75次調査は、政府から外郭東門に至る間の区域にあたり、政府域の南東側に隣接している大畠地区中央部の一画、昨年度調査地の東側を調査対象とした。従来から学校跡地を含む広い未調査域が存在し、第72次調査によって建物群の展開が予想されたこの地域の遺構の広がりや利用状況を把握することを目的として実施した。

調査の結果、掘立柱建物跡9棟、柱列2列、竪穴住居跡6軒、土坑20基、溝跡7条、土取り穴跡2基等の遺構の存在を確認し、建物群、工房域などの利用状況を把握することができた。

第73次調査は政府から外郭西門に至る間の区域で、焼山地区中央部の北側及び西側隣接地にあたる焼山地区北部の一画を調査対象とした。平成9年度までの調査で焼山地区中央部では、規則的配置に基づく掘立柱建物群を検出しており、その北側及び西側における建物群をはじめとする遺構の広がりや利用状況を把握することを目的としたが、調査については第75次調査の期間が延長されたことにより調査期間が短縮されたため、調査区周辺の竹藪等の伐採作業を一部実施するにとどまった。

9月21日に文化庁記念物課岸本直文文部技官の現地指導を受けた。

10月9日に第75次調査の現地説明会を開催し、220名の参加者を得た。

平成11年度の発掘調査実施状況は下記表2のようになっている。

表2 発掘調査実施状況

調査次数	調査地区	発掘調査面積m <sup>2</sup> (坪)	調査予定期間
第75次	大畠地区中央	1,286m <sup>2</sup> (390)	4月12日～12月7日
計		1,286m <sup>2</sup> (390)	

## II 第 75 次 調 査

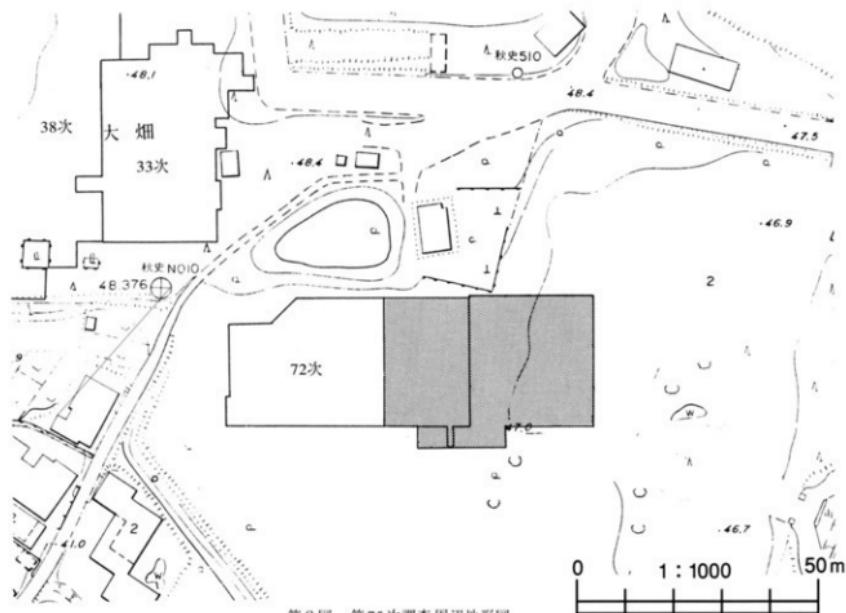
### 1) 調査経過

第75次調査は、大畠地区中央部を対象に平成11年4月12日から12月7日まで実施した。発掘調査面積は1,286 m<sup>2</sup>(390坪)である。調査地は政府から外郭東門に至る間の区域にあたり、前年度の第72次調査地とは東に隣接している。調査地北西側の第33次調査や、隣接地である前年度第72次調査では掘立柱建物跡や竪穴住居跡、鍛冶工房跡、柱列跡等を検出している。調査地は旧高清水小学校跡地で、現地形は校舎解体後に平坦に整地され、雑木の生える荒地となっていた。

調査は前年度に統いて建物群をはじめとする遺構の広がりや利用状況の把握を目的として実施した。まず、雑木の伐採及び抜根作業を行い、その後調査区の設定を行った(4月12日～4月15日)。

表土除去作業を、昨年度第72次調査区との重複部分を除いた調査区西側から開始した。調査区のほぼ全域には、表土が小学校造成時の造成土と旧耕作土からなり、厚さは10cm～30cmと比較的薄くなっていた。調査区南西部では表土直下で第3層暗褐色土の遺物包含層の堆積が確認された。調査区北東部では旧耕作土直下で第4層黒褐色土・褐色土の遺物包含層の堆積が確認された。調査区北西部、中央部、南東部では表土直下で搅乱と削平により地山腐植土層面、地山粘土層面となっていた。また、調査区北東側を除き、小学校建物の基礎である幅1m前後の布掘り溝が北東から南西方向にかけて、それと直交する北西から南東方向にかけて地山粘土層面を掘り込み、コンクリートの破片や拳大の栗石を敷き詰めた状態で数条確認された。表土除去作業が終了した調査区南西部から土層観察用ベルトの写真撮影と実測を行い、完了したものからベルトを除去していった(4月16日～5月21日)。

表土除去作業終了後、土層観察用ベルトを除去しながら調査区南側から遺構の精査を行っていった。それと併行して小学校造成時の搅乱穴の掘り下げを行った。調査区中央部にSB1582を検出するとともに、南西部では、第72次調査で一部未検出であったSI1542・1543の南壁を、SK1560の全体プランを検出した(5月24日～5月28日)。調査区南側ではSB1583、SA1590、SI1592、SI1593や第3層暗褐色土層によって判然としないもののSK1611をそれぞれ検出し、南東部では、SB1584、SB1585、SD1598を、またSB1583に重複するSD1599、SB1585に重複するSD1600、SB1583とSB1585に重複するSD1601、SB1584に重複するSD1602を検出した(5月31日～6月1日)。調査区北西部では、第72次調査で一部未検出であったSB1535の東桁行、南北梁間を検出した(6月2日)。各遺構の検出状況について調査区の全景写真撮影を行った(6月11日)。SB1582、SB1583、SB1584、SB1585、SA1590、SD1598、SD1599、SD1600、SD1601、SD1602、SK1560、SK1605、SK1606、SK1607、SK1608、SK1609、SK1610、SK1611の断ち割りと掘り下げを行い、その後土層断面の実測と写真撮影を行った(6月14日～7月9日)。SI1541、SI1542を床面まで掘り下げ、SI1541内よりSK1612、柱掘り方数基、またSI1542内よりSK1623、柱掘り方数基をそれぞれ検出した。SI1541、SI1542床面より検出した柱掘り方は、既に調査区南側より検出して柱掘り方とプランが一致することが判明し、SB1586、SB1588とした



第2図 第75次調査周辺地形図

(7月12日～7月13日)。S B 1534、S B 1535、S B 1586、S B 1588、S D 1533、S K 1559、S K 1612、S K 1623の断ち割りと掘り下げを行った後、土層断面の実測と写真撮影を行った(7月14日～7月26日)。

調査区東側から北東部にかけての表土直下で歓状擾乱を多数検出した。この歓状擾乱を除去した後、第4層黒褐色土・褐色土を除去し、竪穴状遺構の一部と、S A 1591を検出した(7月27日)。これらの遺構の断ち割りと掘り下げを行い、これと併行してS I 1592、S I 1593の掘り下げを行った(7月28日～7月30日)。S K 1559を中層まで掘り下げたところで柱掘り方4基を検出し、断ち割りを行い土層断面の実測と写真撮影を行った(8月2日)。S I 1541、S I 1542、S I 1592、S I 1593、S K 1612の土層断面の実測、写真撮影を行い終了後、それぞれのベルトを除去した(8月3日～8月5日)。

調査区全域に平面実測用の遣り方を設置し、調査区西側から平面実測を開始した(8月6日～8月24日)。

平面実測終了後、重複関係上位遺構の完掘状況についての全景写真撮影を行った(8月30日)。S B 1582、S K 1605、S K 1606、S K 1609、S K 1610、S K 1611、S D 1599の完掘状況の写真撮影を行い、その後S K 1559中層より下層の掘り下げと、S B 1584、S B 1587の断ち割りと掘り下げを行った(9月2日～9月17日)。S I 1592の東側でS B 1583廻部分の柱掘り方に壊されたS I 1592のカマドを検出した(9月9日)。S B 1584、S A 1591、S I 1542、S I 1543、S I 1592カマド、S D 1603、

S K 1614、S K 1615、S K 1616の掘り下げと断ち割り、および土層断面の実測を行った(9月16日～9月17日)。調査区北側で検出した竪穴状遺構は2つの竪穴住居跡が重複していることが判明したため、東側竪穴住居跡をS I 1595、これに切られている西側の竪穴住居跡をS I 1596とし、それぞれの掘り下げを行うとともに、それと併行して調査区南部に堆積する遺物包含層の除去を行った(9月17日～10月1日)。S I 1595、S I 1596周溝の検出状況から、S I 1595、S I 1596と重複する竪穴住居跡が、さらにもう1軒検出されS I 1597とした(9月29日)。S I 1592の床面精査によりS I 1594を検出した(10月4日)。S I 1595東側でこの住居跡よりも新しいS K 1617が検出され、実測等を行った(10月5日)。S B 1586、S B 1588、S K 1623の断ち割りと掘り下げを行い、実測、写真撮影を行った(10月6日～10月15日)。調査

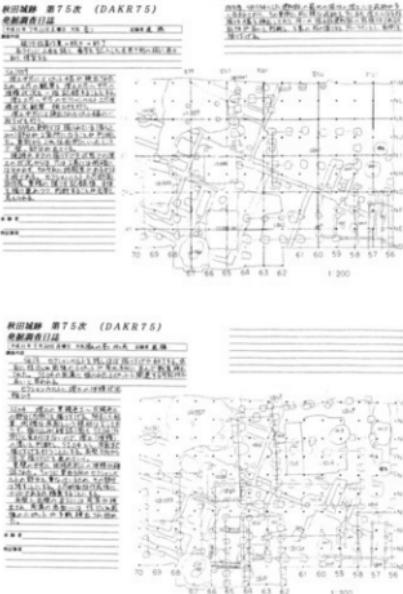
区南部の遺物包含層除去後、S K 1622を検出するとともに、上層で一部検出していたS K 1611の全体プランが広がることが判明し、これらの掘り下げ、実測、写真撮影を行った(10月14日～10月21日)。S K 1611の精査中に漆紙1点が出土した(10月22日)。S K 1611、S K 1622付近の平面実測を行い、それと併行してS B 1586、S B 1588、S B 1589の土層断面の実測を行った。また、S I 1594の写真撮影、平面実測を行った(10月25日～10月28日)。

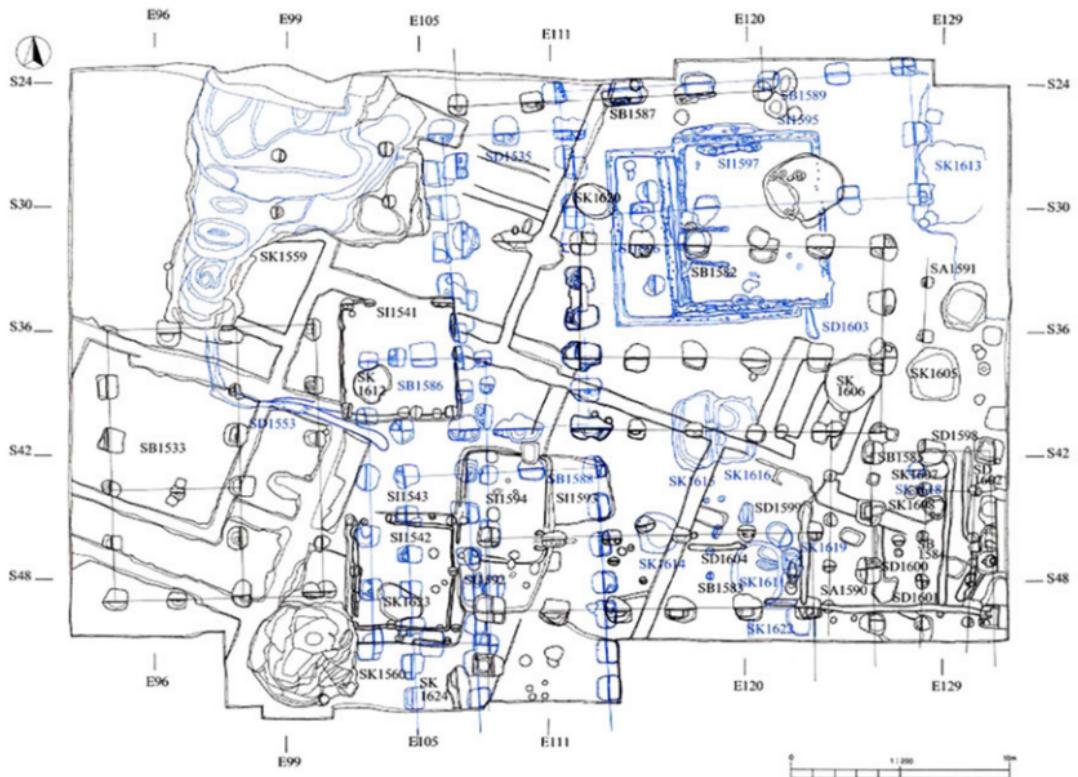
調査区全域の遺構調査(10月29日～11月11日)を終了した段階で全景写真撮影及び航空写真撮影を行った(11月12日～11月15日)。調査区北側のS B 1589、S I 1595、S I 1596、S I 1597の平面実測を行った(11月16日～11月22日)。S I 1595、S I 1596、S I 1597の補足調査を行い、調査を終了した(11月25日)。

発掘調査機材の整備、清掃等を行い調査を終了した(12月7日)。

9月21日に文化省記念物課岸本直文部技官の現地指導を受けた。

10月9日に現地説明会を開催し、220名の参加者を得た。





第3図 第75次調査検出遺構図

\*青色：重複関係下位遺構

## 2) 検出遺構と出土遺物

### S B 1535 挖立柱建物跡(第4図、図版7)

調査区北西部の遺物包含層面及び地山腐植土層面で検出された。昨年度の調査で西側柱列が検出されていた。梁間2間(3.0m+3.0m)、桁行8間(1.8m+1.8m+1.8m+1.8m+1.8m+1.8m+1.8m)の南北棟の掘立柱建物跡である。建物方位は桁行が北で約3度西に振れる。柱掘り方は80cm~154cm×102cm~142cmの方形及び長径144cm~160cm×短径90cm~125cmの楕円形で深さ30cm~86cmである。柱痕跡は直径約40cmである。S B 1582、S B 1589、S B 1534と重複し、これらより古い。

### S B 1535 出土遺物(第5図、図版24)

鉄製品(1)：柱掘り方理土出土の鉄錠である。

### S B 1582 挖立柱建物跡(第6図、図版5)

調査区中央部の遺物包含層面及び地山腐植土層面で検出された。桁行5間(2.7m+2.7m+2.7m+3.0m+2.7m)、梁間3間(2.7m+2.7m+3.5m)で、北側2間が身舎、南側1間が廂部分となる、南廂東西棟の建物跡である。建物方位は梁間がほぼ真北を向く。柱掘り方は70cm~138cm×80cm~135cmの方形及び長径165cm×短径126cmの楕円形で、深さ50cm~100cmである。柱掘り方に抜き取りが入るが、柱痕跡は直径約30cmである。S B 1535、S B 1585、S I 1595~1597と重複し、S B 1585よりも古く、S I 1595~1597よりも新しい。

### S B 1582 出土遺物(第7図、図版24)

いずれも柱掘り方抜き取り部分出土である。

赤褐色土器(1)：糸切り無調整の壺である。

緑釉陶器(2)：輪花壇口縁部である。内外面に刷毛塗りにより施釉している。

### S B 1583 挖立柱建物跡(第8図、図版6)

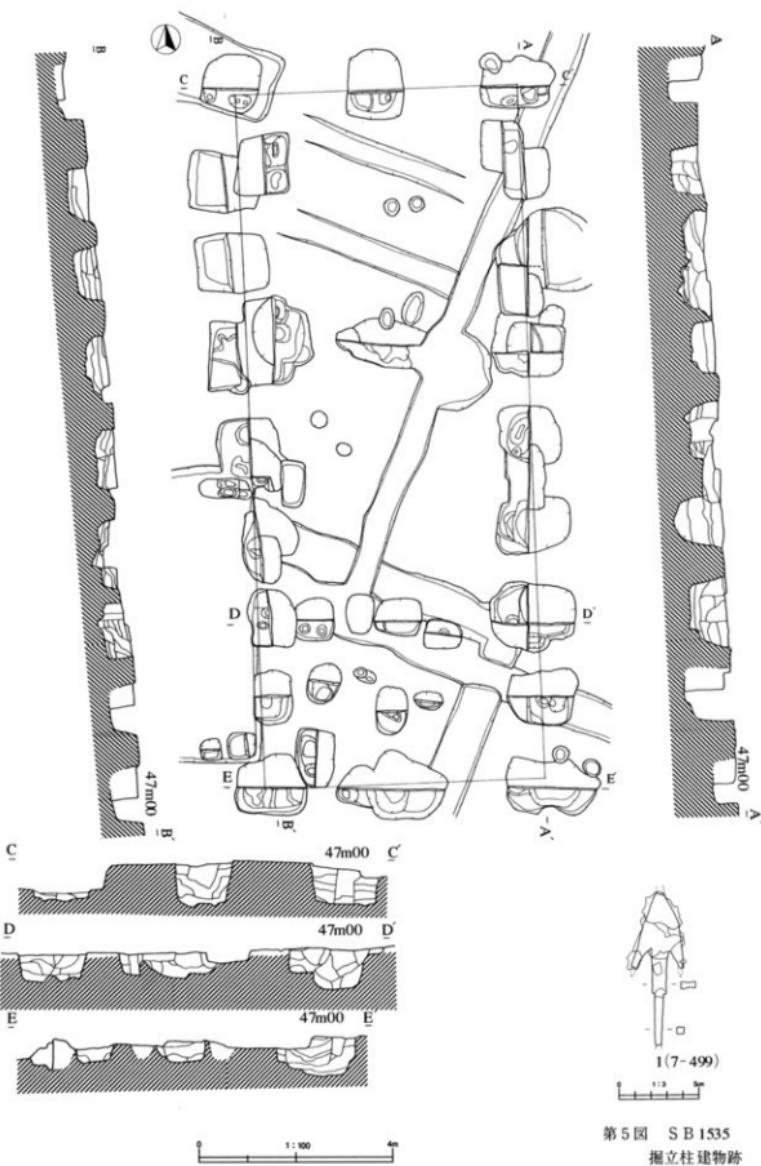
調査区南部の遺物包含層面で検出された。南側が調査区外のため不明ではあるが、現状では桁行5間(3.0m+3.0m+3.0m+3.0m+3.0m)、梁間2間以上(3.5m+2.7m+...)で南側1間以上が身舎、北側1間が廂部分となる、北廂東西棟の掘立柱建物跡である。建物方位は北で約2度西に振れる。柱掘り方は70cm~140cm×90cm~130cmの方形及び長径90cm~100cm×短径80cm~88cmの楕円形で、深さ40cm~120cmである。柱掘り方全てに抜き取りが入り、柱痕跡は不明である。S I 1592、S I 1594、S B 1586、S B 1588と重複し、これらよりも新しい。

### S B 1583 出土遺物(第9図、図版24)

いずれも柱掘り方抜き取り部分出土である。

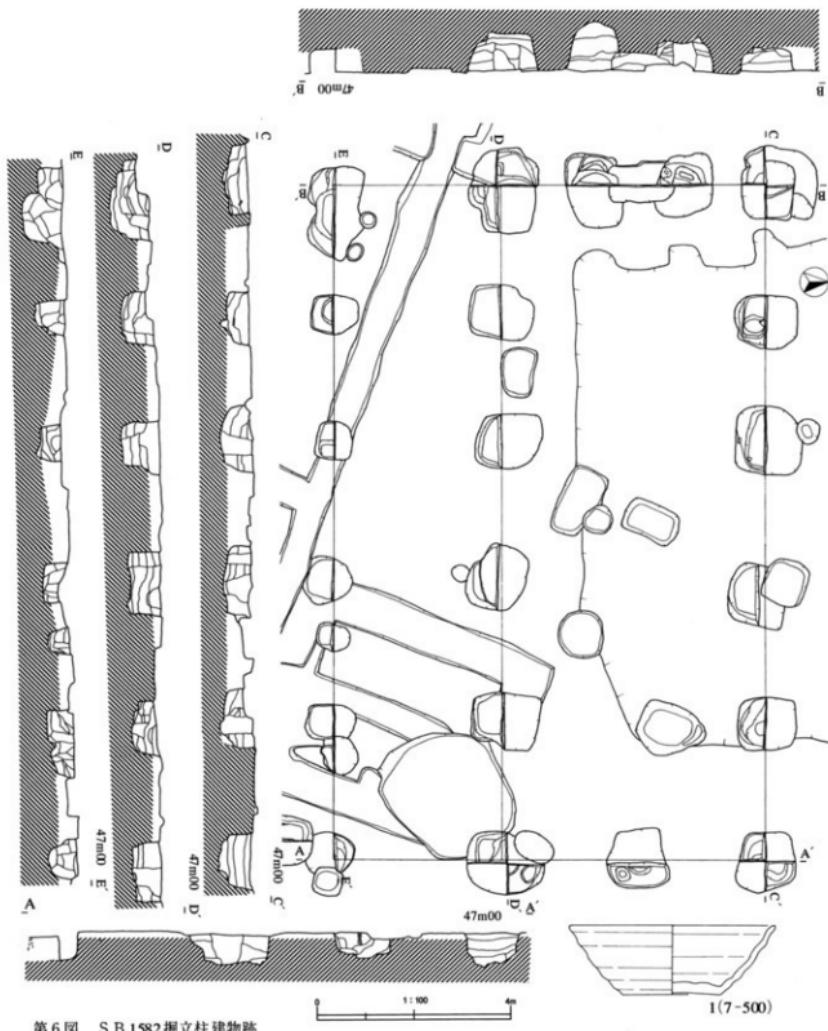
須恵器(1・2)：1はヘラ切り拂で調整の壺、2は糸切り無調整の壺である。2は底部に判読不能の墨書がある。

赤褐色土器(3~5)：3は糸切り無調整の壺である。4は糸切り無調整の壺の底部で「厨」の墨書

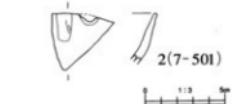


第4図 SB 1535 捜立柱建物跡

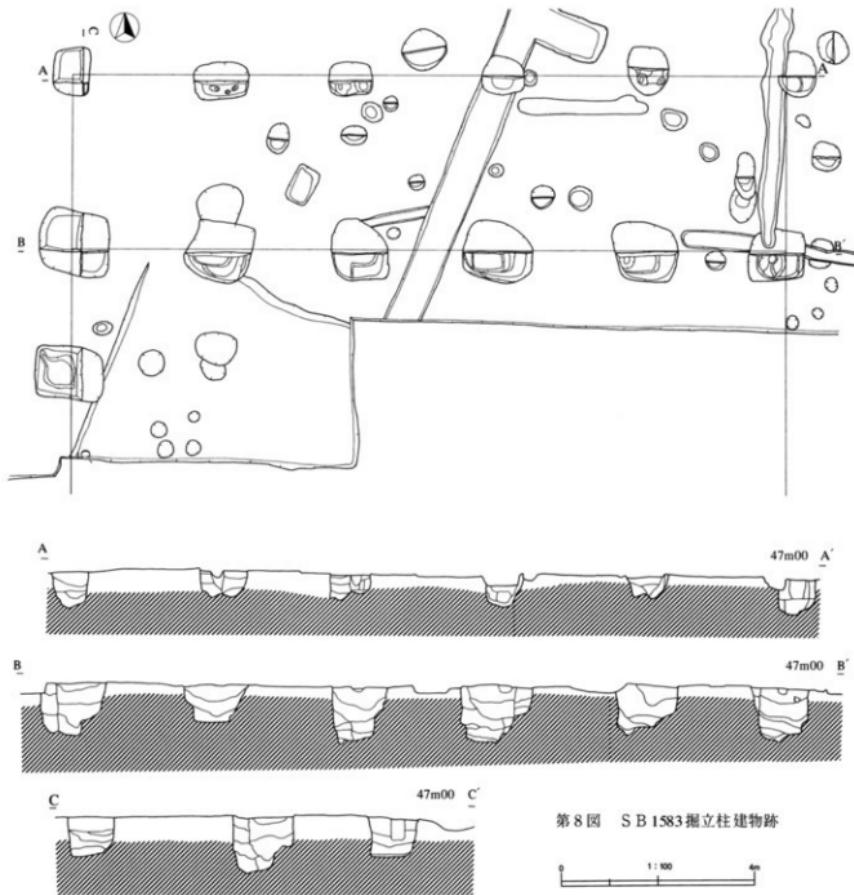
第5図 SB 1535  
掘立柱建物跡  
出土遺物



第6図 S B 1582掘立柱建物跡



第7図 S B 1582掘立柱建物跡  
出土遺物

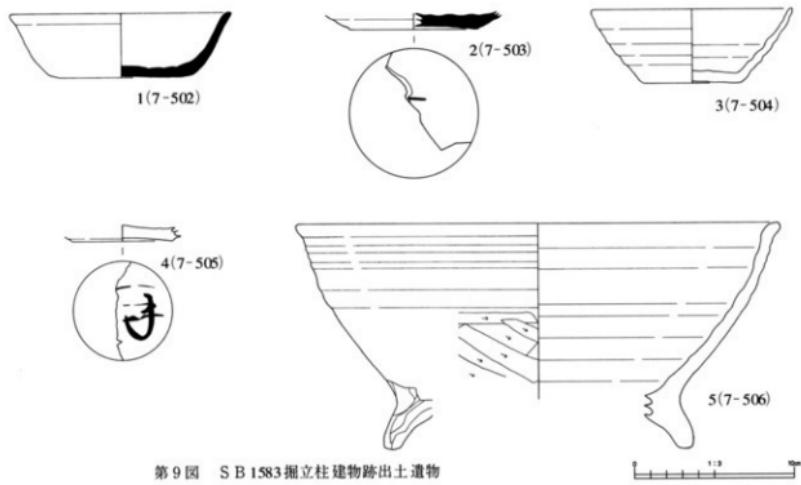


第8図 S B 1583掘立柱建物跡

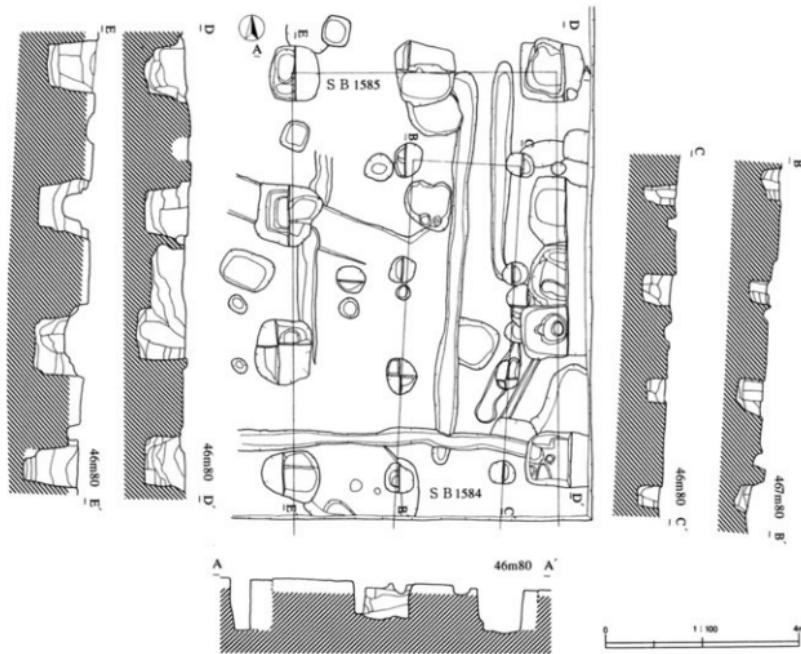
がある。5は瓶である。体部下半に手持ちケズリ調整を施す。

#### S B 1584 掘立柱建物跡(第10図、図版8)

調査区南東部の地山腐植土層面で検出された。南側が調査区外のため不明ではあるが、現状では桁行3間以上( $2.1\text{ m} + 2.1\text{ m} + 2.1\text{ m} + \dots$ )、梁間1間(2.1m)の南北棟の比較的規模の小さい掘立柱建物跡である。建物方位は桁行が北で約1度東に振れる。柱掘り方は長径54cm~74cm×短径48cm~60cmの楕円形で、深さ40cm~70cmである。柱痕跡は直径20cmである。



第9図 SB 1583掘立柱建物跡出土遺物



第10図 SB 1584・SB 1585掘立柱建物跡

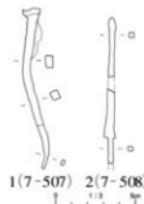
### S B 1585 挖立柱建物跡（第10図、図版9）

調査区南東部の遺物包含層及び地山腐植土層面で検出された。南側が調査区外のため不明であるが、現状では桁行3間以上(2.7m+2.7m+2.7m+…)、梁間2間(2.8m+2.8m)の南北棟の掘立柱建物跡である。建物方位は桁行が北で約2度西に振れる。柱掘り方は100cm~130cm×114cm~135cmの方形及び長径120cm×短径約100cmの楕円形で、深さ70cm~114cmである。柱掘り方全てに抜き取りが入り、柱痕跡は不明である。S B 1582と重複し、これよりも新しい。

### S B 1585 出土遺物（第11図、図版24）

いずれも柱掘り方抜き取り部分出土である。

鉄製品(1・2)：1は鉄釘、2は鉄錠である



第11図  
S B 1585 挖立柱建物跡  
出土遺物

### S B 1586 挖立柱建物跡（第12図、図版10）

調査区西側の地山腐植土層面及びS I 1541・1543・1592・1594床面より検出された。桁行5間(2.7m+2.7m+2.7m+3.0m+2.7m)、梁間2間(2.7m+2.7m)の南北棟の掘立柱建物跡である。建物方位は桁行が北で約1度西に振れる。柱掘り方は86cm~116cm×90cm~125cmの方形及び長径128cm×短径110cmの楕円形で、深さ50cm~58cmである。柱掘り方全てに抜き取りが入り柱痕跡は不明である。S B 1583、S B 1588、S I 1541、S I 1543、S I 1592、S I 1594と重複し、S B 1583、S I 1541、S I 1543、S I 1592、S I 1594よりも古く、S B 1588よりも新しい。

### S B 1587 挖立柱建物跡（第13図、図版12）

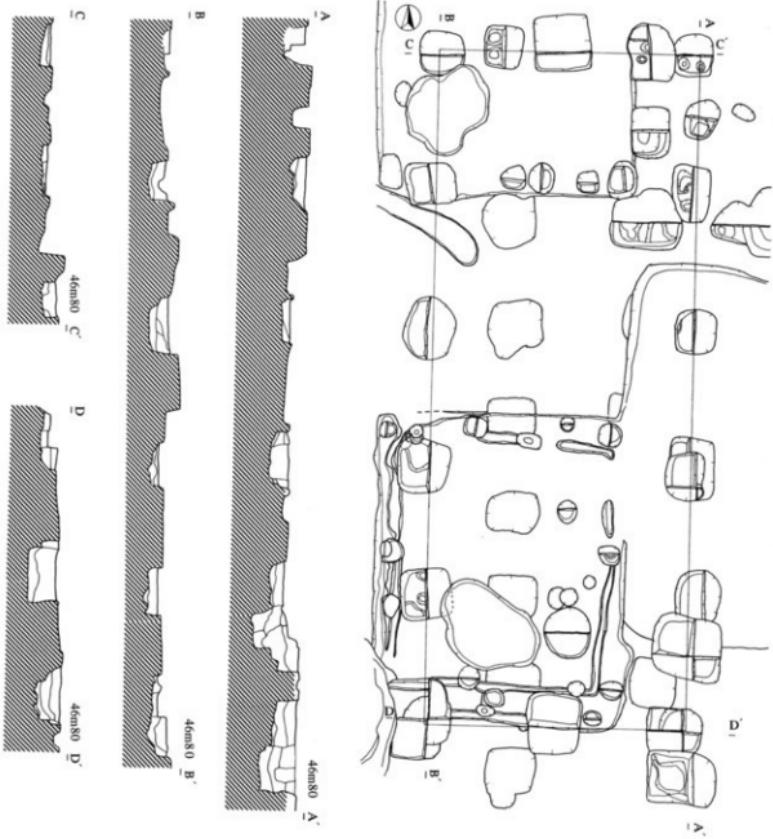
調査区北部、地山腐植土層面で検出された。北側が調査区外のため不明であるが、現状では桁行4間(3.6m+3.6m+3.6m+3.6m)、梁間1間以上(1.3m以上+…の東西棟の掘立柱建物跡である。建物方位は桁行が東で約4度北に振れる。柱掘り方は90cmの円形で、深さ45cm~64cmである。柱掘り方全てに抜き取りが入り、柱痕跡は不明である。S B 1589と重複し、これよりも新しい。

### S B 1588 挖立柱建物跡（第14図、図版11）

調査区南西部の地山腐植土層面及びS I 1542・1543・1592・1593・1594床面より検出された。南側が調査区外のため不明であるが、現状では桁行6間以上(1.8m+1.8m+1.8m+1.8m+1.8m+… )、梁間3間(3.0m+3.0m+3.0m)で東側2間が身舎、西側1間が廂部分となる、西南南北棟の掘立柱建物跡である。建物方位は桁行が北で約3度西に振れる。柱掘り方は、70cm~124cm×98cm~112cmの方形で深さ60cm~116cmである。柱痕跡は直径約30cmである。

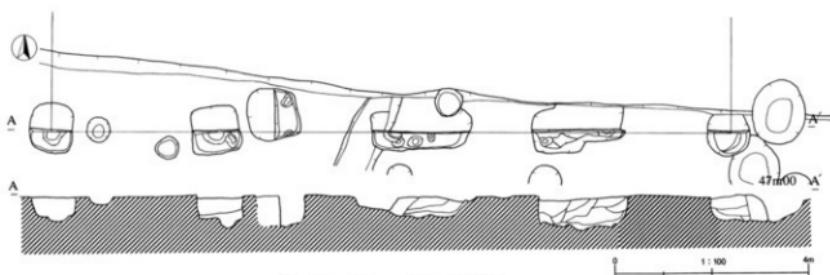
### S B 1589 挖立柱建物跡（第15図、図版12）

調査区北側、S I 1595・1596・1597埋土面及び地山腐植土層面で検出された。桁行5間(3.0m+3.3m+3.3m+3.3m+3.3m)、梁間2間(3.0m+3.0m)の東西棟の掘立柱建物跡である。建物方位



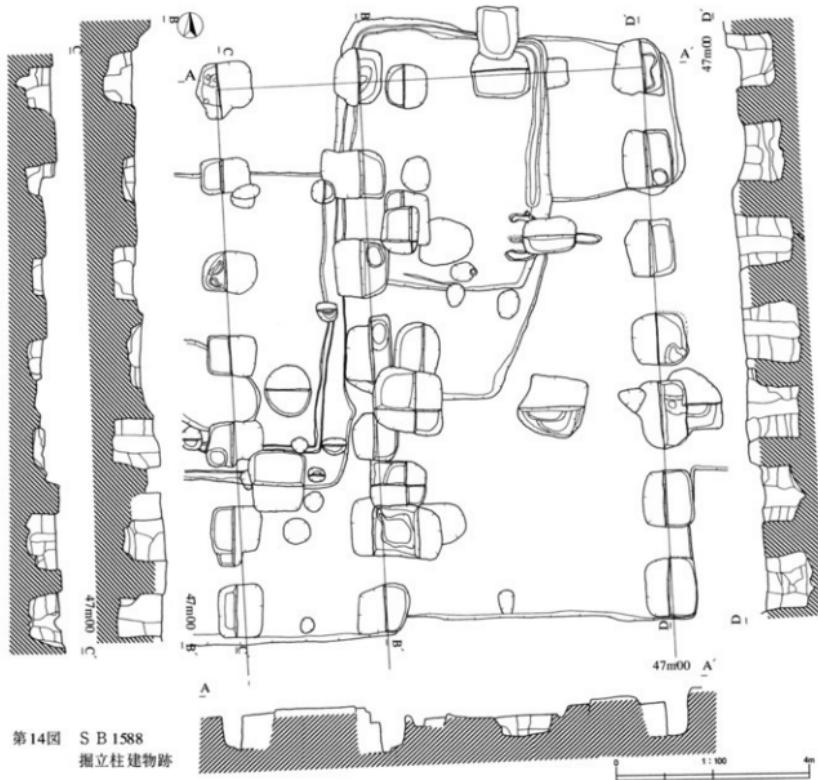
第12図 S B 1586掘立柱建物跡

0 1:100 4m



第13図 S B 1587掘立柱建物跡

0 1:100 4m



第14図 S B 1588  
掘立柱建物跡

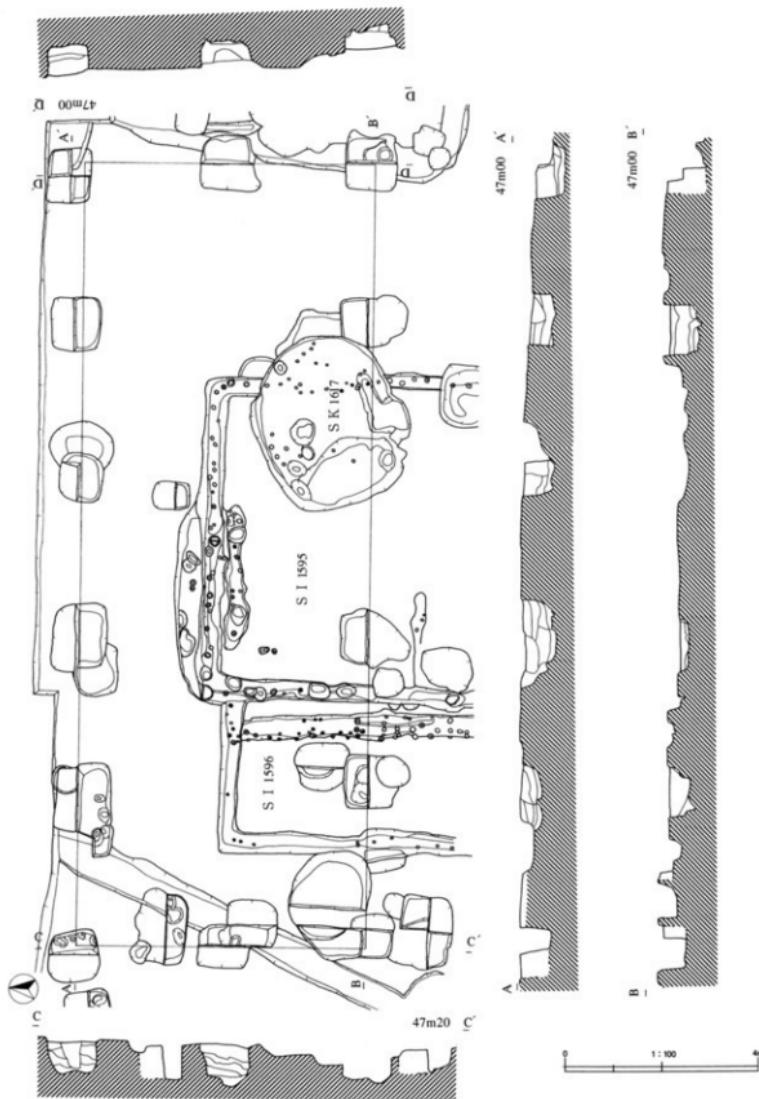
は梁間が北で約6度西に振れる。柱掘り方は $100\text{cm} \sim 140\text{cm} \times 90\text{cm} \sim 110\text{cm}$ の方形で、深さ $50\text{cm} \sim 8\text{cm}$ である。柱掘り方全てに抜き取りが入り、柱痕跡は不明である。S B 1535、S B 1587と重複し、S B 1587よりも古く、S B 1535よりも新しい。

#### S A 1590 柱列(第3図、図版13)

調査区南側の遺物包含層面で検出された。5基の掘り方よりなる南北方向の柱列で、全体に削平により浅くなっている。方位は北で約1度東に振れる。柱列間隔は北より $2.1\text{m} + 2.1\text{m} + 2.1\text{m} + 2.1\text{m}$ である。柱掘り方は $54\text{cm} \times 54\text{cm}$ の方形及び長径 $60\text{cm} \sim 80\text{cm}$ ×短径 $50\text{cm} \sim 60\text{cm}$ の梢円形で、深さは $50\text{cm} \sim 60\text{cm}$ である。柱掘り方には抜き取りが入り、柱痕跡は認められない。

#### S A 1591 柱列(第3図)

調査区東側の地山腐植土層面で検出された。削平のため不明であるが、2基以上の掘り方よりなる



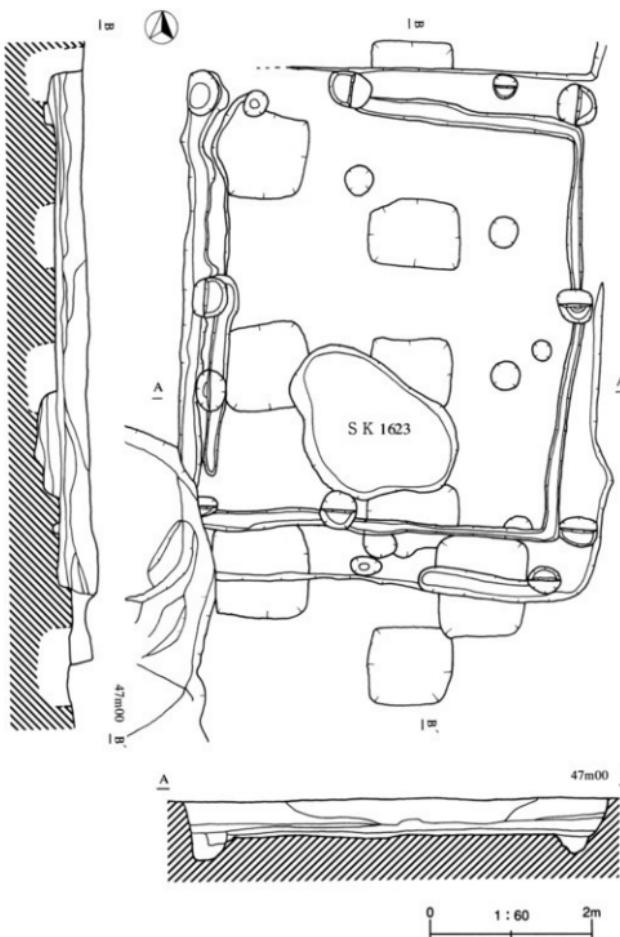
第15図 S B 1589掘立柱建物跡

南北方向の柱列で、全体に削平により浅くなっている。方位は北で約1度東に振れる。柱間隔は北より2.7m+2.7m+…である。柱掘り方は44cm~74cm×48cm~72cmの方形で、深さは48cm~54cmである。柱掘り方には抜き取りが入り、柱痕跡は認められない。

#### S I 1541 穫穴住居跡(第3図)

S I 1541は第72次調査で検出されていた住居跡である。第72次調査で床面とした部分に赤褐色土器

小破片・焼土等が含まれており、これを掘り下げたところ地山粘土層面からS B 1586掘立柱建物跡の掘り方が検出された。したがって、昨年度床面とした部分は貼床と考えられる。



第16図 S I 1542・1543 穫穴住居跡

#### S I 1542 穫穴住居跡(第16図)

昨年度の第72次調査で東及び南側が調査区外のため不明であったが今回全容が検出された。平面形は東西5.2m×南北6.5mの方形を呈し、西壁はほぼ真北を向いている。カマドは検出されない。西辺に幅25cm~30cm、深さ14cmの周溝が検出された。四隅及び壁直下に

柱掘り方が伴う。住居壁高は30cmを計る。S I 1543、S K 1560、S I 1592、S I 1594と重複し、S I 1543、S I 1592、S I 1594よりも

新しく、SK1560よりも古い。

S I 1542 出土遺物(第17図、図版24)

須恵器(1・2)：1は台付壺で、底部に菊花状の調整痕が認められ、切り離しは不明である。2は糸切り無調整の壺である。

赤褐色土器(3～5)：いずれも壺の体部破片で、判読不能の墨書がある。

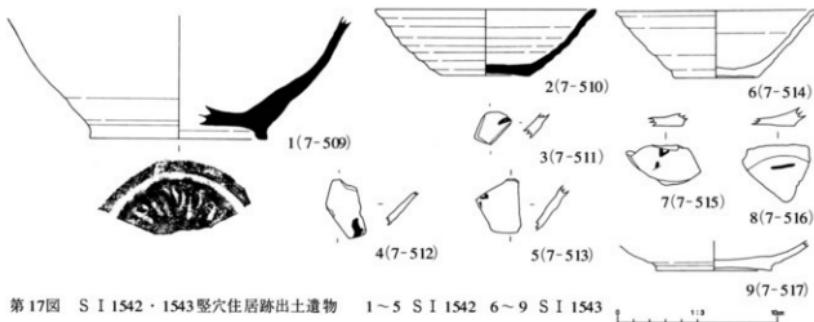
S I 1543 穫穴住居跡(第16図)

調査区南側のS I 1542床面で一部が昨年度検出されていた。平面形は東西4.6m×南北5.3mの方形を呈し、西壁はほぼ真北を向いている。カマドは検出されない。四辺に幅14cm～26cm、深さ10cm～20cmの周溝が検出された。北西隅に柱掘り方が検出された。S I 1542、S B 1586、S B 1588、SK 1560、S I 1592、S I 1594と重複し、S I 1542より古く、S B 1586、S B 1588、SK 1560、S I 1592、S I 1594よりも新しい。

S I 1543 出土遺物(第17図、図版24)

赤褐色土器(6～8)：6は糸切り無調整の壺である。7・8は糸切り無調整の壺の底部破片で、判読不能の墨書がある。

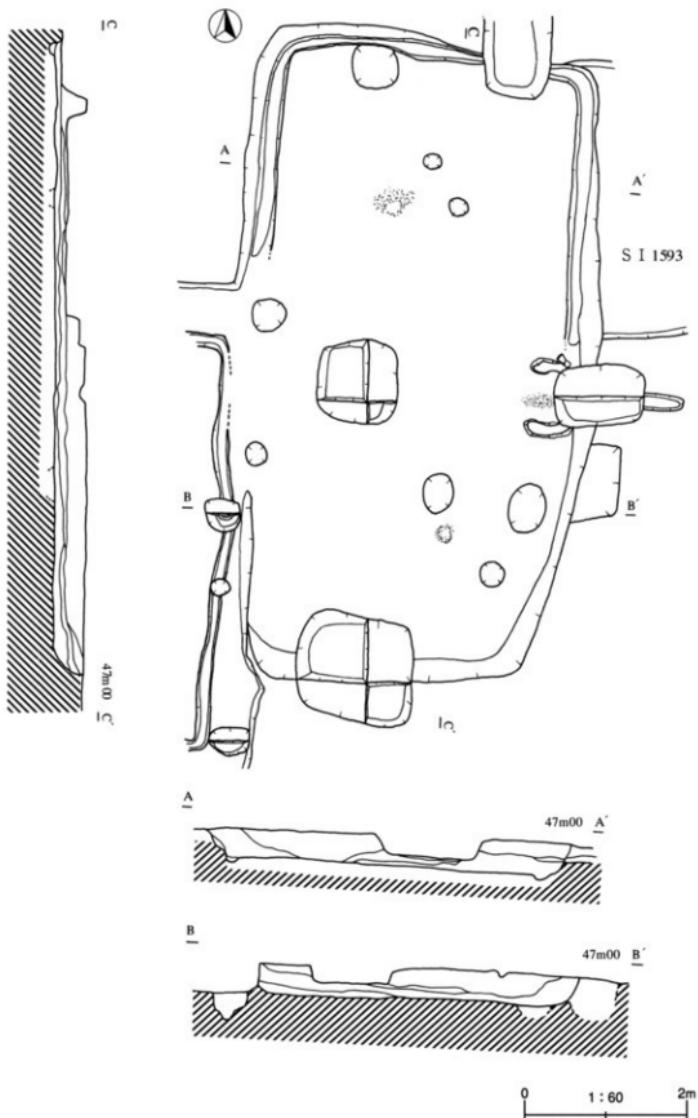
緑釉陶器(9)：削り出しの高台を持つ壺である。底部及び体部内外面に施釉され釉は淡い緑色を呈する。



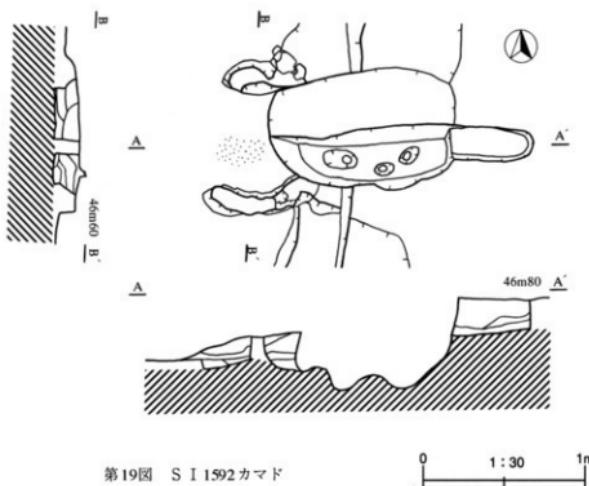
第17図 S I 1542・1543 穫穴住居跡出土遺物 1～5 S I 1542 6～9 S I 1543

S I 1592 穫穴住居跡(第18・19図、図版14)

調査区西側の遺物包含層面で検出された。平面形は東西4.5m×南北8mの長方形を呈し、西壁は北で約5度東に振れる。カマドはS B 1583廂部分の掘り方によって一部削平されているが、東壁中央南寄りに土混じりの粘土で構築され、現状では煙道部は幅22cm、長さ40cmの溝状となって遺存している。北辺及び東辺、西辺の北側に幅10cm～24cm、深さ6cm～8cmの周溝が検出された。また南辺を除く壁直下に柱掘り方が検出された。住居壁高は35cmを計る。S B 1583、S B 1586、S B 1588、S I 1542、S I 1543、S I 1593、S I 1594と重複し、S B 1583、S I 1542、S I 1543よりも古く、S B 1596、S B 1588、S I 1593、S I 1594よりも新しい。



第18図 S.I. 1592 壓穴住居跡



第19図 S I 1592 カマド

S I 1592出土遺物(第20

図、図版24・25)

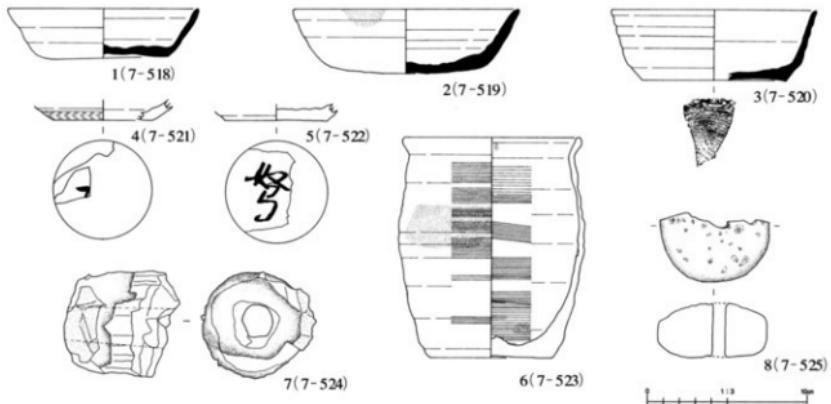
須恵器(1～3)：1、  
2はヘラ切り後、軽い撫  
で調整を施す壺である。  
3は糸切り無調整の壺で  
ある。底部に「×」の  
ヘラ記号がある。

赤褐色土器(4～6)：  
4は糸切りで体部下端に  
ケズリ調整を施すと考え  
られる壺の底部破片であ  
る。5は糸切り無調整の  
壺の底部破片である。4  
は底部に判読不能の墨書

が、5は底部に「麿」の墨書がある。6は平底の小型壺で、底部に丁寧な撫で調整を施すため切り離し不明である。体部内外面にロクロ利用のカキ目調整を施す。二次加熱を受けている。

フイゴ羽口(7)：フイゴ羽口の先端部で、基部は欠損している。

石製品(8)：安山岩製の紡錘車で欠損している。



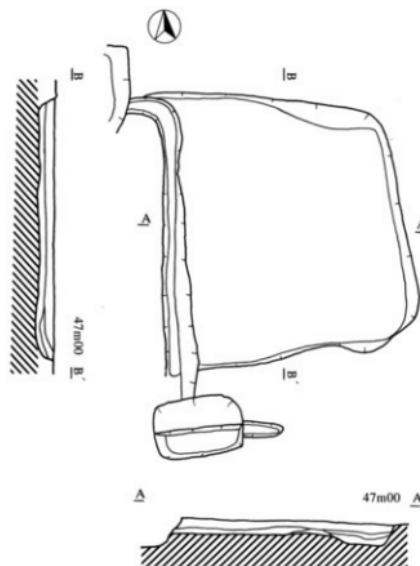
第20図 S I 1592 壺穴住居跡出土遺物

### S I 1593 壁穴住居跡(第21図、図版14)

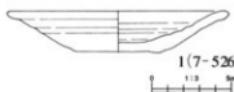
調査区中央南側の遺物包含層面で検出された。平面形は東西3.0 m以上×南北3.4 mの方形を呈すると考えられ、東壁は北で約9度西に振れる。カマド、柱掘り方とも検出されない。S B 1588、S I 1592と重複し、S I 1592よりも古く、S B 1588よりも新しい。

### S I 1593 出土遺物(第22図、図版25)

赤褐色土器(1)：糸切り無調整の皿である。



第21図 S I 1593 壁穴住居跡



第22図 S I 1593 壁穴住居跡  
出土遺物

### S I 1594 壁穴住居跡(第23図、図版15)

調査区西側 S I 1592 床面で検出された。平面形は東西4.5 m×南北5.5 mの長方形を呈し、西壁は北で約5度東に振れる。カマドは検出されない。四辺に幅10cm～28cm、深さ8cm～10cmの周溝が検出された。南辺に土坑を伴う。住居壁高は40cmを計る。S B 1583、S B 1586、S B 1588、S I 1592と重複し、S B 1583、S I 1592よりも古く、S B 1586、S B 1588よりも新しい。

### S I 1594 出土遺物(第24図、図版25)

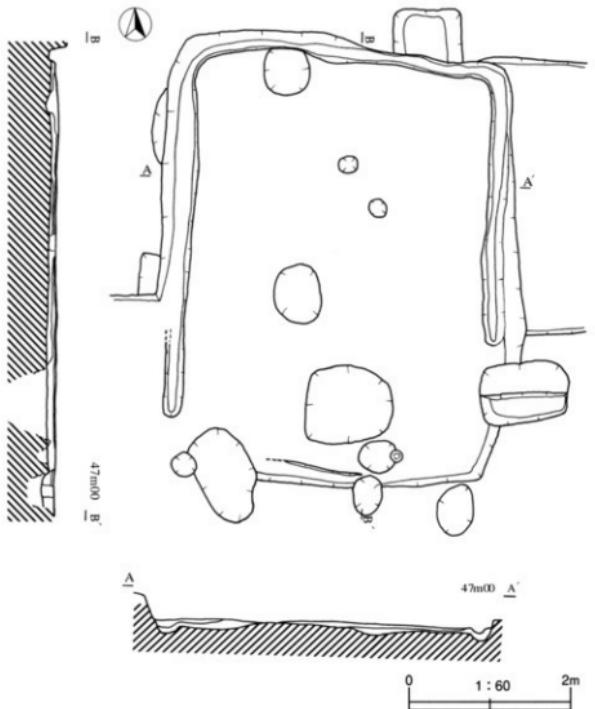
須恵器(1)：床面直上出土で、ヘラ切り後、軽い撫で調整を施す坏である。

### S I 1595 壁穴住居跡(第25・26図、図版15・16)

調査区北側の地山腐植土層面で検出された。平面形は東西6.8 m×南北8.5 mの長方形を呈し、西壁は北で約3度西に振れる。カマドは検出されない。四辺に幅30cm～44cm、深さ10cm～15cmの周溝が検出され、底部に径10cm～20cm前後の小さな柱痕跡が多数検出された。また、西辺の周溝中央南寄りに幅15cm～20cm、深さ3cm～5cmの東西方向の溝が二条検出された。住居壁高は48cmを計る。南側の床面には堅く赤く焼けた面が確認された。S B 1582、S B 1589、S K 1617、S I 1596、S I 1597と重複し、S I 1596、S I 1597よりも新しく、S B 1582、S B 1589、S K 1617よりも古い。

### S I 1595 出土遺物(第27・28図、図版25・26)

須恵器(1～15)：1・2はヘラ切り後、軽い撫で調整を施す坏である。3は糸切り無調整、5は糸切り後、底部及び体部下端にケズリ調整を施す坏である。4・6はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。7～11は、ヘラ切りで台周縁に撫で調整を施す台付坏である。4は体部に「大□」の墨書が、5



第23図 S I 1594 竪穴住居跡

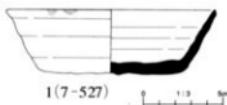
取り付け後、ツマミ周縁に撫で調整を施す。内面は硯に転用している。15は双耳鉢の耳部分と考えられる。

赤褐色土器(16)：長胴壺の体部上半から口縁部である。内外面にロクロ利用のカキ目調整を施す。

鉄製品(17)：鋤の刃先である。

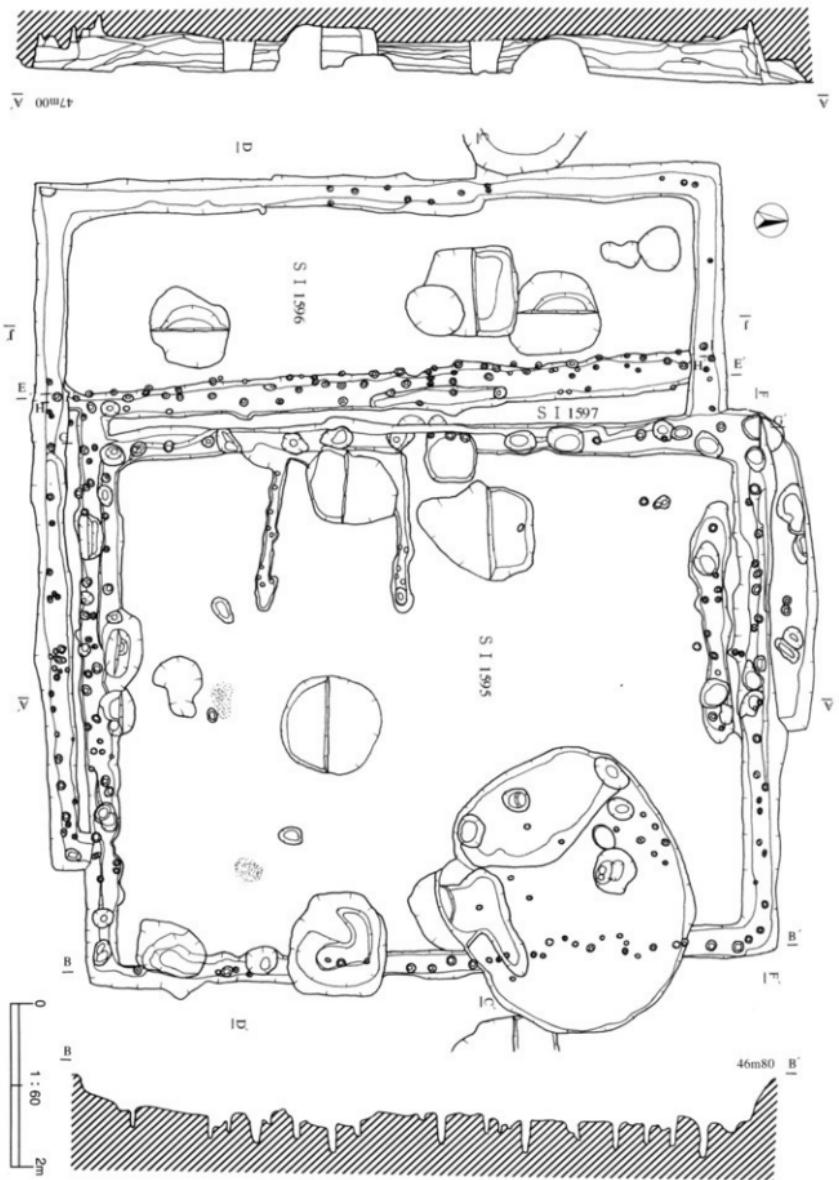
#### S I 1596 竪穴住居跡(第25・26図、図版15)

調査区北側の地山腐植土層面S I 1595の西側で検出された。東辺はS I 1595により壊されているが、平面形は一辺8.5mの方形を呈し、西壁は北で約4度西に振れる。カマドは検出されない。東辺を除く三辺に幅28cm～40cm、深さ20cm～25cmの周溝が検出された。S I 1595で検出された小さな柱痕跡はほとんど検出されない。北西及び南西に長軸1.0m～1.1m、短軸96cm～100cm、深さ1.2m～1.3mの柱痕跡が伴う。住居壁高は30cmを計る。S B 1582、S B 1589、S I 1595、S I 1597、SK 1620と重複し、S I 1597よりも新しく、S B 1582、S B 1589、S I 1595、SK 1620よりも古い。

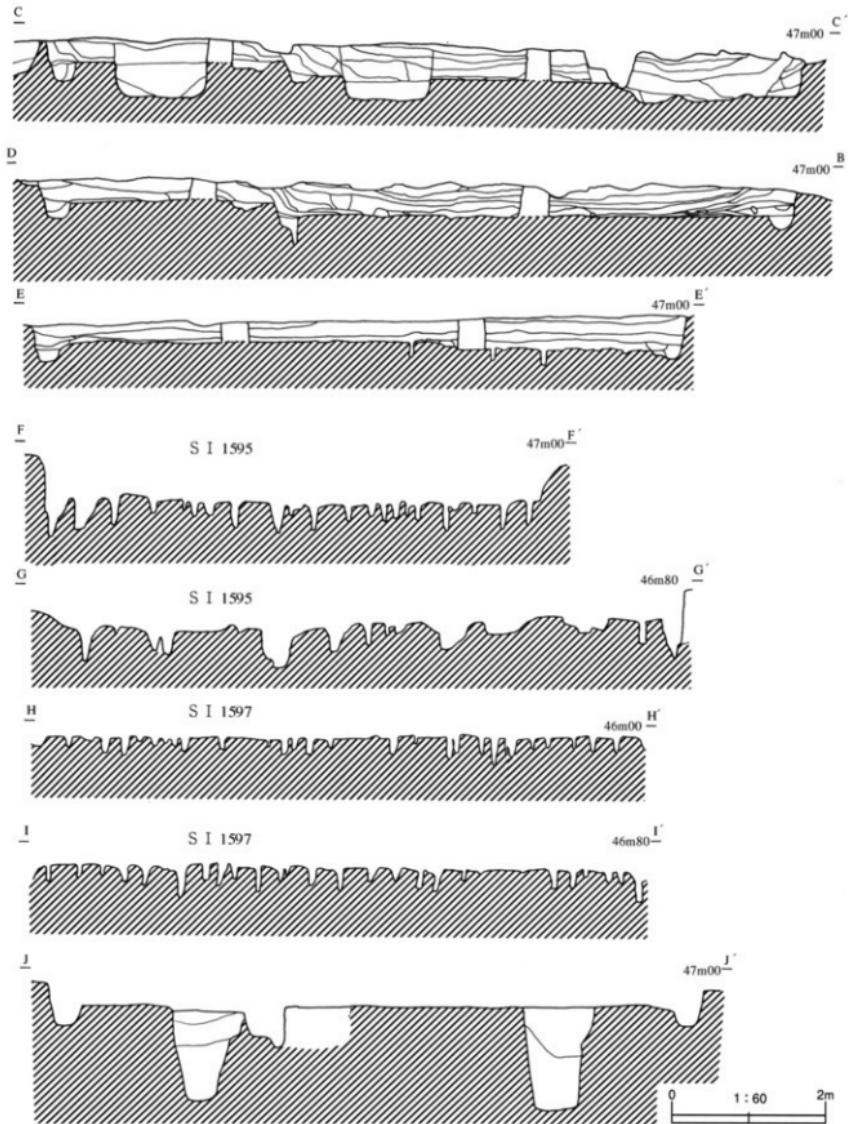


第24図 S I 1594  
竪穴住居跡出土遺物

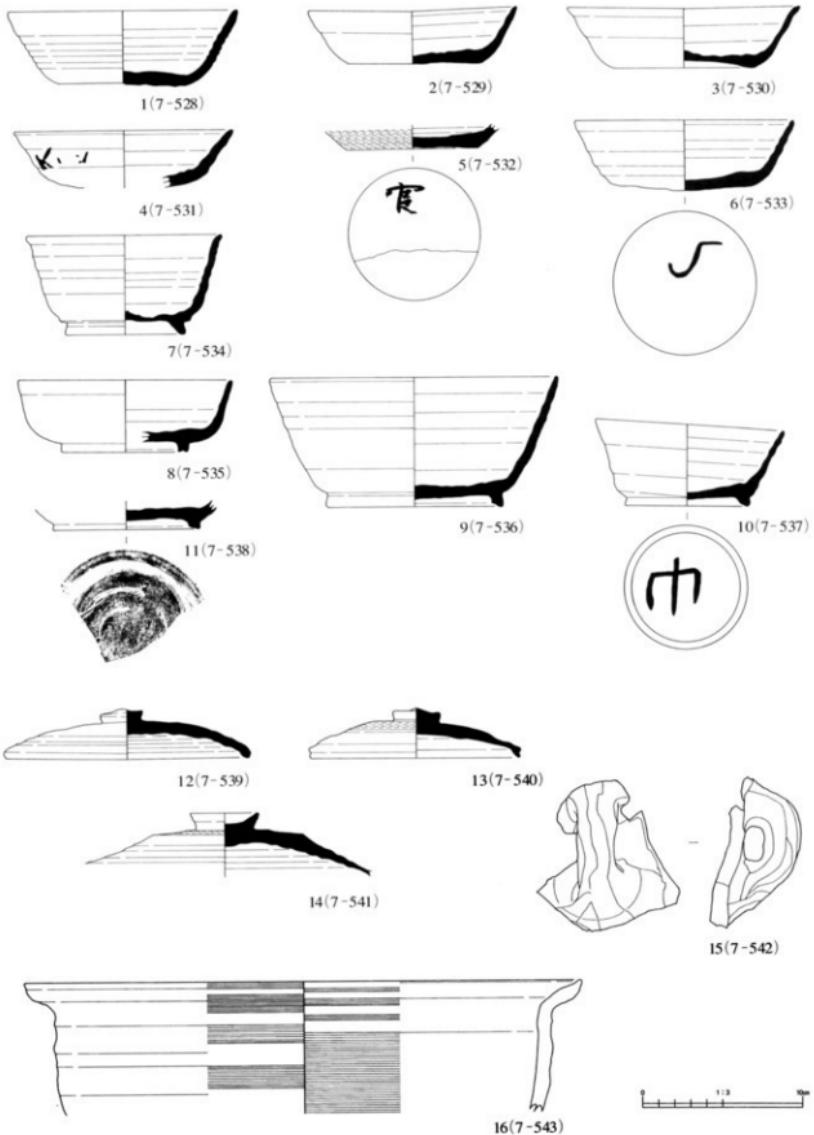
には底部に「官」の墨書が、6は底部に判読不能の墨書が、10は底部に「巾」の墨書がある。11は底部に「×」のヘラ記号がある。12は擬宝珠状のツマミのつく蓋で、ヘラ切り後、天井部に軽い撫で調整を施す。天井部内面は硯に転用している。13は擬宝珠状のツマミのつく蓋で、天井部切り離し後ケズリ調整を施すため切り離し不明である。14はリング状のツマミのつく蓋で天井部切り離し後、ケズリ調整を施すため切り離し不明である。また、ツマミ



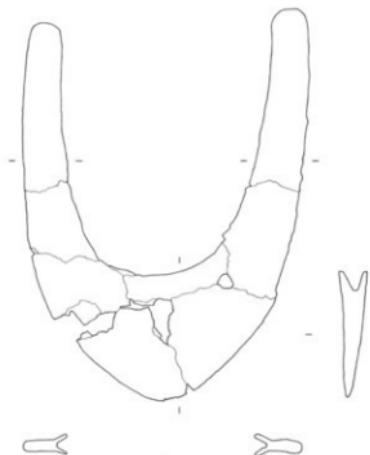
第25図 S I 1595～S I 1597堅穴住居跡



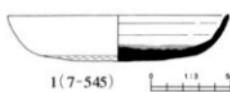
第26図 S I 1595～1597縦穴住居跡土層断面図・エレベーション図



第27図 S.I. 1595 堅穴住居跡出土遺物①



第28図 S I 1595堅穴住居跡  
出土遺物②



第29図 S I 1596堅穴  
住居跡出土遺物

#### S I 1596出土遺物(第29図、図版26)

須恵器(1)：ヘラ切り後、ケズリ調整を施す坏である。内面は硯に転用している。

#### S I 1597堅穴住居跡(第25・26図、図版15・16)

調査区北部のS I 1596床面より検出された。平面形はS I 1595により壊されているため不明であるが、現状では東西5.5m以上×南北8.0mの方形を呈すると考えられ、西壁は北で約4度西に振れる。北辺及び東辺を除く二辺に、幅25cm～48cm、深さ10cmの周溝が検出され、底部に径10cm前後の小さな柱痕跡が多数検出された。S B 1582、S B 1589、S I 1595、S I 1596と重複し、いずれよりも古い。

17(7-544)  
11.3 cm

#### S D 1553溝跡(第3図)

調査区西側の地山腐植土層面、地山粘土面で検出された。幅40cm～60cm、深さ10cm～43cmで、北から3.0mのところで北西方向に2.8m走り、さらに東方向に3.2m以上、南東方向に5.5mの二股に分かれている溝跡である。全体に削平により浅くなっている。溝の方向は西側において北で約5度西に振れ、東側において約9度南へ振れ、さらに南東側において約20度南へ振れる。溝底部には鋤先状の工具痕が確認される。S K 1559、S I 1541と重複し、S I 1541よりも古く、S K 1559と同時期と考えられる。

#### S D 1598溝跡(第3図、図版16)

調査区南東部の遺物包含層面で検出された。幅30cm～50cm、深さ14cm～22cm、長さ8mの南北方向の溝跡である。全体に削平により浅くなっている。溝の方向は北で約5度東に振れる。S B 1585、S K 1607、S K 1608、S D 1601と重複し、S B 1585、S K 1607よりも新しく、S D 1601よりも古い。

#### S D 1598出土遺物

灰釉陶器：埋土から灰釉陶器の小破片が出土しているが、図示し得なかった。

#### S D 1599溝跡(第3図、図版13)

調査区南東部の遺物包含層面で検出された。幅30cm～50cm、深さ20cm～26cm、長さ5mの南北方向の溝跡である。全体に削平により浅くなっている。溝の方向はほぼ真北を向く。

#### S D 1599出土遺物(第30図)

灰釉陶器(1)：壇の口縁部から体部上部にかけての破片である。内面に刷毛塗りにより施釉されて

いる。

#### S D 1600 溝跡(第3図、図版16)

調査区南東部の遺物包含層面で検出された。幅38cm~48cm、深さ36cm~50cm、長さ5.5mの南北方向の溝跡である。溝の方向はほぼ真北を向く。S B 1583、S D 1601と重複し、S B 1583よりも新しく、S D 1601よりも古い。



第30図 S D 1599溝跡出土遺物

#### S D 1601 溝跡(第3図、図版17)

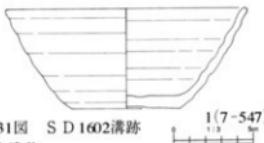
調査区南東部の遺物包含層面及び地山腐植土層面で検出された。幅24cm~42cm、深さ30cm~38cm、長さ9.7m以上の東西方向の溝跡である。溝の方向は東で約2度南へ振れる。S B 1583、S B 1585、S D 1598、S A 1590と重複し、S D 1598、S A 1590よりも新しく、S B 1583、S B 1585よりも古い。

#### S D 1602 溝跡(第3図、図版16)

調査区東部の地山腐植土層面で検出された。幅24cm~44cm、深さ12cm~15cm、長さ4.5mの南北方向の溝跡である。全体に削平により浅くなっている。溝の方向は北で約4度東へ振れる。S B 1584と重複し、これより新しい。

#### S D 1602 出土遺物(第31図、図版26)

赤褐色土器(1)：糸切り無調整の壺である。



第31図 S D 1602溝跡  
出土遺物

#### S D 1603 溝跡(第3図)

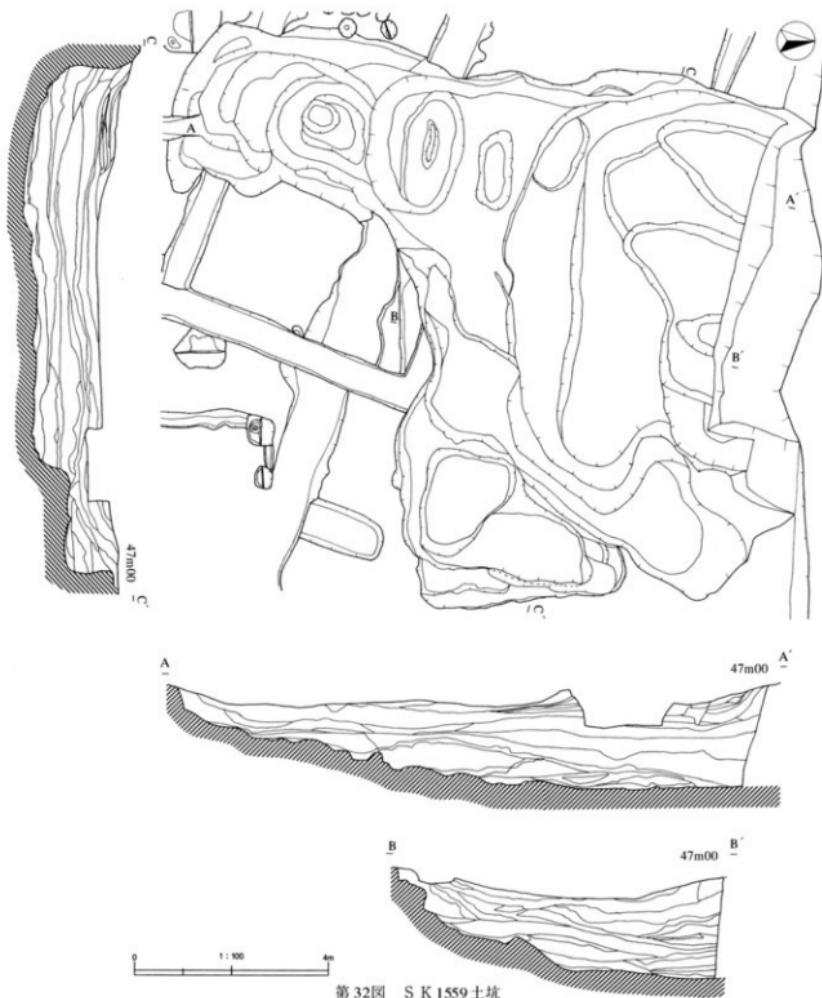
調査区中央部の地山粘土層面で検出された。幅30cm~50cm、深さ9cm~15cm、長さ1.5m以上の南北方向の溝跡である。全体に削平により浅くなっている。溝の方向は北で約9度西へ振れる。S I 1595と重複し、これより古い。

#### S D 1604 溝跡(第3図)

調査区南部の遺物包含層面で検出された。幅27cm~32cm、深さ15cm~18cm、長さ2.7mの東西方向の溝跡である。全体に削平により浅くなっている。溝の方向はほぼ東西を向く。

#### S K 1559 土坑(第32図、図版17-18)

調査区北西部の地山腐植土層面及び昨年度検出されているS K 1555の底面を掘り下げて検出された土取り穴である。土取り穴の掘り込みは、径4m~10mの円形または椭円形及び一辺4.5mの方形の規模の土取り穴が連続したもので、底面は約70cm~1mの高低差で凹凸がある。土取り穴の範囲は東西約11m、南北約13m以上、深さは地山腐植土層面から2.4mとなっている。土取り穴壁面及び底面からは全域に工具の幅約20cmの鋤の痕跡が残っている。



第32図 S K 1559土坑

S K 1559 出土遺物(第33～35図、図版26～29)

1～20は第72次調査で出土したもので、埋土上層の出土である。

須恵器(1～6)：1はヘラ切り無調整の壺である。2はヘラ切り後、撫で調整を施す壺である。3はヘラ切り後、底部から体部下端にかけてケズリ調整を施す壺である。4は糸切りで台周縁に撫で調整を施す台付壺である。5は壺の底部、6は壺の口縁部の破片である。3は底部に「中」、4、5は底部に6は体部に判読不能の墨書がある。

赤褐色土器(7～18)：7～12、14～17は糸切り無調整の壺である。13は糸切りで底部から体部下端にかけてケズリ調整を施す壺である。18は底部の破片である。13は底部に「厨酒壺」、14、17は底部に「厨」、16は底部に「良」、15、18は底部に判読不能の墨書がある。

フイゴ羽口(19)：フイゴ羽口先端部であり基部は欠損している。

鉄製品(20)：比較的大型の鉄鎌である。

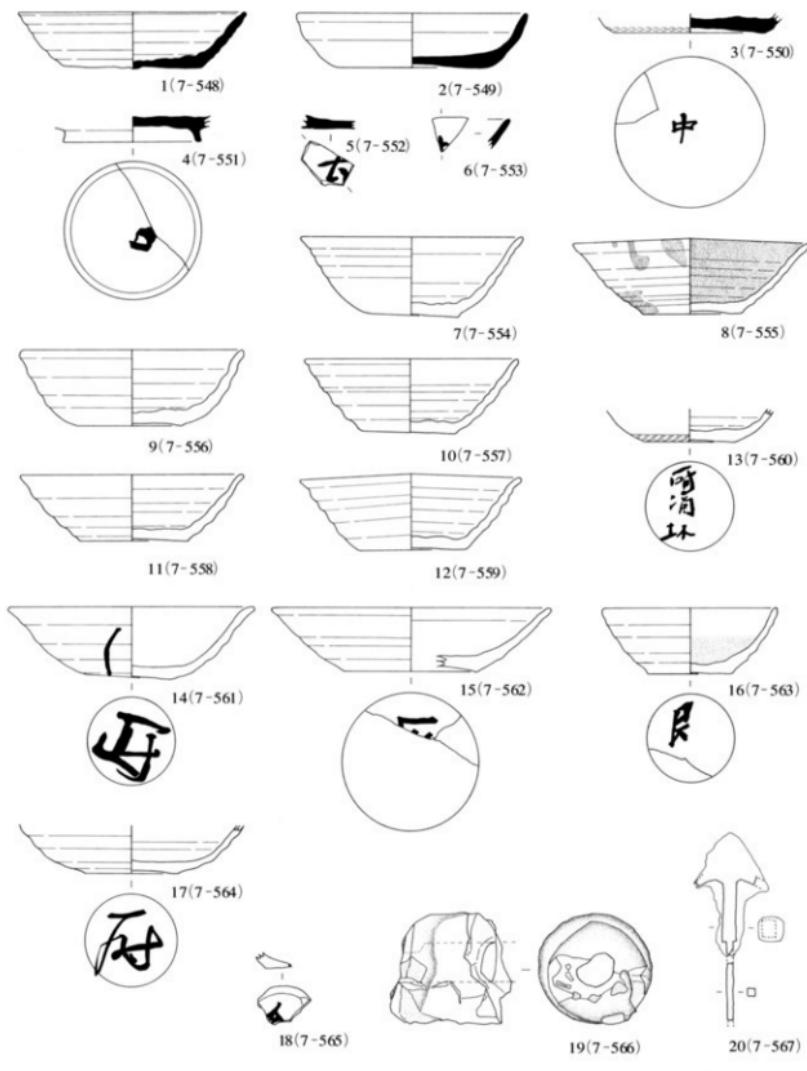
21～60は第75次調査で出土したもので、埋土上層～中層の出土遺物である。

須恵器(21～42)：21、23～28はヘラ切り後、撫で調整を施す壺である。22、30はヘラ切り後、軽い撫で調整を施す壺である。29は糸切り無調整の壺である。29は底部に判読不能の、30は底部に「千」の墨書がある。22は内面を硯に転用している。31～35はヘラ切りで台周縁に撫で調整を施す台付壺である。34は底部に「×」のヘラ記号、35は底部に「田川」の墨書がある。34は底部外面を硯に転用している。36は糸切りで台周縁に撫で調整を施す台付皿である。37は擬宝珠状のツマミのつく蓋で、天井部切り離し後、ケズリ調整を施すため切り離し不明である。天井部内面は硯に転用している。38は小ぶりな扁平のツマミのつく蓋で、ヘラ切り後、ケズリ調整を施す。内面は硯に転用している。39はリング状のツマミのつく蓋で、天井部切り離し後、ケズリ調整を施すため切り離し不明である。天井部内面は硯に転用している。40は天井部切り離し後、ケズリ調整を施すため切り離し不明の蓋である。ツマミはつかないと考えられる。内面は硯に転用している。41は盤で、底部にケズリ調整を施すため切り離し不明である。内面は硯に転用している。42は三段構成の長頸瓶で、頸部は欠損している。底部はヘラ切りで、台周縁に撫で調整を施す。

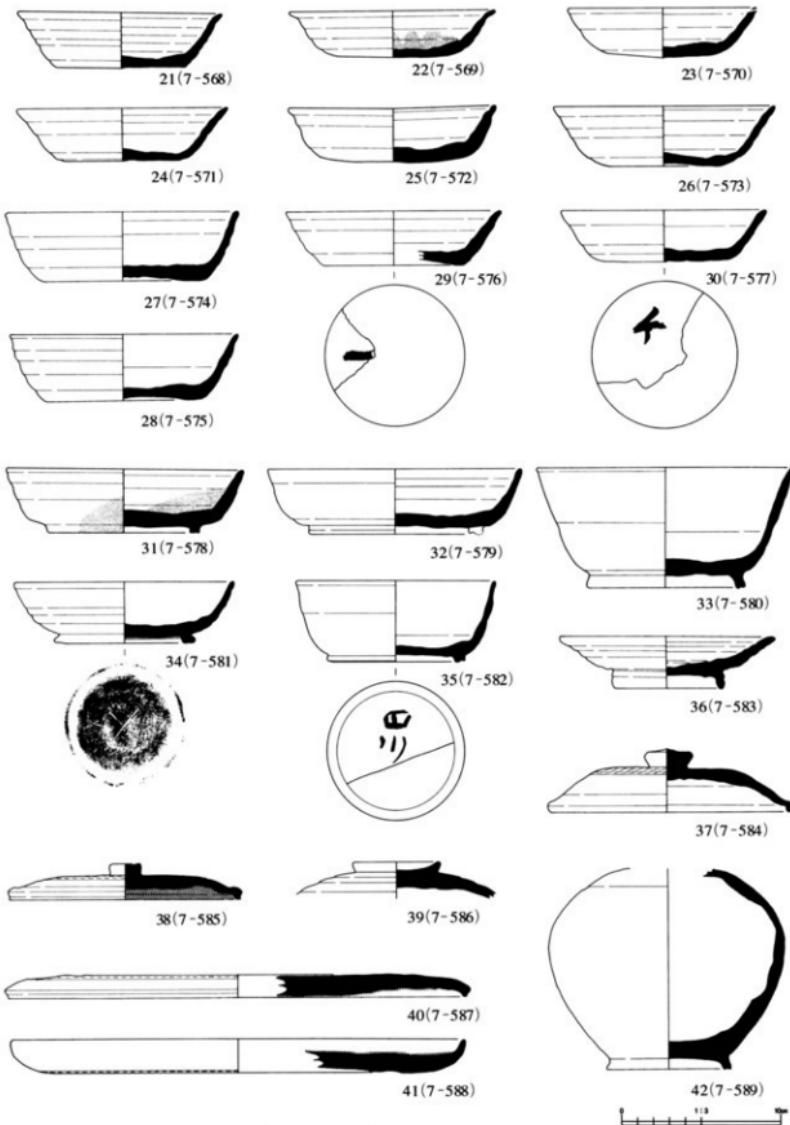
土師器(43)：平底の小型壺と考えられる。体部下半は欠損している。口縁部から頸部にかけて内外面にロクロ利用のカキ目調整を施す。外面体部下端には手持ちケズリ調整を施し、底部外面には木葉痕が認められる。内面体部上半には木口状の工具による撫で調整を施す。底部内面に工具により強い撫で付けを行う。

赤褐色土器(44～50)：44～46は糸切り無調整の壺である。44、45は内外面に煤状の炭化物が付着する。47は糸切りで底部から体部下半にかけてケズリ調整を施す壺である。外面体部下半に判読不能の墨書がある。48は壺の口縁部から体部下端にかけての破片と考えられ、外面体部下半に「厨」の墨書がある。49は静止糸切りで底部から体部下半にかけてケズリ調整を施す壺である。底部に判読不能の墨書がある。50は糸切りの壺の底部破片で、判読不能の墨書がある。

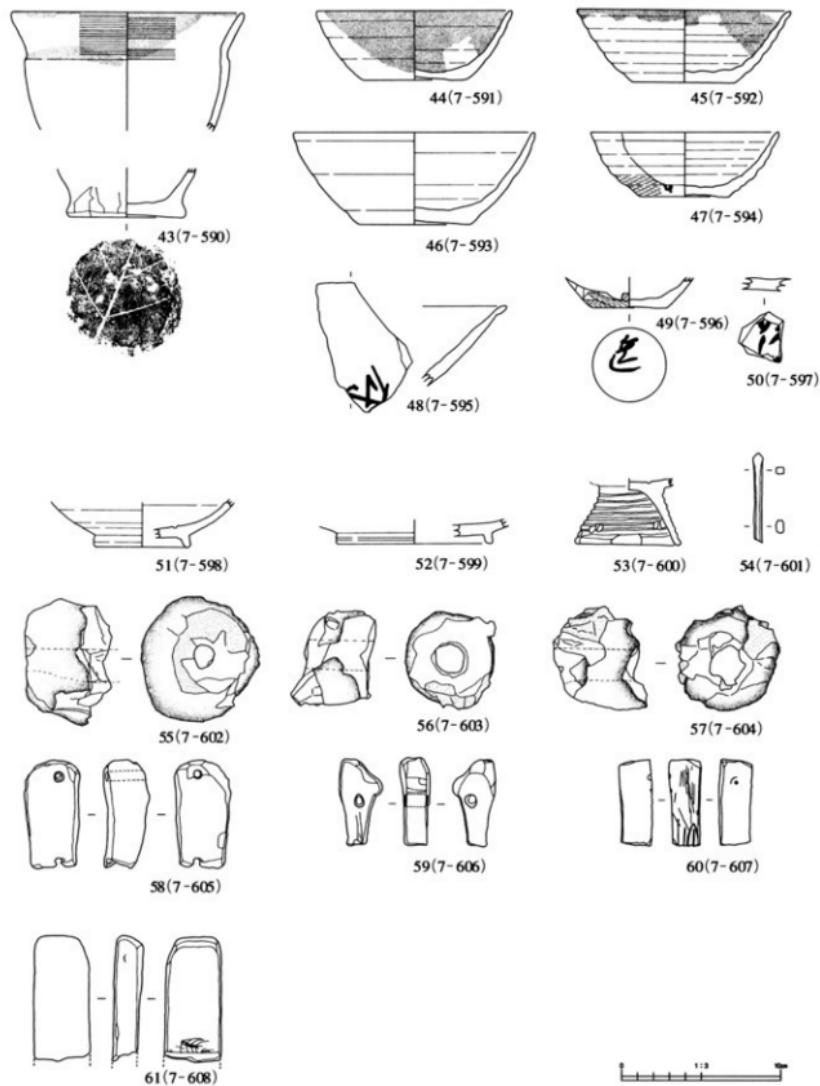
綠釉陶器(51)：壺底部から体部上半にかけての破片である。底部内面に沈線が1条廻る。外面に刷毛塗りで施釉されている。



第33図 S.K.1559出土遺物①



第34図 SK 1559土坑出土遺物②



第35図 SK 1559土坑出土遺物③

灰釉陶器(52)：台付壺の底部から体部の破片である。内面に刷毛塗りで施釉されている。

弥生土器(53)：高环の底部から脚部の破片である。底部内面はミガキ調整を施し、中央部に1条の沈線による円文が施文される。脚部は外面は数条の沈線による変形工字文が施文され、小さい貼瘤が見られる。内面はミガキ調整を施す。

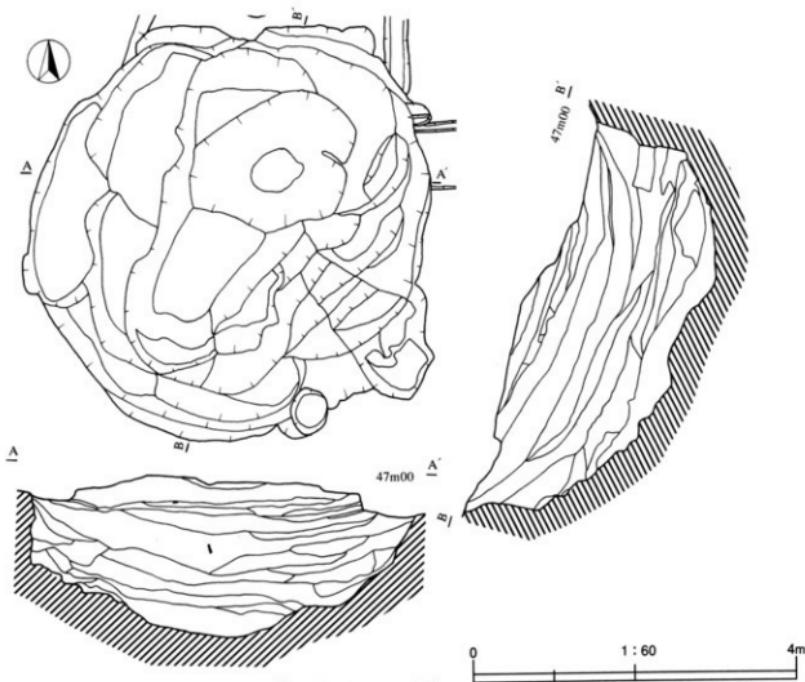
鉄製品(54)：鉄鎌で下部は欠損している。

フイゴ羽口(55～57)：いずれもフイゴ羽口先端部であり、基部は欠損している。

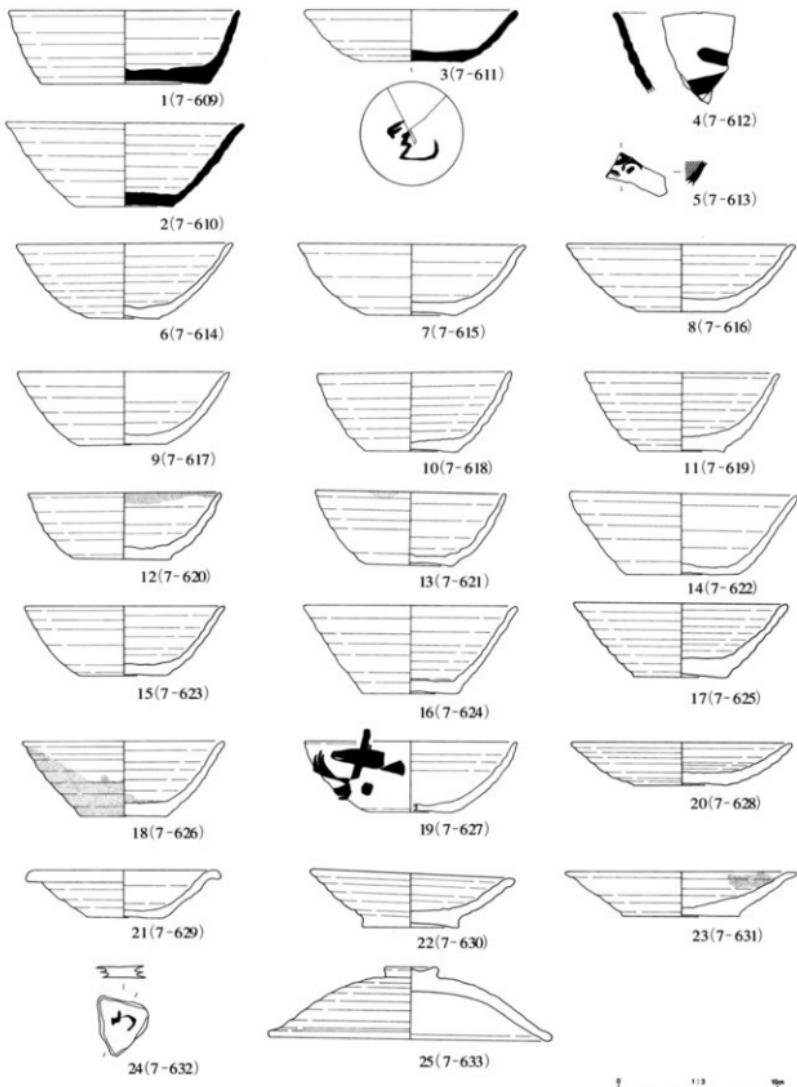
石製品(58～61)：58、59は提砥石で、4面を使用している。58は上部と下部に穴が穿たれている。60は4面使用の砥石で、穴を穿とうとした痕跡が認められる。61は2面使用の砥石で、一方が欠損している。石質は58～60は凝灰岩、61は泥岩である。

#### S K 1560 土坑(第36図、図版19)

調査区南部の暗褐色土層面を除去して検出された。長径5m×短径4.9m、深さ1.9mの円形の土坑である。土坑壁面及び底面には工具の幅約20cmの鎌の痕跡が残っている。S I 1542、S I 1543と重複しこれらよりも新しい。



第36図 S K 1560土坑



第37図 S K 1560土坑出土遺物

### S K 1650 出土遺物 (第37図、図版29・30)

須恵器 (1～5)：1はヘラ切り後、軽い撫で調整を施す壺である。2は糸切り無調整の壺である。3はヘラ切り後、撫で調整を施す壺である。4は壺の口縁部から体部にかけて、5は体部の破片である。3は底部に「定」、4、5は体部に判読不能の墨書がある。5は内面が硯に転用されている。

赤褐色土器 (6～25)：6～19は糸切り無調整の壺である。19は体部に判読不能の墨書がある。20～23は糸切り無調整の皿である。24は糸切り無調整の壺の底部破片で、判読不能の墨書がある。25は蓋で、天井部切り離し後、丁寧な撫で調整を施すため切り離し不明である。

### S K 1605 土坑 (第38図、図版20)

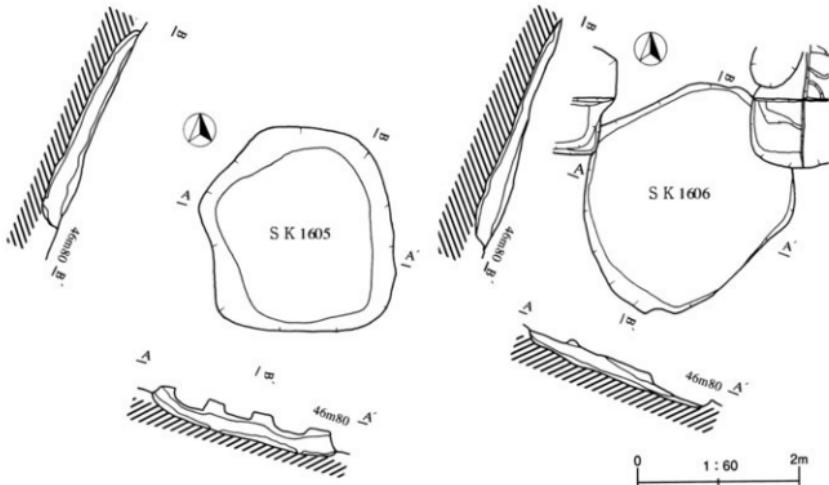
調査区東部の遺物包含層面で検出された。長径2.6 m×短径2.2 m、深さ32 cmの歪んだ梢円形の土坑である。

### S K 1606 土坑 (第38図、図版20)

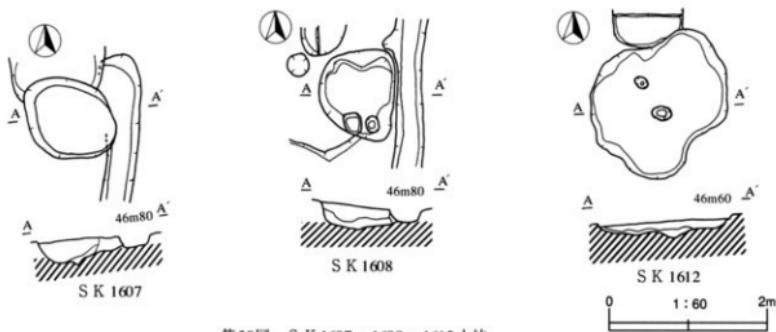
調査区東部の遺物包含層面で検出された。長径3 m×短径2.5 m、深さ30 cmの梢円形の土坑である。S B 1582と重複し、これより古い。

### S K 1607 土坑 (第39図)

調査区東部の遺物包含層面で検出された。長径1.3 m×短径1 m、深さ30 cmの梢円形の土坑である。S B 1585、S D 1598と重複し、S B 1585よりも新しく、S D 1598よりも古い。



第38図 S K 1605・1606土坑



第39図 SK 1607・1608・1612土坑

#### SK 1608 土坑(第39図)

調査区東部の遺物包含層面で検出された。長径1.1m×短径1m、深さ30cmの楕円形の土坑である。

#### SK 1609 土坑

調査区東部のSB 1585掘り方上面で検出された。長径1.5m×短径0.7m、深さ40cmの楕円形の土坑で、埋土には多量の焼土を含んでいる。

#### SK 1610 土坑

調査区東部のSB 1585掘り方上面で検出された。長径85cm×短径60cm、深さ60cmの楕円形の土坑で、埋土には多量の焼土を含んでいる。

#### SK 1611 土坑(第40図、図版21)

調査区南部の地山粘土層面で検出された。長径3.1m×短径2.3m、深さ50cmの楕円形の土坑である。埋土最下層の第4層にぶい黄褐色土・暗褐色土・褐色土混合層から漆紙文書が出土している。

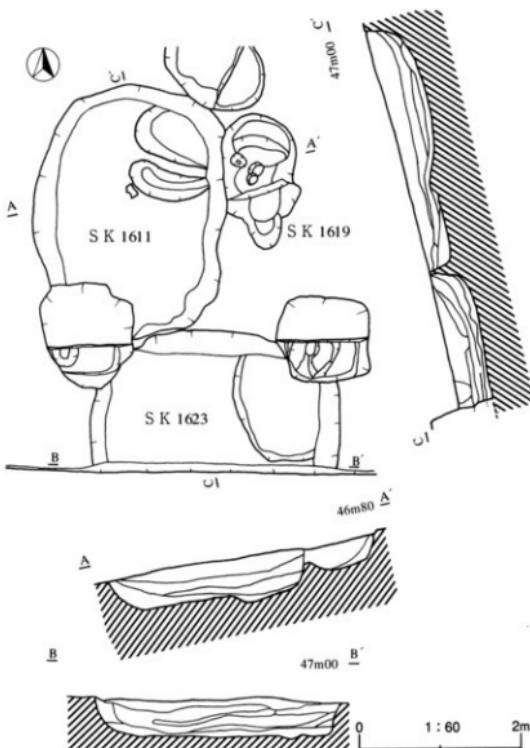
#### SK 1611 出土遺物(第41図、図版30・31)

須恵器(1~4)：1はヘラ切り後、軽い撫で調整を施す坏である。2・3はヘラ切りで台周縁に撫で調整を施す台付坏である。4は坏の口縁部から体部上半にかけての破片で、「官」の墨書きがある。

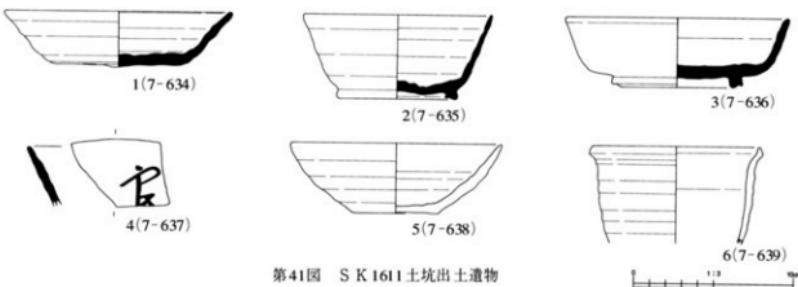
赤褐色土器(5・6)：5は糸切り無調整の坏である。6は小型壺の口縁部から体部上半にかけての破片である。

#### SK 1612 土坑(第39図)

調査区西部で検出されたSI 1541貼床面下で検出された。長径1.9m×短径1.5m、深さ15cmの歪んだ楕円形の土坑である。SI 1541、SB 1586と重複し、SI 1541よりも古く、SB 1586よりも新しい。



第40図 SK 1611・1619・1622土坑



第41図 SK 1611土坑出土遺物

### SK 1613 土坑(第3図)

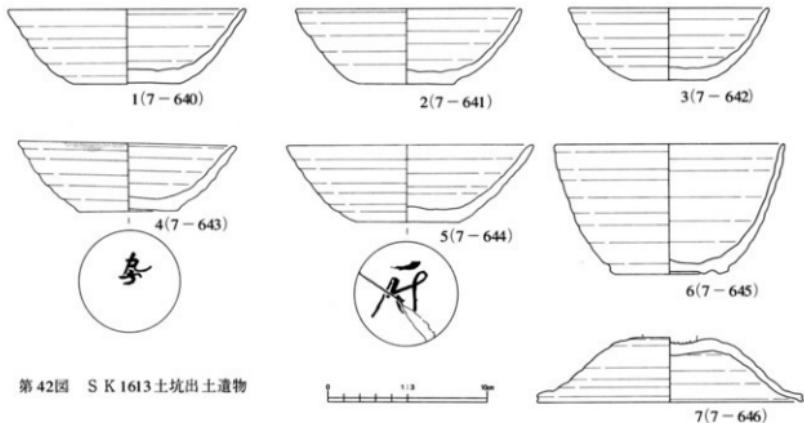
調査区北東部の地山腐植土層面で検出された。全容については東側部分に重複する他の遺構のプランが不明であり、また調査区外であることから調査は次年度以降行うこととした。

### SK 1613 出土遺物(第42図、図版31)

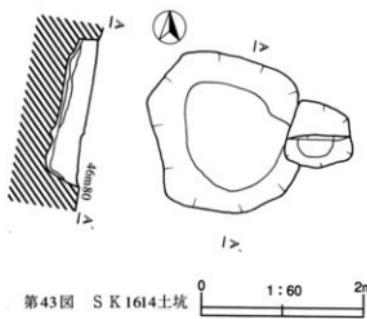
赤褐色土器(1～7)：1～5は糸切り無調整の壺である。4は底部に「丸子」、5は底部に「厨」の墨書きがある。6は糸切りで、台周縁に撫で調整を施す台付壺である。7は蓋でツマミ部分が欠損している。天井部切り離し後、丁寧な撫で調整を施すため、切り離し不明である。

### SK 1614 土坑(第43図、図版22)

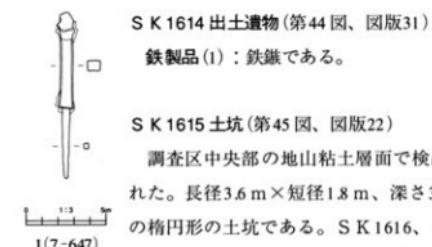
調査区南部の遺物包含層面で検出された。長径2.1m×短径2.1m、深さ35cmの不整形の土坑である。SB1583と重複し、これよりも古い。



第42図 S K 1613土坑出土遺物



第43図 S K 1614土坑



第44図  
S K 1614土坑  
出土遺物

#### S K 1614出土遺物(第44図、図版31)

鉄製品(1)：鉄鎌である。

#### S K 1615土坑(第45図、図版22)

調査区中央部の地山粘土層面で検出された。長径3.6m×短径1.8m、深さ34cmの楕円形の土坑である。S K 1616、S B 1582と重複し、S B 1582よりも古く、S K 1614土坑と同時期と考えられる。

#### S K 1616土坑(第45図、図版22)

調査区中央部の地山粘土層面でS K 1615に隣接した形で検出された。3.1m×1.8m、深さ30cmの隅丸方形の土坑である。S B 1582と重複し、これよりも古い。

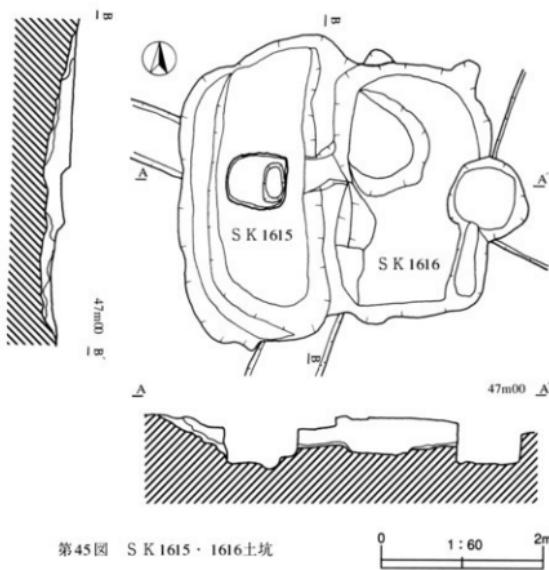
#### S K 1616出土遺物(第46図、図版31)

須恵器(1・2)：1はヘラ切り後、軽い撫で調整を施す壺である。底部内面に「×」のヘラ記号がある。2はヘラ切りで、台周縁に撫で調整を施す台付壺である。

鉄製品(3)：鉄鎌で下端が欠損している。

#### S K 1617土坑(第47図、図版23)

調査区北部のS I 1595上面で検出された。長径3.7m×短径3.1m、深さ50cmの楕円形の土坑である。東側底面には径10cm前後の小さな柱痕跡が多数検出されたが、これはS I 1595の周溝底部の小柱痕跡と考えられる。



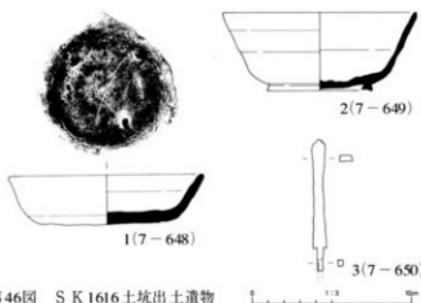
第45図 SK 1615・1616土坑

S K 1617 出土遺物(第47  
図、図版32)

須恵器(1~4)：1は糸  
切り無調整の壺である。2  
はヘラ切り後、軽い撫で調  
整を施す壺で、内外面に炭  
化物が多く付着している。  
3はヘラ切り後、撫で調整  
を施す壺である。4はヘラ  
切り後、軽い撫で調整を施  
す壺の底部破片で、底部に  
判読不能の墨書がある。

赤褐色土器(5~9)：5  
は糸切り後、体部下端にケ  
ズリ調整を施す壺である。  
6、7は糸切り無調整の壺  
である。7は底部に「九」  
の墨書がある。8は底部切

り離し後、丁寧な撫で調整を施す壺であ  
る。9は糸切り無調整の皿である。



第46図 SK 1616土坑出土遺物

#### S K 1618 土坑(第49図)

調査区東部の地山粘土層面で検出され  
た。直径70cm、深さ20cmの円形の土坑  
である。

#### S K 1619 土坑(第40図)

調査区南部の地山粘土層面で検出され

た。長径1.3m×短径0.9m、深さ30cmの楕円形の土坑である。S K 1611と重複し、これよりも古い。

#### S K 1619 出土遺物(第50図、図版32)

赤褐色土器(1・2)：1は糸切り無調整の壺で、焼きひずみが大きい。2は糸切りで体部下端にケ  
ズリ調整を施す壺である。底部に「厨」の墨書がある。

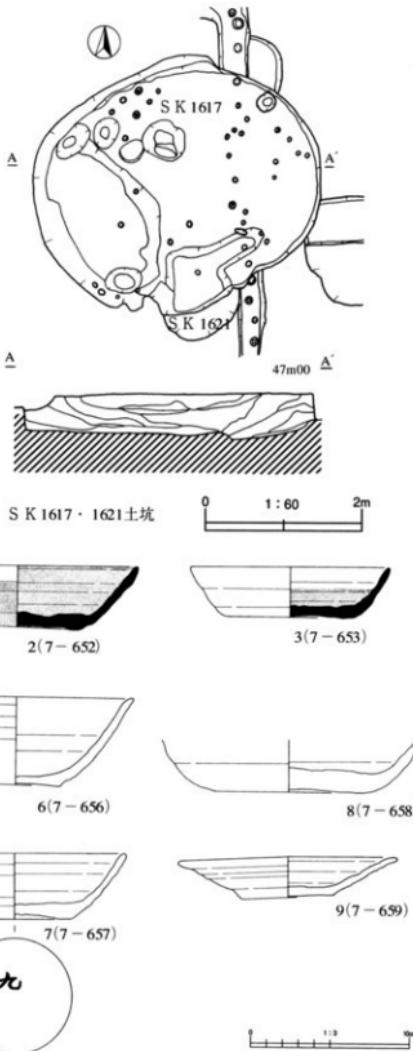
#### S K 1620 土坑(第49図)

調査区北部の地山粘土層面で検出された。長径2.0m×短径1.6m、深さ45cmの楕円形の土坑である。

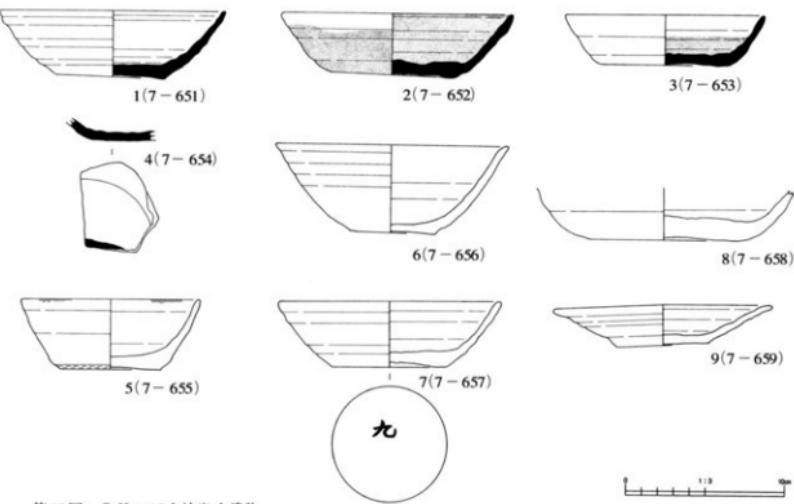
S I 1596、S B 1535、S B 1589と重複し、これらよりも新しい。

#### S K 1621 土坑(第47図)

調査区北部のS I 1596床面で検出された。S K 1617によって削平され現状では長径1.0m×短径0.4m以上、深さ34cmの梢円形の土坑である。S I 1596、S K 1617と重複し、これらよりも古い。



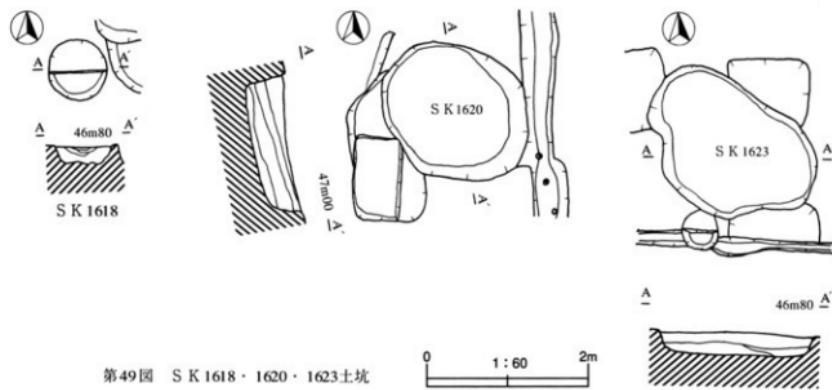
第47図 S K 1617・1621土坑



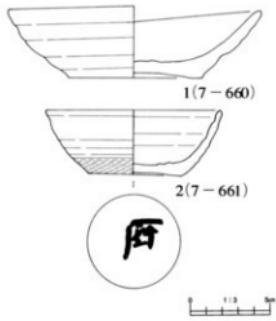
第48図 S K 1617土坑出土遺物

#### S K 1622 土坑(第40図、図版23)

調査区南部の地山粘土層面で検出された。南側が調査区外のため不明であるが、現状では東西3.1m×南北1.8m、深さ47cmの隅丸方形の土坑である。S B 1 1583と重複し、これよりも古い。



第49図 SK 1618・1620・1623土坑



第50図 SK 1619土坑出土遺物

#### SK 1622 出土遺物(第51図、図版32)

須恵器(1・2)：1はボタン状のツマミのつく蓋で、天井部ヘラ切り後、撫で調整を施す。外面に「阿□」の墨書がある。内面は硯に転用されている。2はボタン状のツマミのつく蓋で、天井部ヘラ切り後、軽い撫で調整を施す。

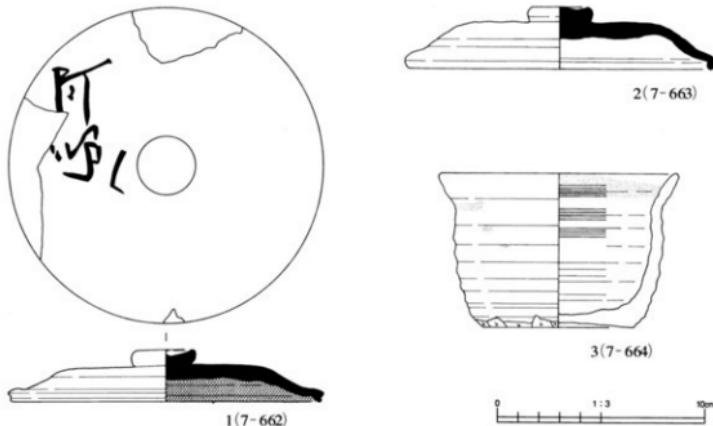
赤褐色土器(3)：糸切りで体部下端に縱方向の手持ちケズリ調整を施す小型壺である。内面は体部にロクロ利用のカキ目調整を施す。

#### SK 1623 土坑(第49図)

調査区南西部のS I 1543床面で検出された。長径2.3 m×短径1.6 m、深さ30 cmのやや歪んだ楕円形の土坑である。S B 1586、S B 1588、S I 1543と重複し、S B 1586、S B 1588よりも新しく、S I 1543よりも古い。

#### SK 1624 土坑(第3図)

調査区南部の遺物包含層面で検出された。長径2 m以上×短径1.1 m、深さ25 cmの楕円形の土坑である。S B 1583、S B 1588と重複し、これらよりも古い。



第51図 S K 1622土坑出土遺物

### 3) 基本層序及び各層出土遺物

#### 基本層序

第75次調査では調査区の東西で土層堆積の状況が異なっているが、調査区全体として堆積時期の変遷をもとに基本層序として位置付けると以下のようになる。

**第1層 表土・造成土：**現表土と小学校造成時の造成土。

**第2層 旧耕作土：**小学校造成以前の畑地耕作土。

**第3層 暗褐色土層：**調査区南西側から中央南側にかけて堆積する。

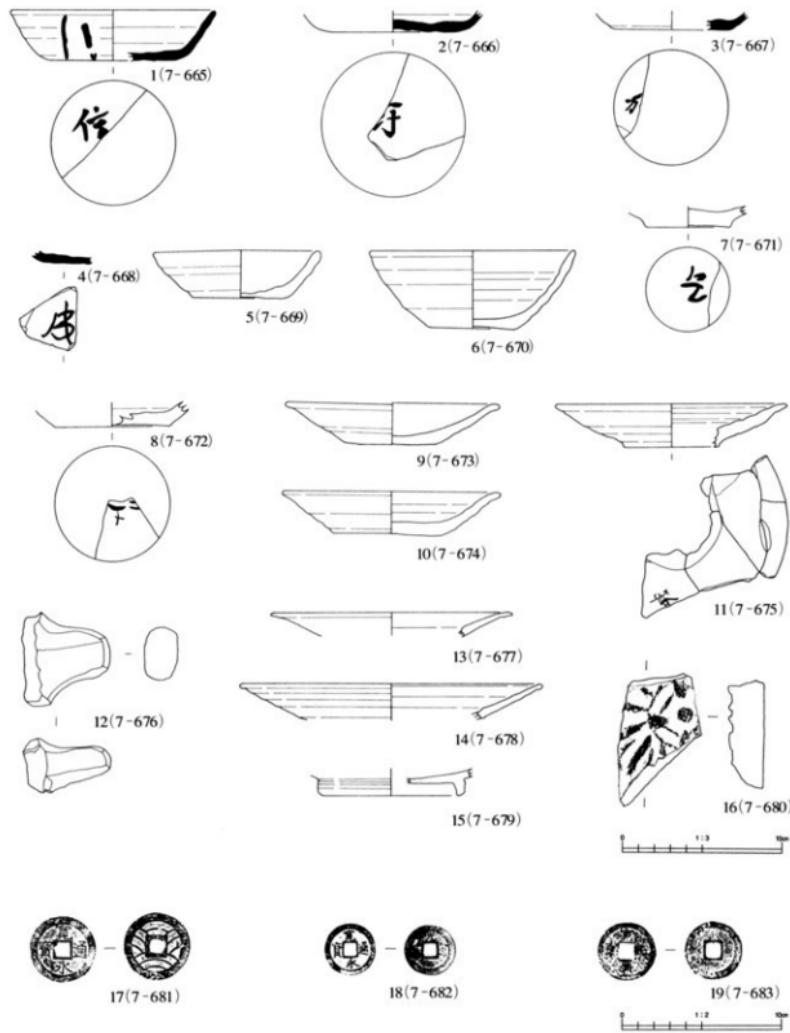
**第4層 黒褐色土・褐色土層：**調査区北東側に堆積する。古代の遺物包含層。堆積時期により細分化される可能性がある。

**地山粘土層：**基盤である粘土層が地山となっている。

#### 各層出土遺物

##### ○表土・造成土・旧耕作土出土遺物(第52図、図版33)

須恵器(1～4)：1、3、4はヘラ切り後、撫で調整を施す坏。2はヘラ切り無調整の坏である。1は底部に「信」の墨書、体部に判読不能の墨書、2は底部に「厨」の墨書、3は底部に判読不能の



第52図 表土・造成土・旧耕作土出土遺物

墨書、4は底部に「戊」の墨書がある。

かわらけ(5)：糸切り無調整、ロクロ成形の小型皿である。

赤褐色土器(6～12)：6～8は糸切り無調整の坏である。7は底部に「乞」の墨書、8は底部に判読不能の墨書がある。9～11は糸切り無調整の皿である。11は体部に判読不能の墨書がある。12は瓶の耳部分と考えられる。

緑釉陶器(13)：13は段皿口縁部の破片である。

灰釉陶器(14、15)：14は段皿口縁部の破片である。両面に刷毛塗りにより施釉されている。15は皿の底部破片と考えられ、14と同一個体の可能性がある。

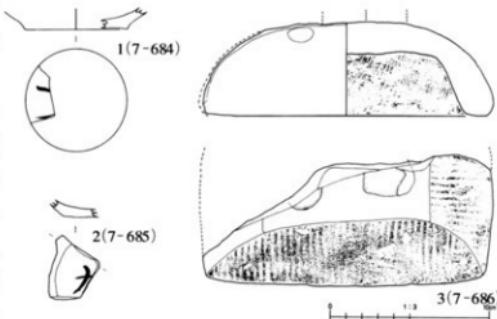
瓦(16)：15葉細弁蓮華文軒丸瓦の破片である。

銭貨(17～19)：いずれも寛永通宝で、17は四文銭、18、19は新寛永と呼ばれるものである。

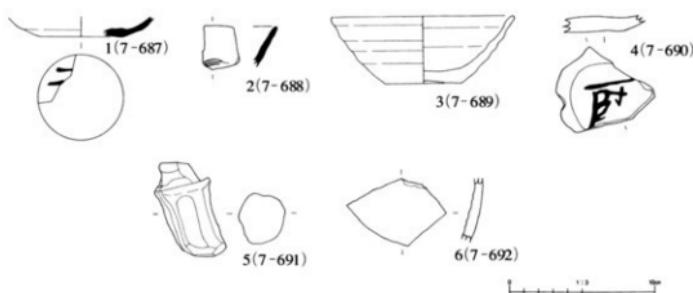
#### ○第3層出土遺物(第53図、図版33)

赤褐色土器(1、2)：いずれも糸切り無調整の坏の底部破片で判読不能の墨書がある。

屋根型土器(3)：外面は天井部に横方向、側面に縦方向のタタキ目痕が認められる。内面は前面に布目痕が認められ、型により整形されたと考えられる。上部には欠損しているが、把手又は鉢と考えられる二ヶ所の突起痕が認められる。浅黄色を呈し、胎土は砂粒が多く混入する。焼成はやや不良で軟質である。



第53図 第3層暗褐色土層出土遺物



第54図 第4層黒褐色土・褐色土層出土遺物

○第4層出土遺物(第54図、図版34)

須恵器(1、2)：1はヘラ切り後、撫で調整を施す壺の底部から体部下端の破片。2は壺数の口縁部破片である。1は底部に2は体部に判読不能の墨書がある。

赤褐色土器(3～5)：3は糸切り無調整の壺である。4は糸切り無調整の壺の底部破片で、「厨」の墨書がある。5は脚付鍋の脚部である。

灰釉陶器(6)：瓶類の胴部破片と考えられる。外面に施釉されている。

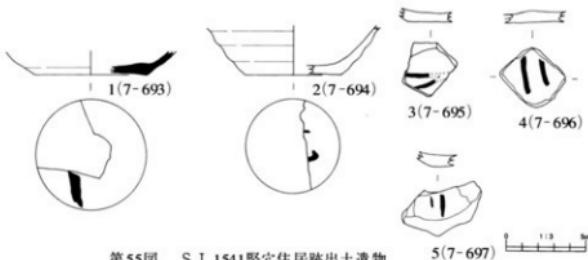
### III 附 第72次・第74次発掘調査出土遺物（未報告分）

平成10年度に実施した第72次・第74次調査出土遺物の補足報告である。概報では紙数の制約から報告できなかったものであるが、墨書土器をはじめ貴重な遺物が認められることから、補足して報告するものである。

S I 1541 出土遺物(第55図)

須恵器(1)：1はヘラ切り無調整の壺である。底部に判読不能の墨書がある。

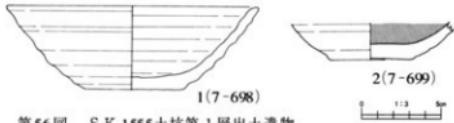
赤褐色土器(2～5)：いずれも糸切り無調整の壺である。いずれも底部に判読不能の墨書がある。



第55図 S I 1541堅穴住居跡出土遺物

S K 1555 第1層出土遺物(第56図、図版34)

赤褐色土器(1・2)：いずれも糸切り無調整の壺である。2は内面に漆膜が付着する。



第56図 S K 1555土坑第1層出土遺物

S K 1555 第2層炭化物層出土遺物(第57図、図版34)

赤褐色土器(1～3)：いずれも糸切り無調整の壺である。3は底部外面に「×」のヘラ記号がある。

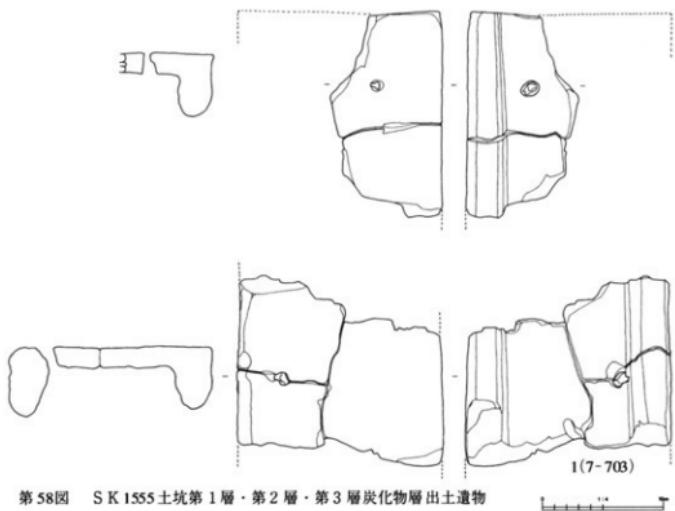


第57図 S K 1555土坑第2層炭化物層出土遺物

S K 1555 第1層・第2層・第3層炭化物層出土遺物(第58図、図版34)

瓦(1)：隅木覆瓦の破片と考えられる。同一個体と考えられる破片が十数点、第1層から第3層で出土しているが、木口面側の部分は出土しておらず、全体の形状、大きさは不明である。外面上部は比較的丁寧な撫で調整を施すが、撫でが軽い箇所では工具を押しつけたと考えられる痕跡が認められる。末端部と側面は面取りを行った後、撫で調整を施す。側面の下部は丸みをおびている。内面はケズリ調整を施した後、強い撫で付けを行う。側面から2cm～5cmの位置に釘を打ったと考えられる徑

1 cmの穴が穿たれているが、左右対称の位置にはなっていない。



第 58 図 SK 1555 土坑第 1 層・第 2 層・第 3 層炭化物層出土遺物

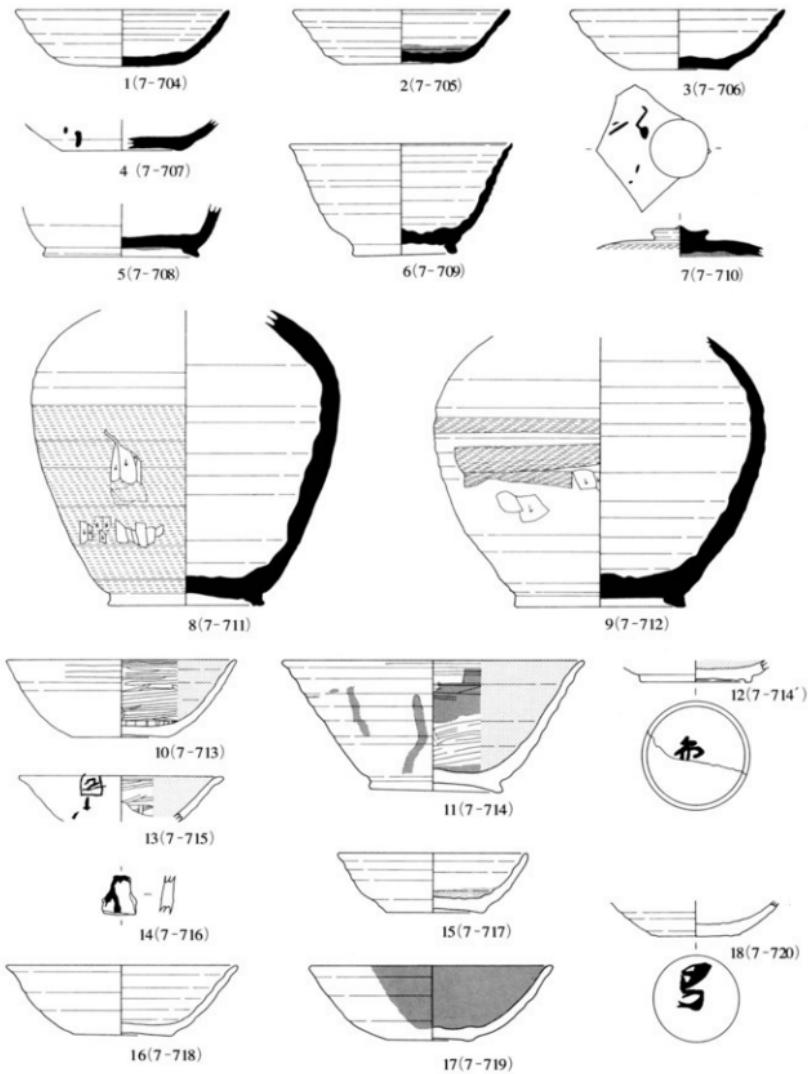
— 46 —

#### S K 1555 第 4 層炭化物層出土遺物 (第 59・60 図、図版 35 ~ 37)

須恵器 (1 ~ 9) : 1・2 はヘラ切り後、撫で調整を施す壺である。2 は内面を硯に転用している。3、4 は糸切り無調整の壺である。4 は底部外面に煤状炭化物がみられ、体部外面に墨痕が認められる。内面は硯に転用している。5 は糸切りで台周縁に撫で調整を施す台付壺である。底部外面を硯に転用している。6 はヘラ切りで台周縁に撫で調整を施す台付壺である。底部外面に煤状炭化物が付着している。7 は擬宝珠状のツマミのつく蓋で、天井部切り離し後、ケズリ調整を施すため、切り離し不明である。天井部外面に判読不能の墨書があり、内面は硯に転用している。8、9 は長頸瓶で、頸部は破損している。体部外面は回転利用のケズリ調整及び縦方向の手持ちケズリ調整を施す。

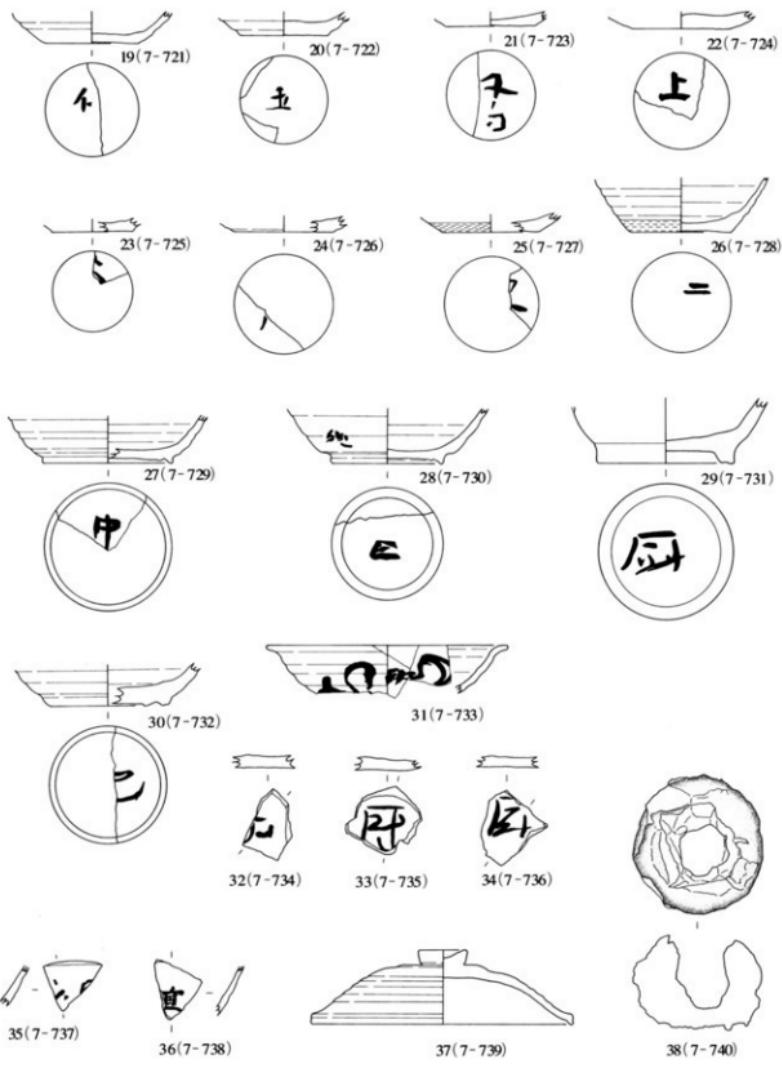
土師器 (10 ~ 14) : 10 は糸切り無調整の壺である。外面口縁部と内面口縁部から体部にかけて横方向、内面底部に放射状のミガキ調整を施す。11 は糸切りで台周縁及び底部に木口状工具で撫で調整を施す台付壺である。内面は体部下半から底部にかけて縦方向のミガキ調整を施した後、口縁部から底部にかけて横方向、内面底部に同心円状のミガキ調整を施す。内外面に漆が付着する。12 は糸切りで台周縁に撫で調整を施す台付壺である。内面底部に放射状のミガキ調整を施す。外面底部に判読不能の墨書がある。13 は壺の口縁部から体部にかけての破片である。内面口縁部に横方向、体部に縦方向及び斜方向のミガキ調整を施す。体部外面に「□厨」の墨書がある。14 は壺の体部破片であり、外面に縦方向のケズリ調整を施す。内面には煤状炭化物が付着する。外面に判読不能の墨書がある。

赤褐色土器 (15 ~ 37) : 15 ~ 24 は糸切り無調整の壺である。18、19、21、23、24 は底部に判読不能の墨書、20 は底部に「土」の墨書、22 は底部に「上」の墨書がある。25、26 は糸切りで体部下端に



第59図 SK 1555土坑第4層炭化物層出土遺物①





第60図 SK 1555土坑第4層炭化物層出土遺物②

ケズリ調整を施す壺である。25は底部に判読不能の墨書、26は底部に「二」の墨書がある。27～30は糸切りで台周縁に撫で調整を施す台付壺である。27は底部に「中」の墨書、28は底部に「日」の墨書、体部に判読不能の墨書、29は底部に「厨」の墨書、30は底部に判読不能の墨書がある。31は壺の口縁部から体部下半にかけての破片で体部外面に「弓弓」の墨書がある。32～34は糸切りの壺の底部破片で32は判読不能の墨書、33、34は「厨」の墨書がある。35、36は壺体部の破片で35は内面に判読不能の墨書、36は外面に「直」の墨書がある。37はリング状のツマミのつく蓋で、天井部切り離し後、丁寧な撫で調整を施すため切り離し不明である。

不明土製品(38)：フイゴ羽口の可能性があるが、フイゴ羽口の送風部にあたる箇所は穴が貫通しておらず、用途は不明である。

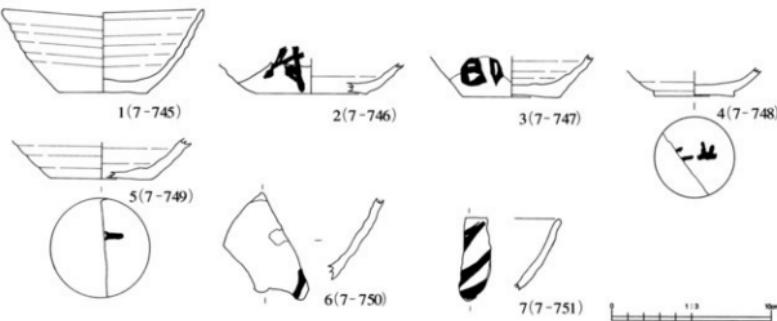
#### S K 1556 出土遺物（第61図、図版37）

須恵器(1)：外面体部にロクロ利用のカキ目調整を施した後、体部下半から下端にかけてケズリ調整を施す小壺である。体部下半に「\*」のヘラ記号がある。

赤褐色土器(2～4)：2は糸切り無調整の壺である。3、4は糸切り無調整の壺の底部破片である。3は「×\*」のヘラ記号、4は判読不能の墨書がある。



第61図 S K 1556土坑出土遺物



第62図 第74次調査出土遺物

第74次調査出土遺物（第62図、図版37）

1は表土出土、2はSK1581土坑埋土出土、3～7は第3層黒褐色土層出土である。

赤褐色土器(1～7)：1～5は糸切り無調整の壺である。2は体部に「厨」の墨書、3は体部、4、5は底部に判読不能の墨書がある。6、7は壺の体部破片で判読不能の墨書がある。

## IV まとめ

### 第75次調査検出遺構の年代と変遷について

第75次調査は、城内中心施設である政庁の南東側に隣接する区域にあたり、調査地西辺は政庁区画施設の南西隅より東へ約65m離れた位置となっている。この区域は、從来から未調査域が存在し、その実態が明確でなかった政庁から外郭東門へ至る間の区域であり、大畠地区中央部から南部における遺構の広がりや利用状況の把握を目的として、昨年度に引き続き実施した。調査の結果、掘立柱建物跡9棟、柱列3列、竪穴住居跡6軒、土坑20基、溝跡7条、土取り穴2基等多数の遺構を確認し、居住域や建物群といった形で周辺の利用状況を知ることができた。

検出遺構については、各遺構の出土遺物や重複関係、建物方位、及び住居壁の方位などから年代や変遷の把握が可能である。

以下、各遺構の出土の年代比定資料や各遺構重複関係の検討を行い、方位関係などをふまえて調査地全体の利用状況の変遷などについて検討を加えてみたい。

#### 1) 各遺構の年代について

調査区北西側のSK 1559埋土中層からリング状のツマミや扁平なツマミをもつ蓋が出土している。これは、秋田城跡出土土器の基準資料である第54次調査SG 1031土取り穴埋土出土土器に類似し、8世紀第3四半期から第4四半期に位置付けられる<sup>(註1)</sup>。したがって、SK 1559は8世紀後半には廃絶され、その後9世紀中葉頃まで窪地として残り、廃棄場として残存していたと考えられる。

一方、SI 1559の東側で検出されたSI 1596・1597よりも重複関係で新しいSI 1595からは、須恵器坏類では法量がやや大きく、ヘラ切り、ナデ調整あるいは無調整のものや、糸切り後にケズリ調整を施すものが出土している。さらに蓋類ではリング状や擬宝珠状のツマミのものが出土している。また、赤褐色土器甕類では、長胴甕の口縁部が上方へやつまみだされる特徴をもつ。これらは、第54次調査SG 1031の17層から44層、上・下層スクモ層出土の土器に類似し、8世紀第4四半期に位置付けられている<sup>(註2)</sup>。のことからSI 1595はこの時期に廃絶していることが考えられる。これより古いSI 1596、SI 1597はやや位置をずらして建てられていることから考慮して、8世紀中葉に位置付けられると考えられる。SI 1596からは底部全面にヘラ削り調整を施した、器高が低く、法量のやや小振りな須恵器坏が出土している。これらは第54次調査SG 1031覆土から出土している土器類に類似していることから、8世紀第2四半期に位置付けられると考えられる<sup>(註3)</sup>。

8世紀第3四半期に位置付けられるSI 1595と重複し、これよりも新しいSK 1617埋土からは赤褐色土器坏Bや底径比の小さい坏Aが出土しており<sup>(註4)</sup>、これらは9世紀第2四半期から第3四半期にかけて位置付けられている、第54次調査のSG 1031の11層から10層にかけての土器様相に類似している<sup>(註5)</sup>。のことからSK 1617は9世紀第2四半期以降9世紀第3四半期までの年代に位置付けられ、9世紀第3四半期頃には廃絶していたと考えられる。

調査区南側のS K 1622埋土より扁平なツマミを持つ須恵器蓋や、平底で底部切り離しが糸切りの体部下端に手持ち削り調整を施す赤褐色土器小型壺が出土している。これらはS I 1595出土土器と類似しているが、小型壺の口縁部が単純な「く」の字状を呈していることから、S I 1595よりやや遅ることとも考えられる（註6）。

調査区西側のS I 1592埋土より9世紀第2四半期頃に位置付けられる赤褐色土器坏B・坏Aが、またヘラ切りあるいは糸切り無調整の須恵器坏が出土している。一方カマド周辺から体部外面にハケ目調整を施し、口縁部が単純な「く」の字を呈する赤褐色土器小型壺や赤褐色土器坏B等が出土している。これらは、9世紀第2四半期から第3四半期に位置付けられる第54次調査S G 1031の11層から7層にかけての土器様相と類似している（註7）。また、S I 1542と重複しこれよりも古いことから9世紀第2四半期以降に廃絶していることが考えられる。これらのことから、S I 1592は9世紀中葉の年代に位置付けられる。9世紀中葉に位置付けられるS I 1592と重複し、これよりも古いS I 1594からは口径が13cm前後のヘラ切りナデ調整で、逆台形を呈する須恵器坏が出土しており、これは9世紀第2四半期頃に位置付けられ（註8）、S I 1594はこの時期に廃絶したと考えられる。

調査区南西側のS K 1622の北側で検出されたS K 1611からは、土器類と共に漆紙文書が出土し、この廃棄年代が重要となっている。出土土器類としては、赤褐色土器は底径比の縮小した坏Aや口縁端部が短く上方につまみ出した小型壺などが出土している。これらは9世紀第4四半期以降の出現が指摘されており（註9）、特に赤褐色土器坏Aについては器型及び法量などから、第54次調査S G 1031の7層出土土器に類似している。このことから、9世紀第4四半期を中心とする年代に位置付けられると考えられる。S K 1611よりも古いS K 1619からは、体部下端にケズリ調整を施す赤褐色土器坏Bとともに、法量の大きな塊状を呈する坏Aが出土している。この坏Aは前述のS G 1031第10層出土土器に類似していることから9世紀第3四半期以降に位置付けられる（註10）。

一方、S K 1622よりも新しいS B 1583については柱掘り方埋土より、脚のついた赤褐色土器鉢形土器や底径比の小さい坏が出土しており、これらは前述したS G 1031の7層出土土器に類似していることから9世紀第4四半期以降、10世紀初頭を中心とする年代に位置付けられると考えられる。

調査区北側で検出されたS I 1595より新しいS B 1582については、柱掘り方埋土より綠釉陶器輪花壇の破片、及び底径比のやや小さい赤褐色土器Aが出土しており、9世紀第3四半期頃に位置付けられる（註11）。

S B 1586については、S I 1541と重複し、これより古いことから9世紀前半以前に位置付けられる。一方、S B 1586よりも古いS B 1588については8世紀後半に位置付けられると考えられる。

以上のような出土遺物からの各遺構の年代的位置付けと、各遺構の建物方位や住居跡の方向との関係を検討した結果、調査区全体において共通する時期的なまとまりと変化の傾向が把握された。

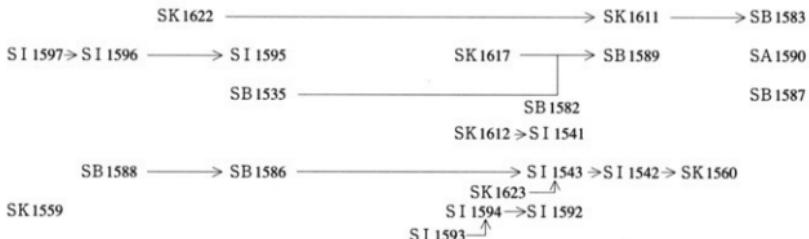
まず今次調査地検出遺構の建物方位及び住居壁の方向は、南北方向が北で西に約1度から6度振れるタイプ、北で東に約5度振れるタイプ、さらに東に約4度から西に4度まで振れるタイプの3タイプに大別される。

第1のタイプは、S I 1597、S I 1596、S B 1588、S I 1595、S B 1535などが該当し、第2のタ

イブには、S I 1594、S I 1592などが該当し、第3のタイプにはS B 1582、S B 1583、S B 1587、S B 1585などが該当する。第1タイプの遺構の年代は、8世紀から9世紀第1四半期頃までのものが該当する。第2タイプの遺構の年代は、9世紀第2四半期のものが該当する。第3タイプの遺構の年代は、9世紀第3四半期以降のものが該当する。

のことから、昨年に引き続き実施された政府域南東側隣接地域である今次調査地でも建物跡や堅穴住居跡の方位に規則が存在していたことと、9世紀前半の第1四半期から第2四半期にかけて、さらに第2四半期から第3四半期にかけてのある時期に、プラン設定の基となる方位の規則性があったことが第72次調査に続き立証された<sup>(註12)</sup>。この方位の規則性に基づけば、出土遺物や重複関係からの年代的位置付けが困難である遺構についても年代的位置付けが可能になると考えられた。特に、区画施設としての意味を持つS A 1590柱列については、柱列の方向が北で約1度東に振れており、S B 1584とその方位が同じであることから調査区東側に展開すると考えられる施設を対象とし、年代的にも9世紀後半の第4四半期以降の年代に位置付けられると考えられる。

以上のような調査地検出遺構の重複関係及び年代的位置付けに基づく変遷を整理すると以下のようになる。



## 2) 調査地の利用状況の変遷について

遺構の年代的位置付けや変遷に基づき、調査地全体の利用状況をまとめると以下のようになる。

まず調査区東側は8世紀中葉から後半にかけて、S I 1597、S I 1596などが造られ、居住域として利用され、西側との間にSK 1559が大きな窪地として存在していた。また、この南には西廻をもつS B 1588が存在していた。S I 1596からS I 1595への建て替えを境にして、第72次調査地と同様に、床面に鍛冶炉を伴うと考えられる堅穴状工房が造られる。鍛冶工房は8世紀後半に廃棄され政府域に近い西側がその中心域となり、生産施設の区域として利用された東側の工房跡地は整地された。

そして、この周辺にS B 1535やS B 1586などの建物がSK 1559土取り穴を囲むような形で設置され、建物群の一面として利用された。9世紀に入り、9世紀第2四半期になると、S B 1531、S B 1533などのような規則的配置に基づく掘立柱建物群の一画として利用された。

9世紀第2四半期後半から、9世紀第3四半期にかけては、掘立柱建物群が廃絶され、ふたたびS

I 1541、S I 1593、S I 1594、S I 1592などの居住域とSB 1582のような掘立柱建物群が造られ、これらの廃絶後に利用状況が変化する。SB 1582と対応する建物群については、調査区外に存在すると考えられる。SK 1559が徐々に埋まり、SK 1555とした窪地となって存在し、遺物の廃棄が行われている。このSK 1555には、多数の漆紙とともに多数の漆付着土器が出土していることから、この時期に存在した住居等が漆關係の工房とも考えられるが、調査区外に遺構の存在が予想され、今次調査では裏付けはできなかった。そして、9世紀後半以降になると、ふたたびSB 1589、SB 1583、SB 1585のような規則的配置に基づく掘立柱建物群の一画として利用される。

以上のように、今次調査地全体及び隣接する第72次調査地の利用状況を重ね合わせて述べてみたが、まだ不明な点が多く課題が残る状況に変わりはない。今回の調査では、南側や東側に存在すると考えられる規則的な配置に基づく建物群を構成する可能性が高い遺構が未検出であり、この地域全体の建物配置やその時期などの把握はできなかったが、平安時代における実務官衙の実能を知るうえで重要な地域と考えられることから、今後この周辺の調査を進めて解明していく必要がある。

- 註1 「秋田城跡出土土器と周辺窯の須恵器編年（試案）」『日本考古学協会 1997年度秋田大会蝦夷・律令国家・日本海 シンポジウムⅡ』1997年
- 註2 a 『秋田城跡平成元年度発掘調査概報』秋田市教育委員会 1990年  
b 『秋田城跡平成2年度発掘調査概法』秋田市教育委員会 1991年  
c 小松正夫「秋田城とその周辺地域の土器様相（試案）－第54次調査の木簡・漆紙文書伴出土器を中心にして－」『第18回古代城柵官衙遺跡検討会資料』1992年  
d 伊藤武士「秋田城周辺須恵器窯の動向について」『秋田考古学46号』秋田考古学協会 1998年
- 註3 註1に同じ
- 註4 赤褐色土器の呼称と坏A・Bの分類については、酸化炎焼成、非内黒、ロクロからの切り離しが回転、静止糸切りのものを赤褐色土器とし、坏類の底部から体部下端及び下半にかけてケヅリ調整を施すものを坏B、無調整のものを坏Aとしている。
- 註5 註2 a b c d に同じ
- 註6 註2 a b c d に同じ
- 註7 註2 a b c d に同じ
- 註8 註1に同じ
- 註9 註1に同じ
- 註10 註2 a b c d に同じ
- 註11 愛知県陶磁資料館主任学芸員井上喜久男氏にご教示いただいた。
- 註12 『秋田城跡平成10年度発掘調査概報』まとめ 秋田市教育委員会 1999年

## V 秋田城跡環境整備事業

平成11年度の整備（鶴ノ木地区第1次18ヶ年計画）

平成11年度の整備は、鶴ノ木地区中央(4)の整備として、建物跡の平面表示及び柱列の表示等を行った。

### 1) 建物跡の表示

本年度の整備地は、南側が急傾斜地の指定を受けるほど後世の土取りにより改変が加えられたところであり、今回表示することとした建物跡もその南側が削平により失われていた。そこで今回建物跡の表示を行うにあたっては、いつもは舗装等の縁切りとして使用している地先境界ブロックを、身舎及び軒の出表示のための舗装厚分だけ下げ、その上にも表示のための舗装を行うことにより、建物はまだあったがこの先は削平により壊されているという表現をすることにした。

舗装材については従来通り、軒の出は上層から珪砂樹脂加工（4号・エポキシ樹脂・ $t = 0.01\text{ m}$ ）、モルタル金ゴテ仕上げ（1:3・ $t = 0.05\text{ m}$ ）、C-4 0路盤（ $t = 0.10\text{ m}$ ）とし、身舎部分は、上層から自然石樹脂加工（ $\phi 3\%$ ・エキポシ樹脂・ $t = 0.01\text{ m}$ ）、透水性アスファルト（ $t = 0.05\text{ m}$ ）C-4 0路盤（ $t = 0.10\text{ m}$ ）を使用した。（第1～3図・図版2）

### 2) その他の整備

秋田城跡の環境整備においては、“原風景の復元”にも力を入れており、花粉分析等に基づいた往時の植生復元も行っている。今回整備を行ったところでは、花粉分析でも検出された黒松（幹周1m以上）が多く自生していたが、平均60cmという盛土による二段根の発生や通気不足、排水不良が充分に考えられること、移植についても幹周が1mを越えるようなものは、長い準備期間が必要であり、掘り取り等による遺構に対する影響も大きいと考えられることから、黒曜石（ $\phi 4 \sim 25\%$ ）を高温で焼成し発泡させたものを $\phi = 4\text{ m}$ 、 $t = 0.15$ で敷き均し、幹周には筒状にした同製品を巻き付け、二段根の発生や通気不足、排水不良を防止することとした。（第4図・図版3）

工事の概要は次のとおりである。

実施地区

鶴ノ木地区

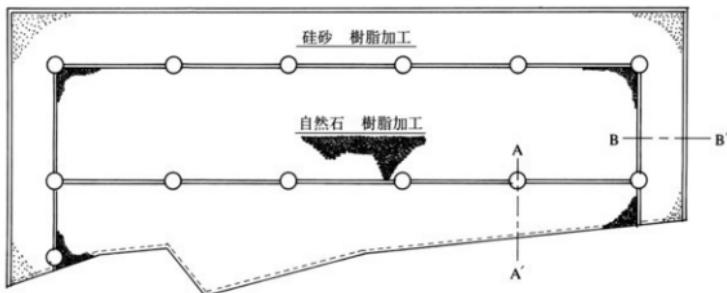
実施面積 2,050 m<sup>2</sup>

総事業費 20,000千円

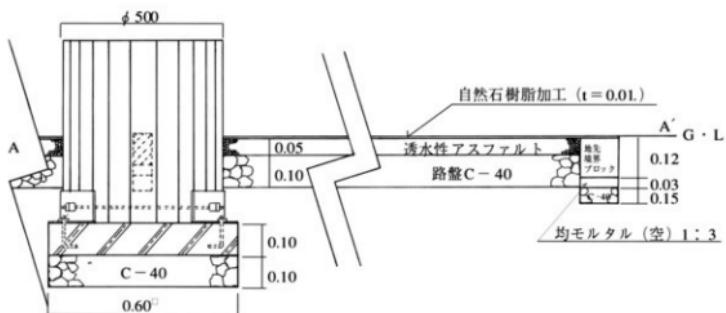
工種	種別	細目	数量	金額(千円)	備考
敷地造成工	土工		1式	4,512	切・盛土(山砂、赤土)
園路広場工	法覆工		タ	76	法面整形・人工芝(38m <sup>2</sup> )
	排水工		タ	73	300型U型側溝(12m)
遺跡表示工	表示工		1式	4,484	建物跡表示(1棟) 柱列表示(10本) 表示用石柱(1基)
修景施設工	植栽工	上木保護工	1式	718	焼成黒曜石(Φ4~25mm)
		上木植栽工	タ	283	黒松
		下木植栽工	タ	390	ドウダンツツジ・サツキ(大盆)
		生垣工	タ	846	マサキ3本/1m(70m)
	芝工	種子吹付	1,640m <sup>2</sup>	261	白クローバー・ペントグラスハイランド・ケンタッキーブルーグラス
直接工事費計				11,643	



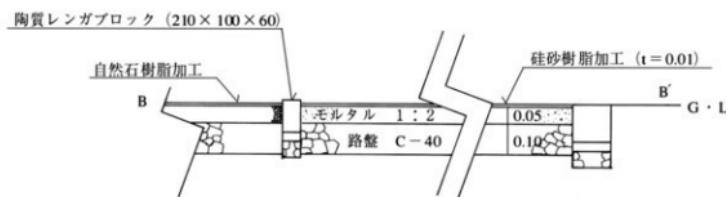
図版1 平成11年度環境整備地全景



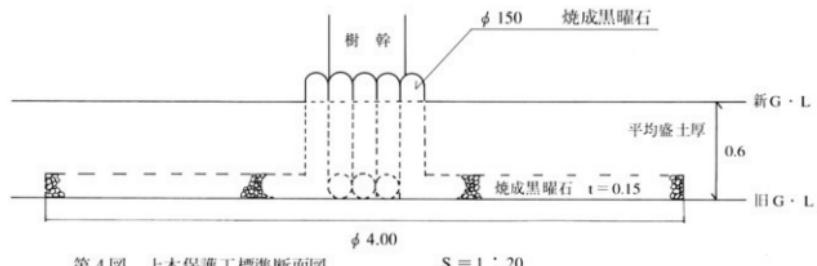
第1図 建物跡表示平面図 S = 1 : 150



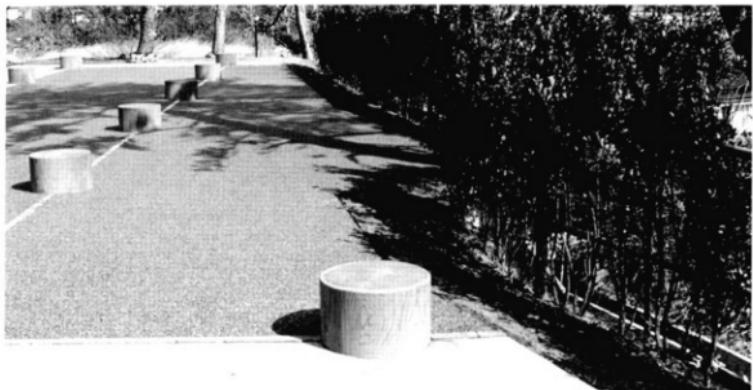
第2図 A-A' 断面図 S = 1 : 10



第3図 B-B' 断面図 S = 1 : 10



第4図 上木保護工標準断面図



図版2 建物跡平面表示



図版3 上木保護工



図版1 第75次調査航空写真（上：西）



第75次調査 遺構全景(最上層面検出状況) (北から)



第75次調査 遺構全景(最上層面検出状況) (北西から)



第75次調査 遺構全景(重複関係上位検出遺構) (北から)



第75次調査 遺構全景(重複関係上位検出遺構) (北西から)



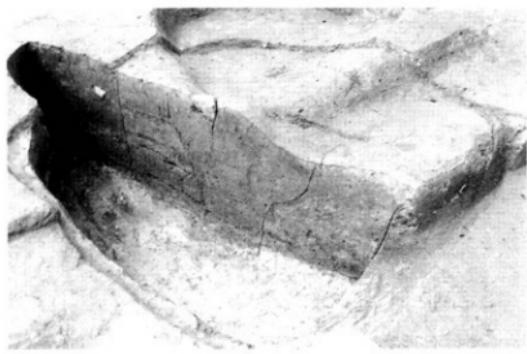
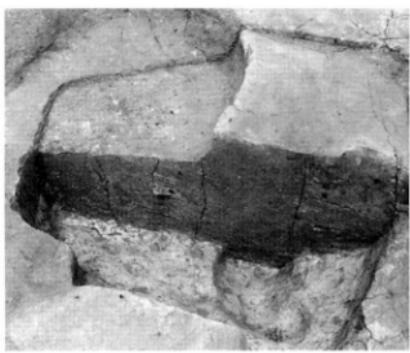
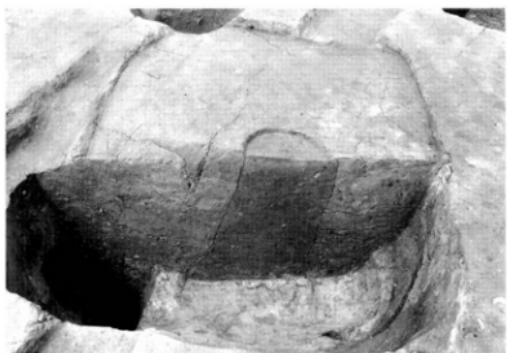
第75次調査 遺構全景(重複関係下位検出遺構) (北から)



第75次調査 遺構全景(重複関係下位検出遺構) (北西から)



S B 1582 挖立柱建物跡（西から）



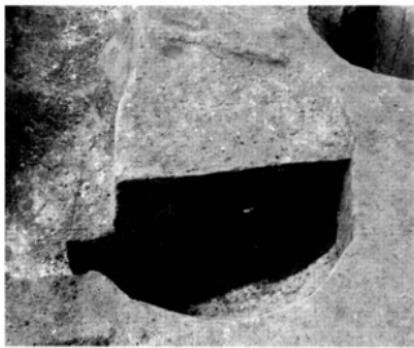
S B 1582 挖立柱建物跡柱掘り方断面



S B 1583 挖立柱建物跡（西から）

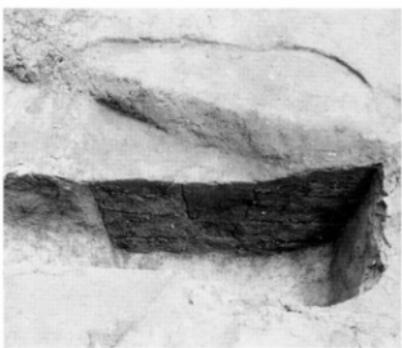
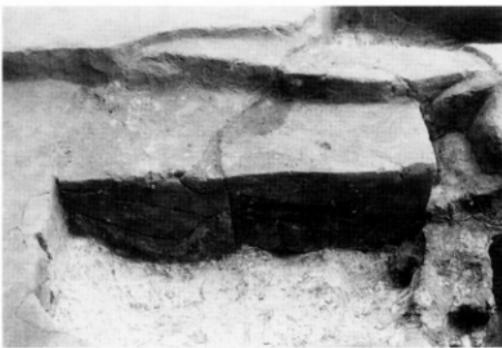
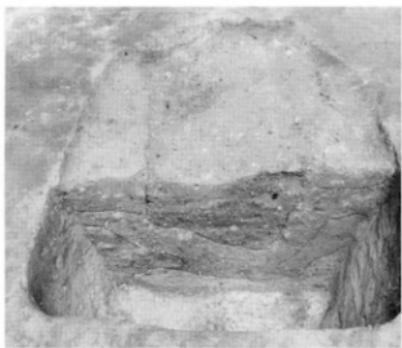
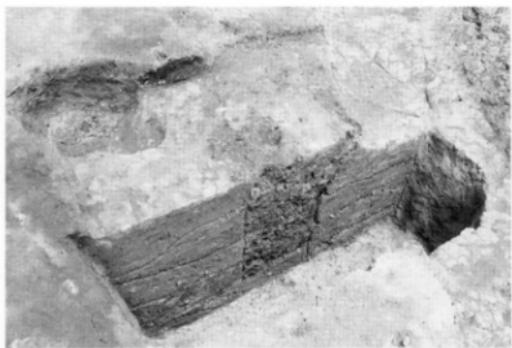


S B 1583 挖立柱建物跡  
柱掘り方断面

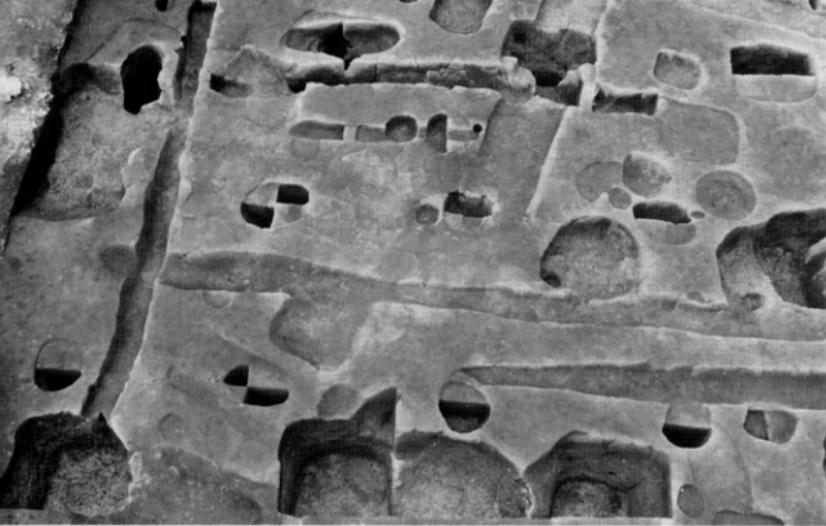




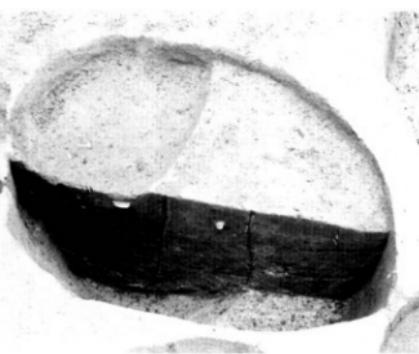
S B 1535 挖立柱建物跡（北東から）



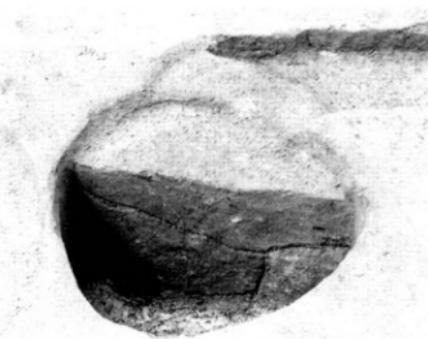
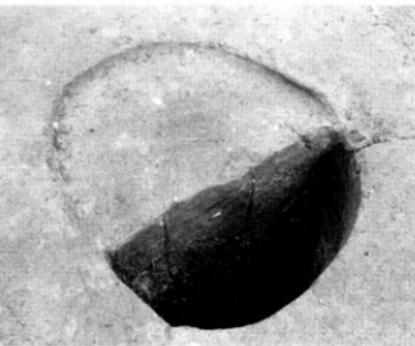
S B 1535 挖立柱建物跡柱掘り方断面



S B 1584 挖立柱建物跡（東から）

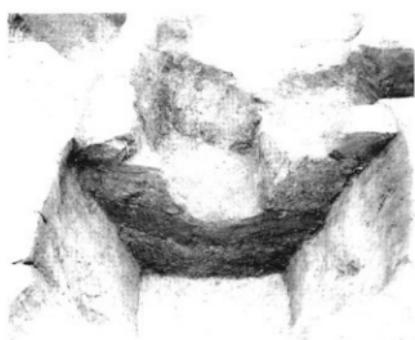
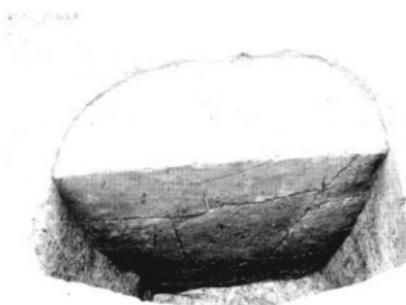


S B 1584 挖立柱建物跡  
柱掘り方断面





S B 1585 挖立柱建物跡（西から）



S B 1585 挖立柱建物跡柱掘り方断面



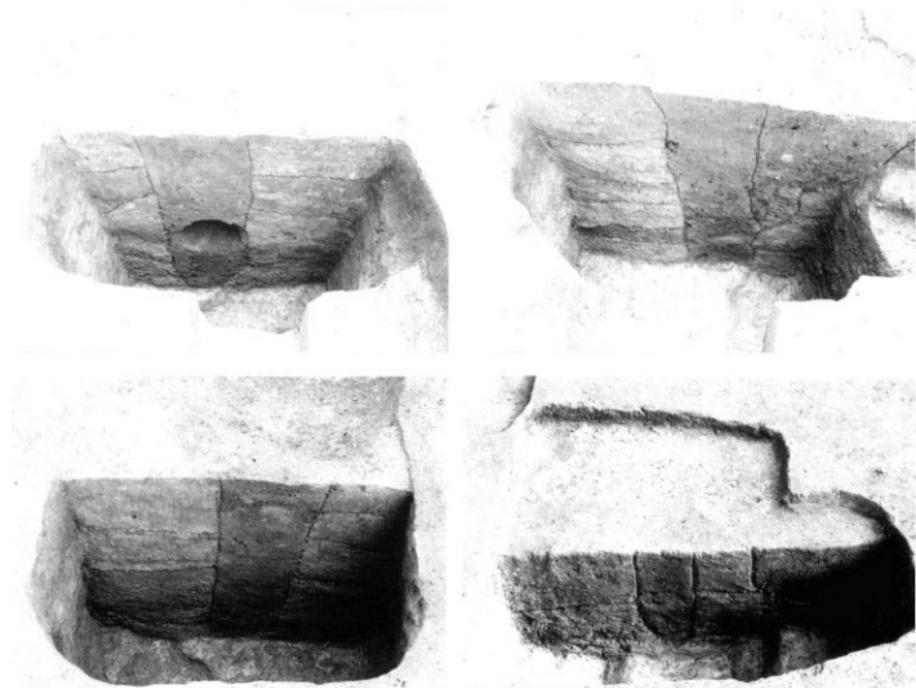
S B 1586 挖立柱建物跡（西から）



S B 1586 挖立柱建物跡柱掘り方断面



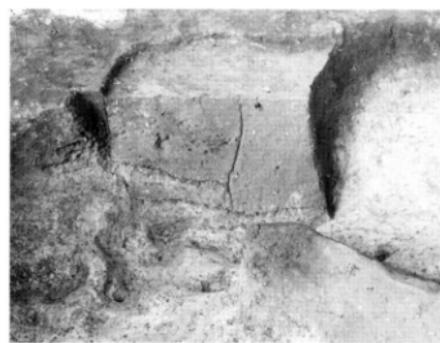
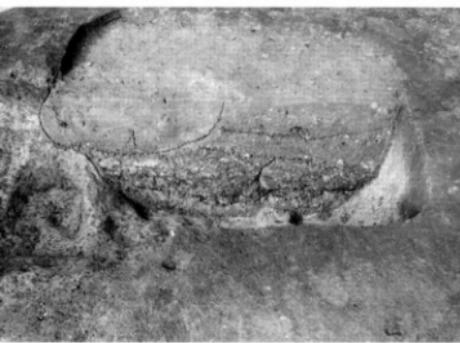
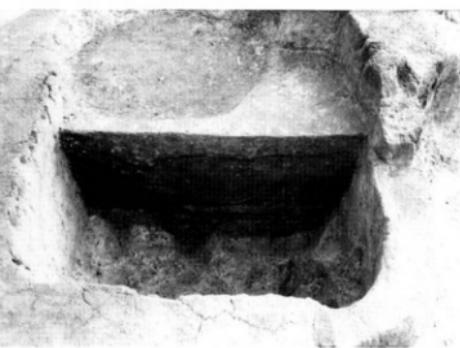
S B 1588掘立柱建物跡（西から）



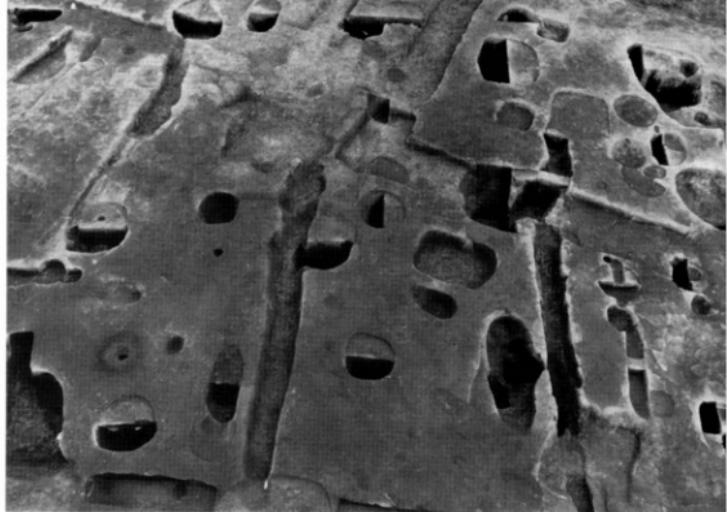
S B 1588掘立柱建物跡柱掘り方断面



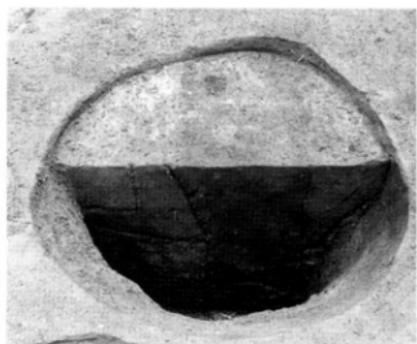
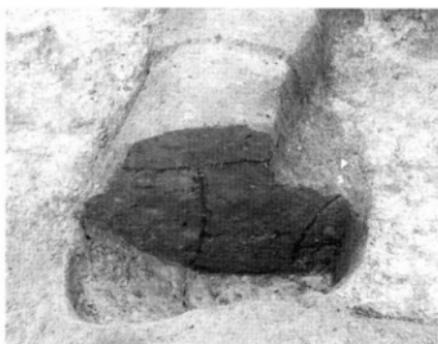
S B 1587・1589掘立柱建物跡（東から）



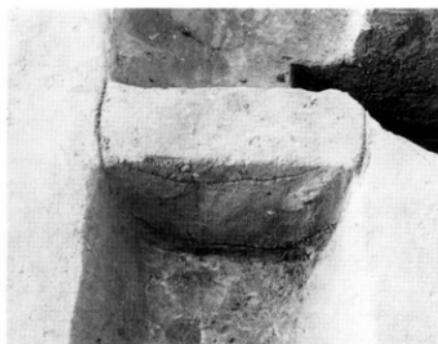
S B 1589 掘立柱建物跡柱掘り方断面



SA 1590 柱列・S D 1599溝跡（南から）



S A 1590柱列柱掘り方断面



S D 1599溝跡北側断面（南から）



S D 1599溝跡南側断面（南から）



S I 1592 竪穴住居跡  
(西から)



S I 1592 竪穴住居跡  
カマド (西から)



S I 1593 竪穴住居跡  
(西から)

S I 1594  
豎穴住居跡  
(南から)

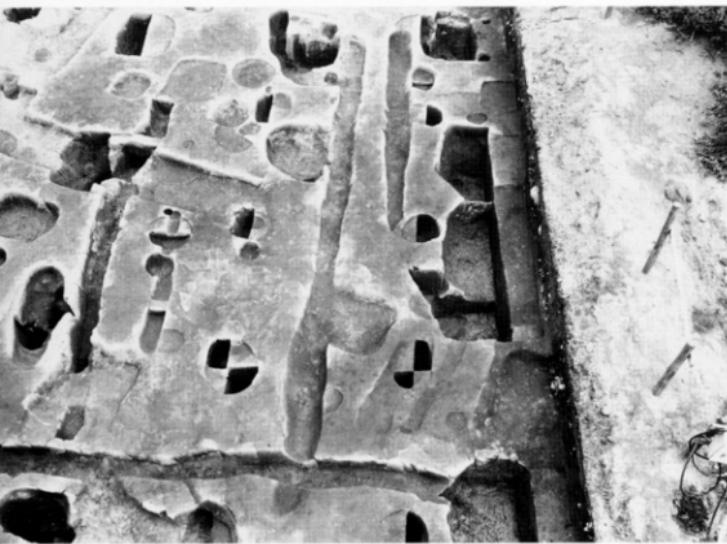


S I 1595～S I 1597  
豎穴住居跡  
(南から)

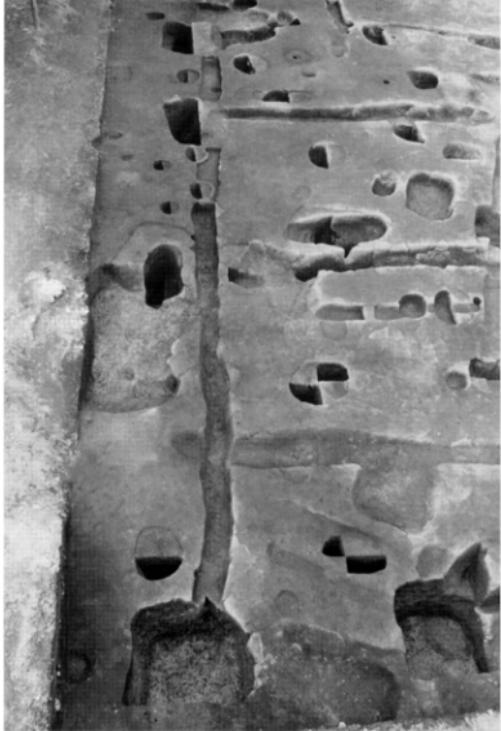




S I 1595 · S I 1597 垂穴住跡  
西壁周溝  
(南から)



S D 1598 · S D 1600 · S D 1602 溝跡 (南から)



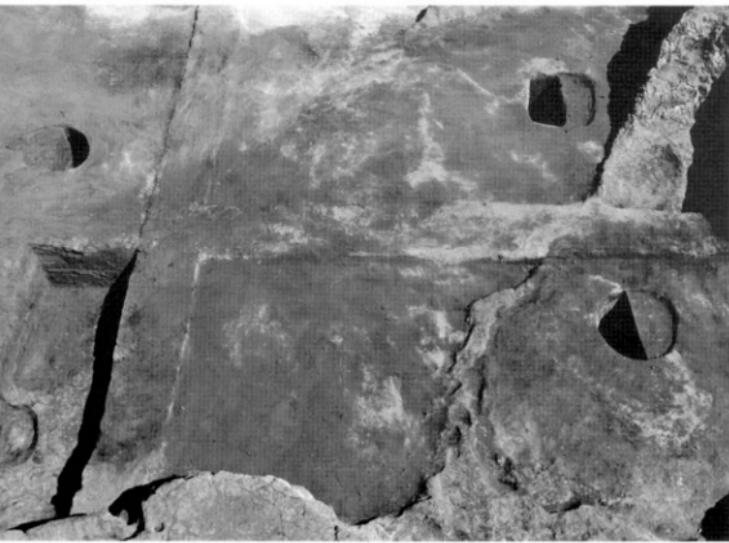
S K 1559 土取り穴  
(南から)



S K 1559 土取り穴  
(南から)



S K 1559 土取り穴（西から）



S K 1559 土取り穴中層検出柱掘り方（南から）



S K 1560 土取り穴（南から）



S K 1560 土取り穴工具痕跡（北から）



S K 1605土坑（南から）



S K 1606土坑（北から）



S K 1611 土坑 (南から)



S K 1611 土坑漆紙文書出土状況



SK 1614 土坑（南から）



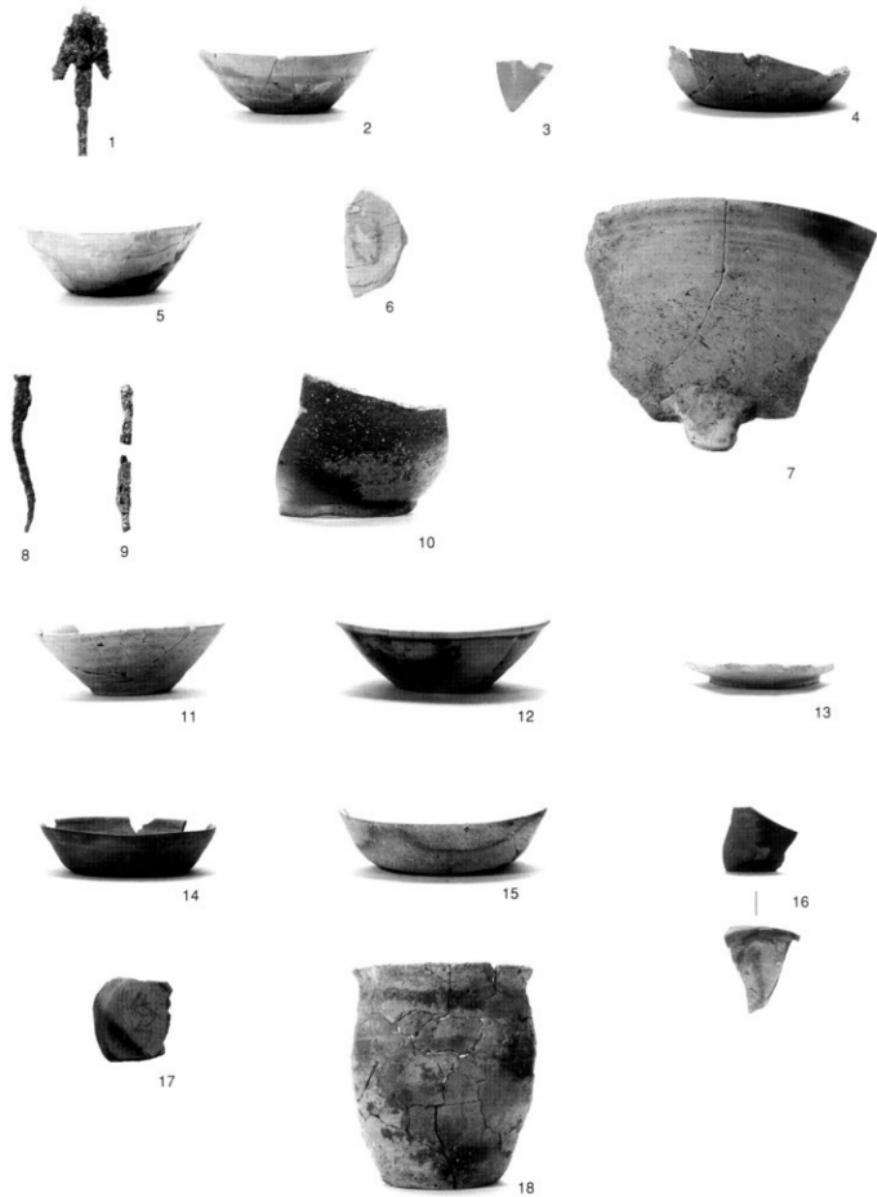
SK 1615・SK 1616 土坑（南から）



S K 1617土坑 (南東から)

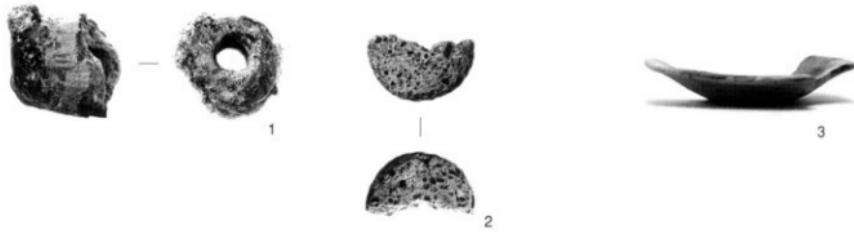


S K 1622土坑 (南から)



図版 24

I	S B 1535	2 · 3	S B 1582	4 ~ 7	S B 1583
8 · 9	S B 1585	10 · 11	S I 1542	12 · 13	S I 1543
14 ~ 18	S I 1592				



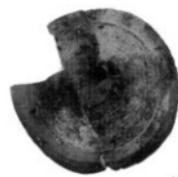
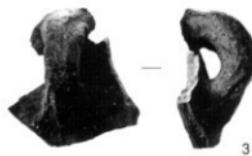
図版 25

1・2 S I 1592

3 S I 1593

4 S I 1594

5~15 S I 1595



図版 26

1 ~ 5 S I 1595

6 S I 1596

7 S D 1602

8 ~ 16 S K 1559



1



2



3



5



6



9



7



8



10



11



12



13



14





図版 29

1~16 S K 1559

17~21 S K 1560



1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11



12



13



14



15



16



17



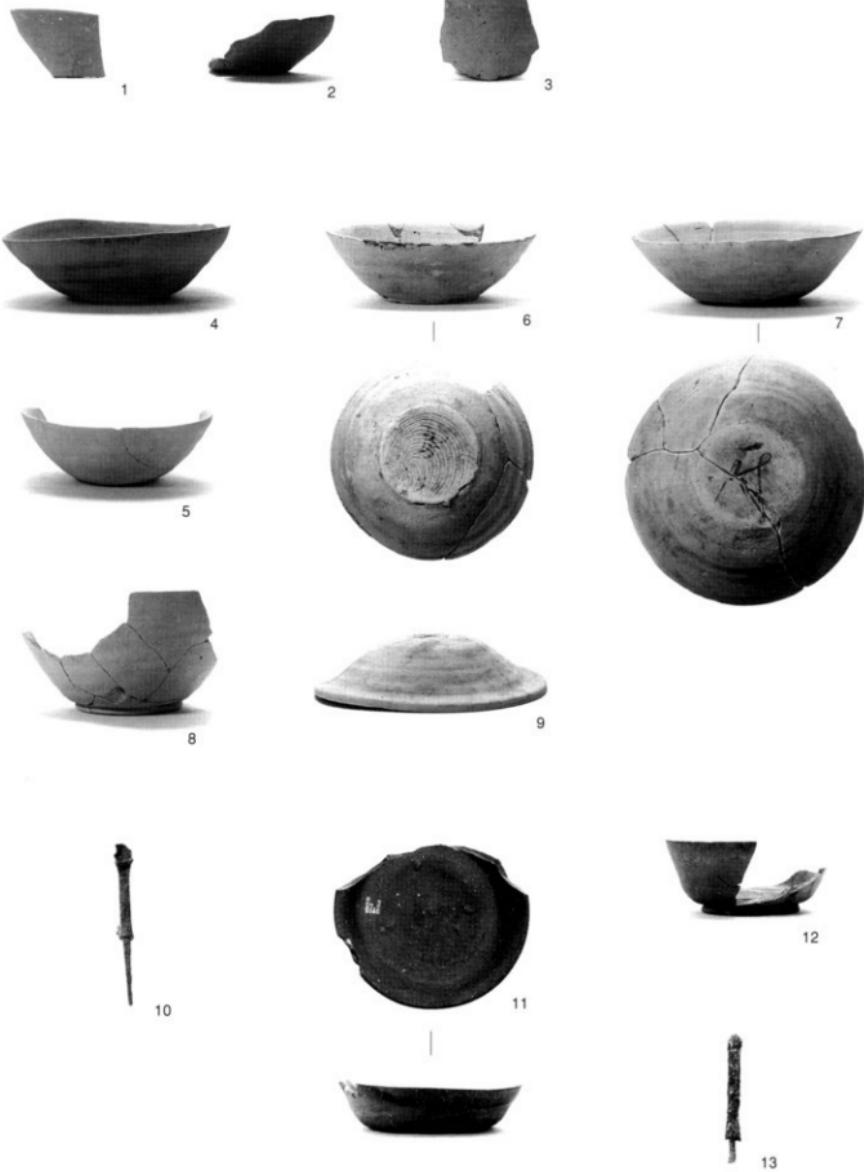
18



19



20



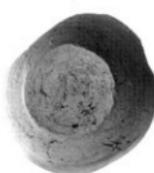
図版 31

1 ~ 3 SK 1611

4 ~ 9 SK 1613

10 SK 1614

11 ~ 13 SK 1616



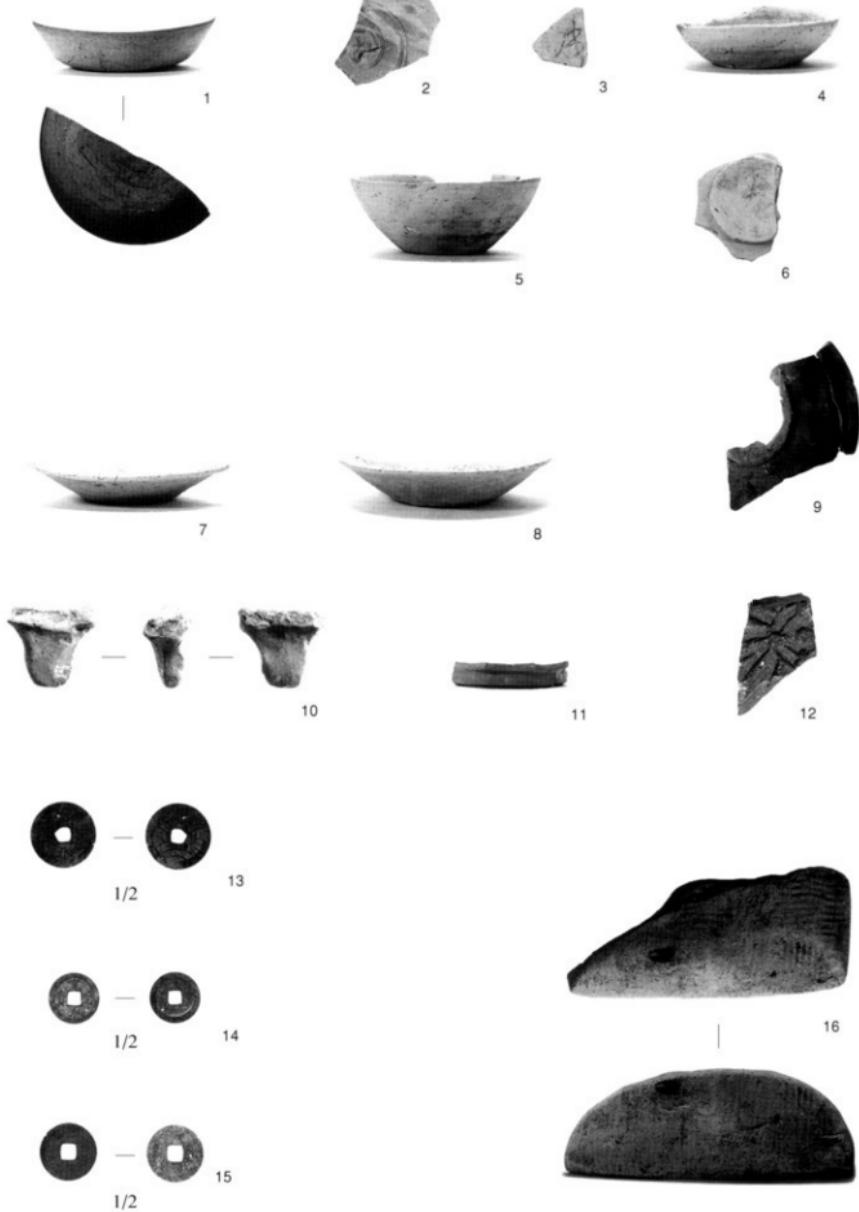
13

図版 32

1 ~ 8 SK 1617

9 ~ 10 SK 1619

11 ~ 13 SK 1622



图版 33 1~15 表土·表探·旧耕作土 16 第3层暗褐色土层



1



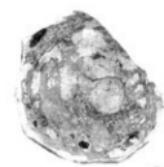
2



3



4



5



6



7



8



9



1/4

図版 34

1 ~ 3 第4層黒褐色土・褐色土層  
6 ~ 8 SK 1555 第2層炭化物層4 ~ 5 SK 1555 第1層  
9 SK 1555 第1 ~ 3層



1



2



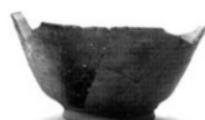
3



4



5



6



7



8



10



11



9



12



13



1



2



3



4



5



6



7



9



10



8



12



11



13



図版 36 1 ~ 13 S K 1555 第 4 層炭化物層



1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11

図版 37

1~6 S K 1555 第4層炭化物層  
10·11 74次調査

# 秋田城跡第七五次調査出土漆紙文書

## 二、形狀

現状では、わずかな正位文字と左文字の部分的筆画が確認できる程度の状態であった。この状態は、一紙の表裏に文書が記載されていることを意味しているが、紙は風化され、きわめて脆弱となつており、オモテ面に正位文字がわずか数文字を確認できるにすぎない。ただ、裏面は漆の付着が厚いため、漆紙そのものは良好な状態を維持している。

今回の解説作業では、右のような資料状態を十分に配慮して、以下のような手順で解説を進めた。

まず現状を写真撮影した。次に数文字の正位文字が遺存する部分を除いて、脆弱な薄皮状態の部分を剥がし取ると、左文字の墨痕が鮮やかに確認できた。これは、漆が浸透した紙の一層が裏文書の墨痕を左文字としてとどめているものと想定できる。

a 断片  
四年

黒  
□ 湖  
□ 緑二具

b 断片  
卷

三、内容

A (正位文字) 文書

文字の大きさは、約五ミリほどであり、籍帳類に特有の小さな文字といえる。墨痕はわずかに五文字しか確認できないので、詳細は不明であるが、歴名と割書された年齢と年齢区分、小さな文字などの特徴からは、籍帳類に属する文書とみることができよう。

さらに、本文書は上半部に（人名）+年齢・年齢区分、下半部にも「太麻呂」という人名記載が認められる。

こうした籍帳類の記載様式としては、一つには通常の一段書きで、「太麻呂」は註記部分の可能性もありうるが、おそらくは、その記載

大領公子諸  
□鳥力

五年 (上) 料  
少領上毛野朝臣虫麻呂  
弓四張 矢四具

十二月 □ □ 日国司 守多治比 □ 真  
史生飛鳥戸

大領公子諸  
□鳥力

太麻呂

第一六号文書  
一、积文  
A (正位文字)

太麻呂

年 □

□ 女

B (左文字)

国立歴史民俗博物館教授  
平川 南

南

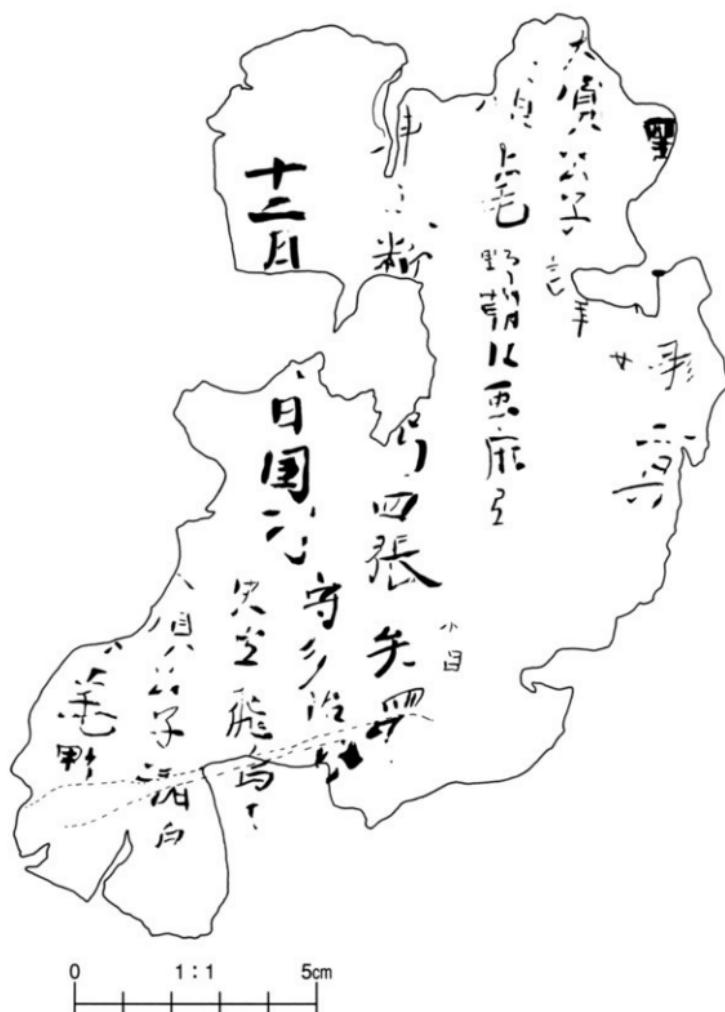


図1 26号文書 実測図  
(左文字を反転させた図)

様式は、上・下二段に記載した歴名簿とみることができるのではないか。その大きな理由は、秋田城出土の漆紙文書にすでに同様の書式をもつものが二例確認できる点である。それらは一昨年（一九八八年）第七二次調査で出土した第一六号文書（死亡帳）（拙稿「秋田城跡第七二次調査出土漆紙文書について」、「秋田城跡－平成三十年度秋田城跡発掘調査概報」秋田城跡調査事務所、一九九九年）および一九八二年第三六次調査で出土した第二号文書（出撃帳様文書）（拙稿「秋田城跡第二号・第三号出土漆紙文書について」秋田城出土文字資料集－秋田城跡発掘調査事務所研究紀要Ⅰ、秋田城跡調査事務所、一九八四年）の二点である。

「秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅰ」秋田城跡調査事務所、一九八四年）の二点である。

「秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅰ」秋田城跡調査事務所、一九八四年）の二点である。

この上・下二段の記載様式は、正倉院文書として遺る京進文書には大宝二（七〇二年）の御野国戸籍の三段の記載をのぞくと、例がない。京進する正式なものではなく、秋田城に留め置かれたものと考えられ、一紙により多くの歴名記載が可能な二段の様式が使用されたと見ることができるであろう。

#### B(左文字)文書

文字の大きさは、約一センチほどであり、界線はみえない。

記載内容は、武器・武具と某郡の大領・少領名を記し、文末に十

二月 □ 日の日付のあとには、国司の守・史生および某郡の大領・少領が連記されている帳簿と考えられる。

律令体制下においては、国郡の器仗（武器）は、年毎に帳を録して、朝集使に附けて兵部に申すことと規定されている（軍防令42・從軍甲仗条）。正倉院文書の中の天平六年（七三四）「出雲国計会帳」には、朝集使進上の公文として、官器仗帳・伯姓器仗帳各一巻がみえる（「大日本古文書」一巻五九八頁）。

十月

一十一日進上公文貳拾玖卷貳紙

（文文三卷）

孝伏一卷

孝討物帳一卷

夷會一卷

放

四季帳一卷

経法帳一卷

諸司帳一卷

本法帳一卷

法度帳一卷

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放

放</

一方、「政事要略」(一〇〇八—一〇年ごろ成立)卷五十七に載せる「朝集公文」の中に「国器仗帳」および「郡司器仗帳」がみえる。

## 政事要略卷第五十七 交替義事

舞公文事上

大蛇八月廿日 八月廿日

陸奥九月廿日 九月廿日

私鑑九月廿日 九月廿日

神社帳九月廿日 九月廿日

鳥帳九月廿日 九月廿日

釋家帳九月廿日 九月廿日

百姓小馬帳九月廿日 九月廿日

出雲國計会帳九月廿日 九月廿日

防令帳九月廿日 九月廿日

延喜式九月廿日 九月廿日

國分二寺資財帳九月廿日 九月廿日

護經帳九月廿日 九月廿日

僧尼帳九月廿日 九月廿日

猶木帳九月廿日 九月廿日

應計會帳九月廿日 九月廿日

通津帳九月廿日 九月廿日

官倉帳九月廿日 九月廿日

諸郡領設帳九月廿日 九月廿日

關稅帳九月廿日 九月廿日

公私船帳九月廿日 九月廿日

郡司器仗帳九月廿日 九月廿日

多賀城跡出土漆紙文書〔武具貢進文書〕

使三枝部山道所進

胡祿四百枚

辆一百卷

者而無解文

四日

口

※納は弓を射るとき弦が左手頭を打つその衝撃を防ぐ革製品。

この帳簿は、出羽国内の各郡から「(某)年上料」として数年間分(四年)」「五年上料」など貢進された武器・武具に関するもので、各郡別に武器・武具と責任者としての郡領(大領・少領)名、さらに文末には月日の記載のあとに、武器の管理責任者として、国司の守・史生および某郡の大領・少領が連記されているものとみてよいであろう。

このような帳簿に類似する現存文書としては、「越中國官倉納穀交替記」「平安道文」二〇四、石山寺藏があげられよう。

「越中國官倉納穀交替記」は延喜十年(九一〇)を最近の過去とする交替の時、前後司の対検による正倉収納穀、特に不動穀の算勘が行われた際に規定によって作成された公文である。

これら諸国で毎年製作される武器は、兵部省に報告され、その様仗(ためし)〈見本〉が種類別に一つ貢進されることと定められていた。〈見本〉が種類別に一つ貢進されることと定められていた。

※征箭は矢を入れて背に負う道具。

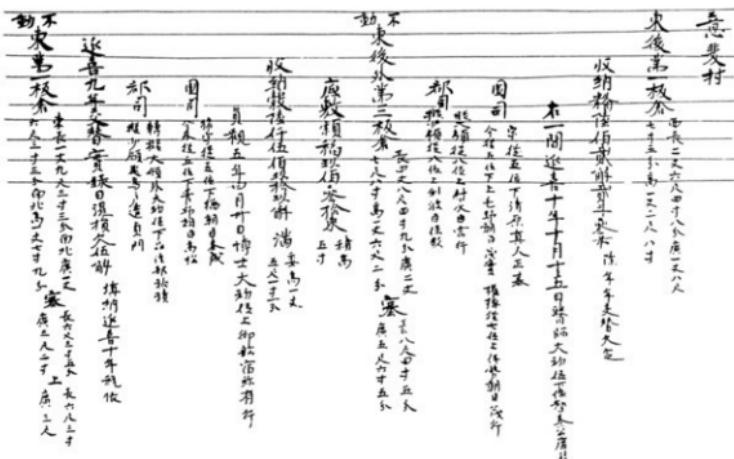
これら諸国で毎年製作される武器は、兵部省に報告され、その様仗(ためし)〈見本〉が種類別に一つ貢進されることと定められていた。

なお、b断片に「卷」という数量単位がみえる。武器・武具類のうち、数量単位「卷」は、次の資料を参考とすれば、「辆」と推定できるであろう。

三号漆紙文書（裏—二次文書）の特徴でもある。

第一三号文書

三号漆紙文書（裏—一次文書）



越中国官倉納穀交替記模式図

第一三号文書

三号漆紙文書（裏—一次文書）

意斐村  
東後高  
松原  
面二丈二尺八寸八分廣二丈八尺  
地主無所有二丈八尺八寸

收納物候耕者并其夫妻本降年未終久定

在一間逐吉十月十五日請品大約伍石每石五蒲札

國司 守住五住下清原真人正義

今住五住下守前の定生 旗掛地守姓と守家前田政行

部司 被掛地守姓と守家前田政行

表之八公四十九ト廣ニ丈 塞三丈八尺才五寸

不東里外第三級 畏才八公才六尺二寸半 塞廣五丈才八尺才五寸

不東里外第四級 畏才八公才六尺二寸半 塞廣五丈才八尺才五寸

收納物候耕者并其夫妻

真親五牛山十月博士大助佐御松宮林有行

守多治比真下守前田政行

守多治比真下守前田政行

部司 被掛地守姓と守家前田政行

表之九公四十九ト廣ニ丈 塞三丈八尺才五寸

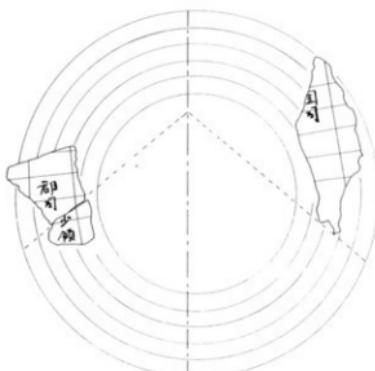
不東里外第五級 畏才八公才六尺二寸半 塞廣五丈才八尺才五寸

不東里外第六級 畏才八公才六尺二寸半 塞廣五丈才八尺才五寸

不東里外第七級 畏才八公才六尺二寸半 塞廣五丈才八尺才五寸

不東里外第八級 畏才八公才六尺二寸半 塞廣五丈才八尺才五寸

ところで、漆紙文書の出土した土壙（SK-161-2）は、土器の年代から九世紀後半のものと推定されている。そこで本文書の「国司」の「守多治比真×」という人物は、文献史料にみえる九世紀代の出羽国守名から特定することは可能であろう。まず、九世紀代の出羽国守を含む出羽国司表を示すと、次のとおりである。



第一三号文書 ふた紙の復原図

九世紀の出羽国司表

西曆	年号	位階	西曆	年号	位階
八二九八二八二七六五八二四西三八二〇八二一八二〇八二九八二二八二六五八二一八二一八二二八二一	弘仁	弘仁	八二〇八〇九八〇八〇八八〇九八〇八〇七八〇六八〇五八〇四八〇三八〇二	大同	大同
六五四五三二一四三三一一〇九八七六五四三	從五上	從五下	二一四三二一四	從五下	從五下
(小野萬葉)	11百濟王教復	3大祚明今人見	1佐伯社屋	閑(一)夷(二)諸侯(三)納貢	1百濟王敬告
	從五下				
	7蘇我長嗣	蘇我長嗣主			
...					

西暦	年号	位階	守	出羽國司	位階	陣・日
八九四	貞平	八八〇	元慶	八七九	八七七	八六四
八九三	八九〇	八八一	仁和	八八〇	八七八	八六五
八九二	八九一	八八二	元慶	八七九	八七六	八六六
八九一	八九〇	八八三	従五下	八七八	八七五	八六七
八八九	八八八	八八四	一	八七七	八七四	八六八
八八八	八八七	八八五	四	八七一	八七三	八六九
八八七	八八六	八八六	三	八七〇	八七二	八七〇
八八六	八八五	八八五	二	八七〇	八七一	八七一
八八五	八八四	八八四	一	八七〇	八七二	八七二
八八四	八八三	八八三	八	八七〇	八七三	八七三
八八三	八八二	八八二	七	八七〇	八七四	八七四
八八二	八八一	八八一	六	八七〇	八七五	八七五
八八一	八九〇	八九〇	五	八七〇	八七六	八七六
八九三	八九二	八九一	四	八七〇	八七七	八七七
八九二	八九一	八九〇	三	八七〇	八七八	八七八
八九一	八九〇	八九一	二	八七〇	八七九	八七九
八八九	八八八	八八九	一	八七〇	八八〇	八八〇

次に九世紀後半に限定して、出羽国守に関する史料を参考までに掲げておきたい。

能代市史 資料編 古代・中世一  
平成十年三月三十日発行  
編集 能代市史編さん委員会

八九五  
八九六  
八九七  
八九八  
昌泰  
二一九八七  
従五上  
4編撰

九世紀後半の出羽守関係史料

855 『類聚三代格』一八 貞觀一七年

○五月十五日  
太政官符

○六月廿一日  
『日本文德天皇実錄』齊衡二年

從五位下藤原朝臣弘道爲出羽守。

應比定始承徒一年新疋狹布一万疋之事  
右得主出羽國解二稱。檢案内。從貞觀六年以降。正稅帳所立  
用過給二狹疋。狹布二万五千六百九疋。其銀載三不与前守安倍朝  
臣比萬解由狀。進官已畢。厥後國吏等依例給運行二疋。而歸  
來狹徒每年數千疋。過給之數及方三千六百疋。今以有定之疋。  
給無限之徒。人衆物寡。溪谷難填。夫夷狄爲性。無違教  
諭。曾對恩賞。懷和野心。望請。准先例。被定年新二万三  
千六百疋。則所司不勞勸出。國吏無煩遷替。請請。官  
裁者。右大臣宣奉。奉勅宣以二万疋定爲年新。若調狹布  
不足。以正稅實充。但通行以三國司公疋一疋納。立爲恒例。

貞觀十七年五月十五日

860 『日本三代実録』貞觀二年  
○正月十六日  
散位從五位下藤原信蔵爲出羽守。  
864 『日本三代実録』貞觀六年  
○正月十六日  
是日。以正三位行中納言兼陸奥出羽按察使平朝臣  
高棟。〔中略〕並爲大納言。〔中略〕鐵守將軍從五位下兼上野權  
介小野朝臣春枝爲〔中略〕鐵守將軍如故。從五位下行武藏介安  
倍朝臣比高爲出羽守。

865 『日本三代実録』貞觀七年  
○正月廿七日  
散位從五位下伴宿仲春宗爲陸奧介。從五位下出  
羽守介安倍朝臣比高爲守。從五位下行陸奥介文室朝臣甘樂麻  
呂爲鐵守將軍。

868 『日本三代実録』貞觀十年  
○正月十六日  
大藏少輔從五位下多治真人高禪爲出羽守。從五位  
下御春朝臣岑能爲鐵守將軍。

877 『日本三代実録』元慶元年  
（貞觀一九年四月十六日改元）  
○十一月廿一日  
會三百官而賈誼。賜綵各有差。〔中略〕從五位下行  
出羽守藤原朝臣興世正五位下。〔後略〕

貞觀十年正月に出羽守に任せられた多治(比)真人高棟は、少なくとも、貞觀十七年五月当時ににおいても、出羽守に在任していたことは、

「類聚三代格」卷十八 貞觀十七年五月十五日官符にみえる「前安倍朝臣比高」の不与解由状の一件で明らかである。すなわち出羽国の解

文によれば、貞觀六年以降秋祿が超過して支給されたことを前守安倍朝臣比高は不与解由状(公務が完了せず事務引継ぎができないときの書類)に記し、官に提出していたという。貞觀十七年五月当時、秋祿の年料額を太政官に上申した出羽国守は、多治比真人高棟であったとみて間違いないであろう。そして、「日本三代実録」元慶元年十一月廿一日条によれば、その時の出羽守は藤原朝臣興世である。

結局のところ、多治比真人高棟は、貞觀十年(八六八)正月に出羽守に着任し、貞觀十七年(八七五)五月十五日以降元慶元年(八七七)十一月廿一日までの間のある時点で藤原朝臣興世と出羽守を交代したと考えられる。上記の史料を参照するならば、本漆紙文書中にみえる「×五年上料」は、「貞觀十五年上料」と判断できる。そして、a断片の「四年」も同様に「貞觀十四年上料」の一部とみなせよう。本文書の年紀も、「貞觀十五年上料」の次行に「十二月□□日付」とみてよい。

点から考へると、貞觀十五年十二月□□日付とみてよい。

国司の「史生飛鳥戸」は、特定する史料がない。ただ、陸奥国に關係する「飛鳥戸」というウジ名は、次のような例があげられる。すな

わち、延暦八年(七八九)の征夷軍と阿弓流為率いる蝦夷軍との壮烈な戦闘で征夷軍側は大敗し、多くの戦死者を出したが、そのなかに陸奥国関係者とともに「安宿戸」(=飛鳥戸)というウジ名の人物が含まれている。

別将丈部善理(陸奥国磐城郡人)

進士高田道成

会津壯麻呂(陸奥国会津郡の人)

安宿戸吉足

大伴五百繼

【『続日本紀』延暦八年六月甲戌条】

某郡「大領公子」に關係する出羽国の史料としては、時期的に降るが、いわゆる後三年の役(一〇八三~八七)に登場する雄勝郡の擬少領外正六位下吉弥候武信、大領外徒五位下吉弥候武宗、少領徒六位下吉弥候秀武の例があげられよう。

A・B両文書の本来の表裏關係は、A文書が五文字程度しか確認できなければ、にわかには決めがたい。ただ、B文書では、人名のうち、「ウジ名十名」の記載が、「上毛朝臣虫麻呂」の一例のみであるが、自署ではなく、一筆で記されている。

B文書に類似した「収納物品+収納責任者」を繰り返し、連記する帳簿として、例えば、正倉院文書中の「錢納帳」(神護景雲四年(七〇〇))があげられる(国立歴史民俗博物館「正倉院文書拾遺」便利堂 一九九二年)。

貞

三官請新錢壹於貢文右雜用科自收所請

革上馬卷 嘴裏成

火鎮大法師齊忠 別當大法師國智

法師

廿九日納新錢壹貫

右雜用科自收所請

革上馬卷

嘴裏成

火鎮大法師齊忠

別當大法師

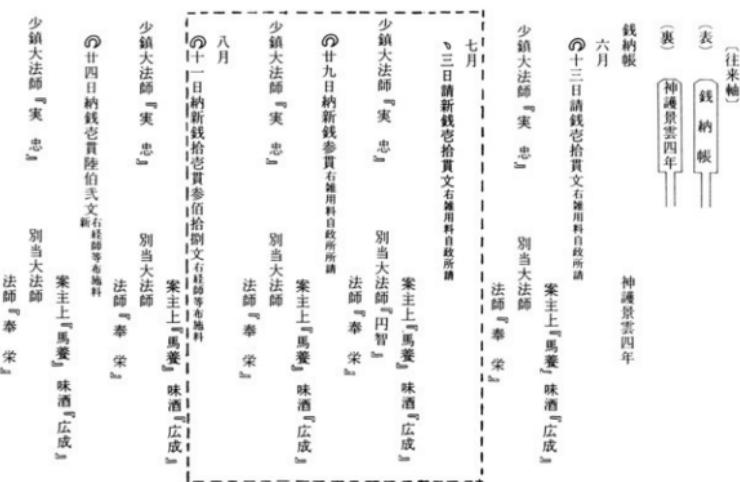
法師奉革

八月

十月納新錢拾壹貫壹佰拾捌文

右經師等布施科

「奉寫一切經所錢納帳」



この「錢納帳」の場合、収納責任者の名の部分は原則として自署している。

その点では、B文書は、一筆で「ウジ名十名」を記載しており、正式な帳簿とはいえない。

錢納帳

◎十二日請錢壘拾貢文右雜用料自政所請

案主上『馬養』味酒『広成』

少林大法師一寒

七  
九

十月三日請新錢毫拾貫文右雜用料自政所請

少林大法师

劉少奇在《答朱德同志》一文中說：「鄧小平同志是我們黨的優秀領導人，是我們黨的軍事家，是我們黨的軍事思想家。」

廿九日納新錢參貲右雜用料自政所所請

案主上『馬養』味酒『広成』

少鎮大法師『寒忠』

法師『奉榮』

八月

「十一日納新錢拾壹貫參佰拾捌文右經銷等布施料

案主上一馬齋味酒庄成

少鉢力法師・実

卷之三

卷之三

少林大法師『疾忠』

法師『奉榮』

卷之三

もう一点は、B文書は、国司、郡司のすべてが、位階、勲位等を省略している。このことは先に挙げた「越中国官倉納穀帳」および秋田城跡第一三号漆紙文書の裏文書とともに位階を明記しているのとは相違する。とくに秋田城跡第一三号文書は二次文書にもかかわらず位階の記載がある。この点では、B文書は、正式な公文ではなく、秋田城跡に留めおかれる帳簿と考えられる。すなわち、数年間にわたって郡別に秋田城へ貢進した武器と出納責任者として郡司の名を列記し、各郡末には月日と国司および郡司を記し、責任の所在を明らかにしたものと把えられる。その点において、本帳簿は、兵部省に毎年提出される「国器仗帳（官器仗帳）」の案文というよりは、その「国器仗帳」をも含めた秋田城に備えおかれた数年にわたる器仗関係の帳簿といえよう。

以上の点を考え併せると、現段階では、B文書は一応「秋田城器仗帳」であるとみておきたい。貞觀年間当時の出羽國府は出羽郡に所在したとすれば、秋田城管下の器仗帳も最終的には国府へ送付され、「出羽国器仗帳」としてまとめられたと推測できるであろう。

最後に試みに本文書を復原して示しておきたい。

〔復原〕

○○郡

貞觀十四年上料

大領

少領

貞觀十五年上料

十二月□日 国司

郡司

○○郡

.....

貞觀十四年上料 黑漆胡祿二具 紗○卷

大領公子諸鳥

少領上毛野朝臣虫麻呂

貞觀十五年上料

弓四張 矢四具

十二月□日 国司

守多治比真人高棟  
史生飛鳥戸○○

末筆ながら、資料整理および解説にあたりご助力をいただいた日本  
学術振興会特別研究員三上喜孝氏に対して深く感謝の意を表したい。

郡司 大領公子諸鳥  
少領上毛野朝臣虫麻呂



第26号文書裏焼き写真（赤外線テレビカメラ）

# 報告書抄録

ふりがな	あきたじょうあと							
書名	秋田城跡							
副書名	平成11年度秋田城跡発掘調査概報							
卷次								
シリーズ名	秋田城跡調査概報							
シリーズ番号								
編著者名	日野 久、松下秀博、西谷 隆、進藤 靖							
編集機関	秋田市教育委員会、秋田城跡調査事務所							
所在地	〒011-0901 秋田県秋田市寺内字焼山56 Tel 018-845-1837 Fax 018-845-1318							
発行年月日	2000年3月							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村	北緯 。 。 。	東経 。 。 。	調査期間	調査面積 m <sup>2</sup>	調査原因	
あきたじょうあと 秋田城跡	あきたしてらうち 秋田市寺内	05201	186	39度 44分 20秒	140度 05分 00秒	第75次調査 1990.4.12～ 1999.1.207	1,300	学術調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
秋田城跡 第75次調査	城柵官衙 遺跡	奈良～平安	掘立柱建物跡 竪穴住居跡 柱列 溝跡 土坑 土取り穴跡	9棟 6棟 2列 7条 20基 2基	須恵器、土師器、赤褐 色土器、墨書き土器、灰 釉陶器、綠釉陶器、瓦、 硯、斐伊ゴ羽口、土製 品、鉄製品、石製品、 漆紙文書、錢貨、繩文 土器、弥生土器	政庁跡東側の大畠地区 中央部の調査 正位文字の文書が籍帳 類、左文字の文書が秋 田城器仗帳様文書と考 えられる九世紀後半の 漆紙文書が出土した 平安時代の官衙プロッ クを構成する可能性が 高い建物群を検出した		

# 秋田城跡調査事務所要項

## I 組織規定

秋田市教育委員会事務局組織規則 拠点  
〔昭和37年5月8日教育規則第3号  
改 正 昭和52年11月21日第11号〕

### 第1条

4. 第3条第4項に掲げる事務を分掌させるため、文化振興に所属する機関として、秋田城跡調査事務所を置く。

### 第3条

4. 秋田城跡調査事務所における事務分掌は、おおむね次のとおりにする。

一、史跡秋田城跡の発掘に関すること。

二、史跡秋田城跡の出土品の調査および研究に関すること。

## II 発掘調査体制

### 1) 調査体制

秋田市教育委員会

教育長 石黒俊郎

文化課長 小松正夫

調査機関

秋田城跡調査事務所

所長 日野久

主席主査 松下秀博

主査 西谷隆

主事 進藤靖

### 2) 調査指導機関

宮城県多賀城跡調査研究所

---

秋田城跡（平成11年度）

印刷・発行 平成12年3月  
発 行 秋田市教育委員会  
秋田城跡調査事務所  
〒011-0901 秋田市寺内字焼山56  
TEL 018-845-1837 FAX 018-845-1318  
印 刷 秋田印刷製本株式会社

---

